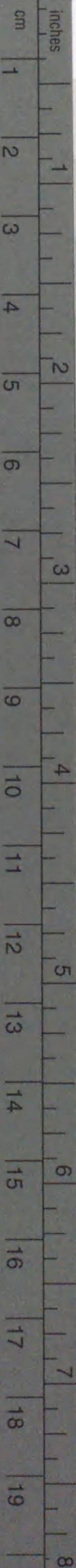


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

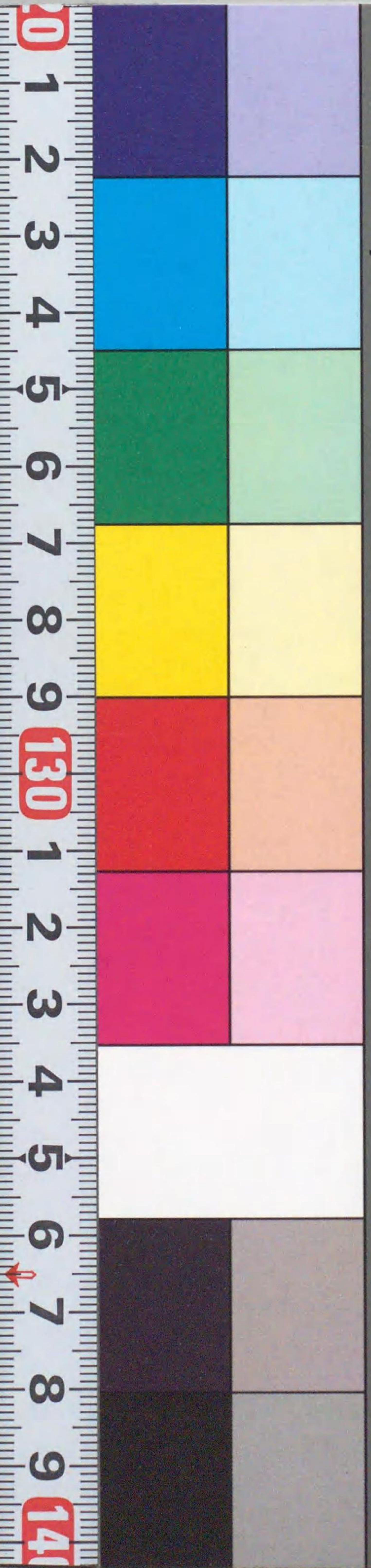
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



GB22

7



00675046



東京大學史料編纂所編纂

大日本史料

第十一編
之十三

東京大學藏版

210.08
~~To 456d~~ (分)
GB22
7



075046

大日本史料

第十一編之十三目次

正親町天皇

天正十三年

正月

- 一日 四方拜、……………
- 下野佐野ノ佐野宗綱、上野館林ノ長尾顯長ト下野下彦間ニ戰フ、是日、之ニ死ス、尋デ、相摸小田原ノ北條氏直、佐野氏ニ人質ヲ徵ス、……………
- 二日 山城賀茂惣中、羽柴秀吉ニ歳首ヲ賀ス、是日、秀吉、之ニ答フ、……………
- 三日 是ヨリ先、羽柴秀吉、伊勢大神宮ニ遷宮ノ用途ヲ上リ、入目ノ注文ヲ徵ス、是日、秀吉、注文ノ至レルニ答フ、尋デ、稻葉重執・牧村政吉ヲ遣シテ、出納ノコトヲ督セシム、……………
- 本願寺光佐、顯如、使ヲ羽柴秀吉ニ遣シテ、歳首ヲ賀ス、尋デ、秀吉ノ養子於

目次 天正十三年正月

義伊^秀康^康ニモ亦、歳首ヲ賀ス、……………一三八
筒井氏・徳川氏・伊達氏・小早川氏・島津氏等ノ年頭祝儀、
 長宗我部元親ノ弟香宗我部親泰、今村與助ニ、徳政ニツキテ令ス、……………一五一
 六日 敍位、……………一五二
八月二十八日ノ敍位等、
 安藝新莊ノ吉川元長、同國西禪寺門下座牌ノ位次ヲ定ム、……………一五三
 八日 太元帥御修法、……………一五四
 九日 大友氏ノ老臣田原紹忍・同親盛、書ヲ筑後山下ノ蒲池鎮運ニ遺リテ、其忠節ヲ褒ス、……………一五七
 十日 北條氏直、下野足利ノ長尾顯長ト相會ス、……………一五八
 十二日 羽柴秀吉、池田照政^輝ノ老臣伊木忠次ニ書ヲ與ヘ、照政ヲシテ、美濃大垣ヨリ、同國岐阜ニ徙ラシム、……………一五九
 十四日 神祇大副吉田兼和^兼、參内シテ、歳首ヲ賀シ奉ル、……………一六一
吉田家・山科家等ノ正月ノ祝儀、

北條氏直ノ族同氏照・氏邦、下野ニ在陣ス、是日、氏直、利根川ニ船橋ヲ架シ、同國足利ノ長尾顯長等ニ命ジテ、渡舟ヲ停メシム、……………一八〇
 十五日 神祇大副吉田兼和^兼、祓ヲ上ル、……………一八二
本年中ノ祓獻上、
 十六日 吉田兼和^兼、丹波龜山ニ之キテ、羽柴次^秀勝^勝ノ成婚ヲ祝シ、祓ヲ遺ル、……………一八二
兼和、再ビ祓ヲ進ム、
 十七日 吉田兼治、三毬打ヲ上ル、……………一八七
 京都ノ奉行前田玄以、參内シテ、歳首ヲ賀シ奉ル、……………一八七
 佐竹義重、徳川家康ニ書ヲ遺リテ、羽柴秀吉トノ媾和ヲ賀ス、尋デ、義重ノ屬將多賀谷重經モ亦、家康ノ臣大久保忠隣ニ書ヲ遺リテ、之ヲ賀ス、……………一八七
 羽柴秀吉、毛利輝元ノ質小早川秀包^元ニ暇ヲ與ヘテ、歸國セシム、是日、黒田孝高・蜂須賀正勝、之ヲ輝元ノ臣井上春忠ニ報ジ、且備前ノ處分竝ニ紀伊雜賀及ビ四國出兵ニ就キテ、秀吉ノ意ヲ傳フ、……………一八九

十八日 仙洞御所作事始、……………一九一

御謠アリ、……………一九五

十九日 和歌御會始、……………一九五

權大納言大炊御門經頼ヲ罷メ、權中納言中山親綱ヲ權大納言ト爲ス、……………一九六

下總佐倉ノ千葉邦胤、原大炊助等ニ軍令ヲ付ス、……………一九六

島津義久、書ヲ秋月種實・宮成公基・時枝隆令ニ遺リテ、筑後高良山在陣ノ大友義統ノ兵ニ備ヘシム、是日、種實ノ、龍造寺政家ノ服屬ヲ賀セ
ルニ答ヘ、馬ヲ贈ル、……………一九八

二十日 京都ノ奉行前田玄以、酒樽ヲ誠仁親王ニ上ル、……………二〇一

毛利輝元、出雲三刀屋ノ三刀屋久扶ノ忠信ヲ褒シ、誓書ヲ與フ、……………二〇一

廿一日 大友義統ノ弟田原親家、豊後日田ヨリ筑前ニ出デ、秋月種實ノ屬城長尾・針目等ヲ攻陥ス、……………二〇二

廿二日 羽柴秀吉、攝津有馬ニ浴ス、……………二〇六

羽柴秀次・同秀長・荒木道薫等ノ茶會、

廿四日 長岡幽齋、藤孝丹後ヨリ上京ス、尋デ、大坂ニ之ク、……………二〇八

足利義昭ノ使者柳澤元政、義昭ノ内書ヲ龍造寺政家ニ致ス、尋デ、元政、薩摩鹿兒島ニ抵ル、……………二一〇

廿五日 北條氏政、下野在陣ノ弟同氏邦ニ書ヲ與ヘテ、戦況ヲ問ヒ、進ンデ敵ヲ攻撃セシム、……………二二二

廿七日 御能樂アリ、……………二二三

島津義久ノ老臣上井覺兼、日向宮崎ヲ發シテ、薩摩鹿兒島ニ赴ク、……………二二五

廿八日 是ヨリ先、羽柴秀吉、弟秀長ヲ名代トシテ、織田信雄ヲ訪ハシム、是日、秀吉、信雄ノ老臣飯田半兵衛尉ノ之ニ盡力セルヲ褒ス、……………二三七

廿九日 北條氏直、上野善導寺ニ禁制ヲ下ス、……………二三九

三十日 香宗我部親泰、土佐寶鏡寺ノ掟ヲ定ム、……………二四〇

是月 唐船、薩摩硫黃島附近ニ破船ス、……………二四一

二月

二日 羽柴秀吉、肴并ニ馬糧ノ調達ヲ、伊勢神戸ノ生駒近規ニ命ズ、是日、近

規ノ臣小森政秀、其過書ヲ出ス、……………二四三

島津義久ノ將伊集院忠棟、肥後廣福寺ヲシテ、寺領ヲ安堵セシム、……………二四四

三日 下總大谷口ノ高城胤則、同國國分寺ニ條規ヲ付ス、……………二四四

四日 是ヨリ先、毛利輝元、平賀元相ヲ伊豫ニ遣シ、横松ヲ守ラシム、是日、
元相、同國大洲ノ宇都宮豐綱ノ兵ト延尾ニ戰フ、……………二四六

五日 足利義昭、永雄英甫ヲ建仁寺住持ト爲ス、……………二五〇

義昭、惠笠龍・守黃桂等ヲ真如寺住持トナス、
故足利義氏ノ奉行等、祥桂ヲ禪興寺住持トナス、

羽柴秀吉ノ室淺野氏、攝津阿彌陀寺ニ、藥師堂建立ノ費用ヲ寄進ス、……………二五二

徳川家康、三河吉良城ヲ修築ス、……………二五四

信濃高遠ノ保科正直、埋橋彦兵衛ニ知行ヲ充行フ、……………二五五

六日 興福寺薪猿樂、……………二五六

七日 北條氏照、伊達政宗ノ臣遠藤基信ニ、關東ノ形勢ヲ報ジ、政宗ノ家督相
續ヲ賀ス、……………二五七

九日 加賀小松ノ村上頼勝、同國本蓮寺ニ田畠ヲ寄進ス、……………二五八

毛利輝元、粟屋元喜ヲシテ、同元信ト共ニ三月二日ヲ期シ、警固船ヲ率
キテ、紀伊雜賀ニ出陣セシム、……………二六〇

十日 吉川元春及ビ備後甲山ノ山内隆通ヲシテ、泉涌寺舍利殿再興ニ奉加セシ
メ給フ、……………二六一

羽柴秀吉、織田信雄ノ上洛ニ就キ、石清水八幡宮惣中ヲシテ、路次ヲ普
請セシム、……………二六二

十一日 毛利輝元、羽柴秀吉ノ意ニ從ヒテ、伊豫來島ノ村上通昌ノ歸國ヲ許ス、
是日、小早川隆景、同國能島ノ村上武吉・元吉父子ニ誓書ヲ與ヘテ、疏
意ナキ旨ヲ述ブ、尋デ、乃美宗勝モ亦、之ニ誓書ヲ遺ル、……………二六三

輝元、隆景ヲシテ、因島吉充父子ニ保護ノ意ヲ諭ラザルコトヲ傳ヘシム、

十二日 右大臣二條昭實ヲ關白・氏長者ト爲シ、内覽ノ宣旨ヲ下シ、牛車・兵仗
ヲ賜フ、又、青蓮院尊朝法親王ヲ天台座主ニ補ス、……………二六六

織田信雄、水野勝成及ビ吉村氏吉ヲシテ、紀伊雜賀表出陣ノ用意ヲ致サ

信濃穂高社ノ式年遷宮ニヨリ、同國仁科ノ仁科盛員等、諸郷ノ所役ヲ注シム、……………二七四

十三日 羽柴秀吉、三月二十一日ヲ期シテ、紀伊ニ出馬スベキ旨ヲ、小早川隆景ニ報ジ、領内ノ警固船ヲ悉ク和泉岸和田ニ集結セシム、又、一柳末安ニモ之ヲ報ジ、大坂附近ニ著陣セシム、……………二八四

十四日 羽柴秀吉、徳川家康ノ臣本多重次ニ物ヲ遣リテ、其子仙千代重ノ成ノ、家康ノ次子於義伊秀康ニ從ヒテ、大坂ニ抵レルヲ賞ス、……………二八五

徳川家康、織田信雄ノ老臣瀧川雄利ニ書ヲ遣リテ、信雄ノ上洛セルヤ否ヤヲ問フ、……………二八五

十五日 飛驒姉小路三木秀綱、舟坂又左衛門ヲシテ、彌次衛門跡職ヲ安堵セシム、……………二八六

肥後人吉ノ相良忠房歿ス、弟頼房長、家督ヲ繼グ、尋デ、薩摩鹿兒島ノ島津義久、頼房ニ肥後豊田ヲ安堵セシメントス、……………二八七

十六日 大友義統、戸次道雪ノ將竹迫鑑種・由布五兵衛尉ノ筑前立花城留守ノ功

ヲ褒ス、尋デ、米多比鎮久ノ戦功ヲ賞シテ地ヲ與フ、……………二九三

十七日 權大納言久我季通ノ、敦通ト改稱スルヲ聽ス、……………二九五

羽柴秀吉、京都町民ヲシテ、仙洞御所ノ築地ヲ築カシム、……………二九七

十八日 春日祭、……………三〇五

三千院最胤法親王、延曆寺傳教大師廟堂及ビ浄土院學室建立ノ爲メ、吉川元長ヲシテ、盡力セシメラル、……………三〇六

羽柴秀吉、小早川秀包元總ニ河内ノ内一萬石ヲ與フ、是日、秀包、大坂ヨリ安藝ニ歸ル、……………三〇六

秀包、安藝嚴島社ニ神馬ヲ寄進ス、

十九日 興福寺一乘院尊政、父近衛龍山前久ト不和ノコトアリ、近衛信輔、奈良ニ下リテ、之ヲ調停ス、是日、信輔、歸洛ス、……………三〇九

龍山、山城慈照寺ヲ借ル、

越中弓莊ノ土肥政繁、有澤圖書助ニ同國嶋村等ノ地ヲ充行フ、……………三一一

二十日 安藝新莊ノ吉川元春・同元長父子、二宮長實ヲシテ、兄春實ノ遺跡ヲ安

堵セシム、尋デ、元春、父俊實ノ所領ヲ知行セシム、……………三二三

廿一日 佐竹義重、書ヲ常陸眞壁ノ眞壁道無ニ遺リテ、道無・氏幹父子ニ對シ疏
意ナキ旨ヲ述ブ、……………三二四

前田利家、能登大福寺ヲ修造ス、……………三二六

大友義統、屋山中務少輔・村山日向守ノ筑前岩屋城留守ノ功ヲ褒ス、又、
肥後小國ノ北里惟昌ノ忠信ヲ褒ス、……………三二八

廿二日 本願寺光佐、顯如、使ヲ上リテ、歳首ヲ賀シ奉ル、誠仁親王ニモ亦、之ヲ賀
シ奉ル、……………三二九

織田信雄、伊勢長島ヨリ大坂ニ抵ル、……………三三〇

徳川家康、駿河建徳寺ニ禁制ヲ下ス、……………三三二

廿四日 本願寺光佐、顯如、和泉貝塚ノ亭ニ病ム、是日、醫竹田定加ヲ京都ヨリ招キ
テ、診察セシム、……………三三二

前田利家、羽柴秀吉ノ命ニ依リ、越中出馬ニ就キテ、船舶ノ領外ニ航ス
ルヲ禁ズ、……………三三三

肥前日野江ノ有馬鎮貴、晴信、薩摩鹿兒島ニ抵リテ、島津義久ニ謁シ、其偏
諱ヲ請ヒテ、久賢ト改名ス、……………三三五

廿六日 織田信雄、大坂ヨリ入京ス、尋デ、信雄ヲ權大納言ニ任ジ、正三位ニ敍
ス、……………三三八

羽柴秀吉、山城枇杷莊ノ地ヲ片桐貞隆ニ充行フ、……………三三二

廿七日 北條氏直、相摸荻野ニ樂市ノ法度ヲ下ス、……………三三二

廿八日 羽柴秀吉、大坂ヨリ入京ス、……………三三四

是月 前田利家ノ將村井長頼、佐々成政ノ領邑越中蓮沼ヲ火ク、……………三三六

是ヨリ先、島津義久、日向高城ノ山田有信ヲシテ、島津・大友兩軍兵士
ノ同國耳川ニ戦死セル者ノ爲メニ、施餓鬼會ヲ修セシム、是月、有信、
供養塔ヲ建ツ、……………三五〇

圖版 宗麟原供養塔

(目次終)

大日本史料 第十一編之十三

正親町天皇

天正十三年乙酉

正月大盡
癸酉朔

一日、癸酉四方拜、

〔公卿補任〕五十 天正十三年乙酉年、四方拜有之、
正親町院下

〔續史愚抄〕五十 正月一日、癸酉、四方拜如恆、無節會・小朝拜等、長曆、公卿補任、或記、

下野佐野ノ佐野宗綱、上野館林ノ長尾顯長ト下野下彦間ニ戦ヒ、是日、
之ニ死ス、尋デ、相摸小田原ノ北條氏直、佐野氏二人質ヲ徴ス、

〔青木氏蒐集文書〕○京都大學所藏

此度於下彦間之寄居ニ、佐野宗綱被討捕義、忠信不淺候、走廻無比類候、依之佐貫之庄須
賀之郷之内ニ三千疋之所任置候、彌戰功尤候、仍如件、

天正十三年正月一日

豐嶋彦七郎
宗綱ヲ下彦
間ニ討取ル

顯長之ヲ賞ス

天正十三年正月一日

(天正十三年) 三月廿七日

豐嶋彦七郎殿

(長尾) 新五郎 顯長(花押)

〔當代記〕 二 天正十三乙酉正月、

佐野ノ付城 在番ノ小田 原衆 宗綱ノ首級 ヲ三河ニ送ル

下野國佐野に付城在番之小田原衆馬足輕之動有之處ニ、(佐野宗綱)城主打出ル、小田原衆歸シ合相戰、佐野城主ヲ討捕、然共城ハ殘者共堅固ニ相抱、右之旨自小田原家康公(徳川)へ令注進、彼首ヲ三川に持來、

〔小田原日記〕

一 野州佐野城者、北條左衛門佐氏忠城也、氏忠我身ハ小田原小峯に居住

佐野城ノ由來

す、佐野城にハ舊臣共をそ籠置ける、そも〱此佐野城と申ハ、田原藤太秀郷の末裔代々相傳して、佐野修理亮宗綱、(太力)足利又二郎忠綱(十六代後胤也)、忠綱相傳、龍宮より上りたる平石と云鑑、綱切と云太刀も此家に有とかや、然るに家綱領内彦間城とて有しを上州館林城主長尾照長、(豊)日比隙をやうか〱ひけん、去ル天正十二年十二月晦日、夜の間に件の城を乗取、宗綱此由聞、元來勇きゆふしにて大に怒り、明れは天正十三年正月朔日、未しの〱めも明やらぬに、(郎)良等共に角とも不知せ唯一騎、栗田と言る舎人一人召連、彦間城にはせ向ふ、長尾

顯長彦間ノ城ヲ奪フ

宗綱一騎彦間城ニ向フ

方には是を見て、矢倉の上より鐵炮を以打しかハ、あやまたす宗綱にあたり、忽馬より落給を、栗田肩に引掛半町斗退けれとも、城の者共大勢追懸け、終に宗綱の首を取にける、宗綱男子なきに依而、佐野一跡を滅亡せんとす、○下略、北條氏忠、入リテ佐野ノ名跡ヲ繼グコトニカ、ル、十四年十一月十日ノ條ニ收ム、

〔別本佐野軍記〕

佐野宗綱公御討死 附 豐島忠義之事

境七郷ノ郷民 佐野氏ニ背ク 宗綱大拔武重ト寄居出陣ノコトヲ議ス

鐵砲ニ傷キ 落馬ス 宗綱ニ男子 ナク 佐野家 滅亡ニ瀕ス

佐野宗綱公ハ、只木合戰無事故御歸陣有て、境七郷も暫く無事に見へける處に、年月重ルニ隨て、右七郷の歩弓郷人無何ト足利の下知に隨、佐野の掟不守けれハ、宗綱公不安思召、度々下知を成シ被下けれとも、猶も不用、剩足利より郷番を居置、彌々足利支配の地とぞなりにける、比ハ天正拾貳年極月廿九日、大拔越中武重歳末之爲御悅と登城在りしに、宗綱公何ツより御きげん宜鋪武重ニ御面悅(誤)ありて、先年境七郷之合戰ニ、當家一度も後レヲ不取事、皆是各か武威の強盛成ル故ト社覺ル、然ルニ近年彼ノ歩弓郷人等宗綱か掟に不隨、其上、足利より郷番を居て下知せしむる條、いわれなし、此返報に顯長か下飛寄居(騎脱カ)を打破り、可遂本懷なり、幸明元旦ハ寄居七騎の者も定て出仕を可粧、其隙をうか〱ひ勢を馳可攻捕と仰有けれハ、武重謹テ申上けるハ、上意御尤に候得共、元朝の軍立我か朝にていまた其例を不承候、殊更大唐にて項羽元朝の軍立不吉の例御座候、重て旺相虚實ヲ正シ、味

天正十三年正月一日

元朝ノ軍立ハ不吉

宗綱武重ノ
諫止ヲ聽カ
ズシテ出陣
ス

寅ノ刻出馬
ストノ説

遠見役

天正十三年正月一日

四

方ノ守禦ヲ構て御進發候ハ、正サ鋪勝利とこそ覺へ候と申上れハ、宗綱公以外の外ニ機嫌をそんじ、面色かわりて見へさせ給へハ、武重かさねて兎角可申上様なく退出ノけれハ、宗綱公此上ハ諸一族の異見をも不聞、其夜の丑ノ刻計リ密に在番の諸侍を召され、右趣被仰付、急に御出馬有けれハ、其夜の在城岩崎駿河・稻垣伊賀・植野土佐・田沼山城・唐木田幸右衛門・岡嶋市太夫、以上六人御馬の前後を圍打けれハ、御手廻り少々はせ集り、天正十三年酉ノ正月元日刁の上刻御出陣有けるに、若き女白き帷子著たるか御馬の前後ニ隨ヒ歩ける、人々危ク思ふところに、かき化ス如ク失せにける、是を見る人忌おもわれざるハなし、斯て飛駒の寄居にハ多田舍人・同右馬之介・遠藤駿河・岩下主計・藤倉丹波・影山縫殿・和泉新重郎以下遠見の役にて居たりしか、兎角佐野さわかくおほへけるゆへ、元日の出仕もせず、近林にしのひを付窺せけり、宗綱公ハ勇氣に任せ、手廻り少々にて大坂の麓へ御出陣ある、寄居の内より早くも見付、鐘貝をひゝかし、足利・名草へ急を告レハ、名草の芳賀右衛門半月の旗を指ノ一散に馳來ル、宗綱後陣を省給へとも續く味方もなかりける處ニ、寄居の者も坂半まで下り立て、矢・鐵砲雨のこくとく打かける、田沼山城・岩崎駿河・稻垣伊賀・岡嶋佐太夫・唐木田幸右衛門・植野土佐大將の矢面ニ立列り、射向の袖

彈丸宗綱ノ
内甲ニ中ル
トノ説

彦七郎宗綱

天正十三年正月一日

五

をかさし、爰を專途〔先之〕と防ける、寄居の中より是を見て多田舍人・藤倉丹波・岩下主計・和泉新重郎を先として六七拾騎打ていで、中ニ取込攻戰、寄居の勢二十騎計討れ、山へさつと引上れハ、宗綱公も岩崎駿河と主従二騎ニなつてきりぬけさせ給ふ、駿河名を得シ大力、なおも御馬の側をはなれず、碎堅破強けるも打續けたるてつほうに十二三ヶ所打抜かれ、次第〔精下同シ〕に性力もつきしか、君の御行末無心元、四方を見まハしけれとも、東西くらくなつて前後もしらざりけれハ、くらのまへハにのりかゝり、はらかき切てぞしにゝけり、適大こうの兵やと見る人感しおしみける、扱宗綱公駿河ハいかゝありけると彼を見給ふ折節、かげ山縫殿力打ける鐵砲内甲へ中り、痛手なりけれハ、馬より倒と落て前後を失ひ給ひける、そばなる畔に寄添て御自害あらんとしけれとも、性力もつき御氣も遠くなりけれハ、しハらく御目をふさき刀を枕に御座有、爰に豊島七右衛門忠治と云しハ、元ハ源家普代〔譜〕の侍、武勇達せしものなるか、有子細名草の奥に引籠、民間ニ下ル事年久し、今日新陽の爲賀慶ト飛駒の方へ通りしか、大坂のふもとにかゝり、寄居の前にて宗綱の御專途奉見、急ぎ御側ちかく立よりかゝひみるに、御ようかうつねならず、御ものゝくとても殊に勝レさせ給へハ、豊島もなさけあるものにて、彌々御側にちかつき、正敷公ハ一方の大將成ルが、御手

ヲ救ハント
ス

天正十三年正月一日

六

宗綱首ヲ與
フ

享年二十八
歳
彦七郎宗綱
ノ首ヲ佐野
ニ届ケント
シテ果サズ
トノ説

痛手にて落兼させ給ふと奉見候、某何國までも落著せ給所迄送り進せ可候ト甲斐々々鋪申上ケレバ、宗綱公御目を開て豊島を御覽在て、嬉しく問者哉、志の深切なるこ付テ名乗聞スベシ、我ハ佐野宗綱なるか、不思ひつふの矢に中り、運命こゝにきハマりぬ、汝早く宗綱か首取て長尾に見せ、軍功にせよと仰せ有けれハ、忠治こハ上意ともおほへたてまつらす候、某シ縦君の御首を給り子孫に名譽を残シ候とも、千年萬年可保身にても御座候ハズ、唯何地へも御供と義心の眼に泪を浮め申上れハ、次第に御息もたゑノに成ッて、迎も叶ハぬ期と覺ゆるぞ、汝かなさけにはやく首打て後世を吊得させよかしのたまへとも、豊島も流石討兼、時刻移りける處に、敵正近く馳來候、豊島無爲方御側へ立寄、今迄ハさりともと社存候得共、かたき四方より攻近付候、此上ハ人手に懸ケ奉らんより某し御首給り、御ほだひを念比ニ奉吊申さんと泣々御首を給りけり、惜かるへきハ御命三十八才とぞ聞へけり、扱豊島ハ宗綱の御首佐野本城へ送り奉らんと思ひ、御大刀取そへ壹町計打過ける處へ、寄居の勢追かけ、敵を打て敵陣へ赴ハ正鋪二心の侍か、心得かたきと口々に匍けれハ、忠治サニテナシ、若シ殘黨も有ルランと窺みんためにしばらく爰におもむくと云けれハ、さも有ぬへし、さるにてハ是ハ宗綱の首にうたかひなし、そのうへ太刀・物具とても尋常

佐野勢宗綱
ノ後ヲ追ヒ
テ出陣ス

長尾勢虚ニ
乗ジテ唐澤
ヲ奪ハント
ス

佐野勢閑馬
河原ニ長尾
勢ヲ破ル

佐野勢本城
ニ引取ル

の人にてハなかりけるぞ、早う大將の御目に懸よとて、藤倉丹波・和泉新重郎、豊島を伴ひ足利をこそいそぎける、左野にてハ此事夢にもしらす、諸侍元旦の式を粧イ登城せしか、頻りニ早鐘聞ヘケレハ、何事やらんと皆々馬を馳ける處に、御出陣ノよし告來る、人々大きにおとろき直ニ打立けるか、あるひハ足利へ御進發云、亦ハ飛駒へ御出陣とも云けれハ、諸勢二手に分ケて、一手ハ足利へと心懸ケ赤見の方へ打て出ル、一手ハ飛駒へそ向イける、かくて足利とハ諸大將評議ノ宗綱飛駒へ出馬せハ、定而唐澤にハハカノしき兵ハ壹人も残るまし、此隙をうかゝひ逆寄して乗取やとて、是も二手ニ成てそ押寄せける、大坂にてハはや宗綱御討死在シ故、すくに佐野本城とこゝろかけ閑馬河原へ打出ける、佐野勢爰にて對陣して西風東風たゝかひしか、大將御打死と聞て佐野勢身命をすてゝたたかひしゆへ、足利勢かけたたれ飛駒を差て引しりぞく、佐野勢猶も追懸けるを富士源太・中江川大膳諸軍勢に向て、大將もなく誰か爲に命を捨ンや、一先此陣を引て城をかたくまもりて、重而天徳寺を待請可遂本望ト誓し留ケレハ、諸大將此議に同し佐野本城へ引戻す、扱又佐野へ向イシ足利勢、市河右衛門・柳田隼人・白石豊前・山川左衛門・大沼田淡路・貝原丹波・長谷川道伴・梅澤源治・縣源内を先として樺崎越メ赤見に打て出けれハ、佐野ハ

天正十三年正月一日

七

宗綱ノ母宗綱ノ戦死ヲ天徳寺寶衍ニ報ゼンム

足利へ向イし勢此〔符〕にて馳合責戦、足利勢案に相違して後にハ山隔、後詰のたすけも成りしかバ、既に危く見へし處に、閑馬より引返シける勢馳加り、大將ハ早御討死在けるぞ、誰か爲に命を捨シヤ、先本城へ引ヤとて、我先にと引返シ梟ハ、あしかゝ勢あやうきをのかれほう／＼足利へ引戻ス、かくて佐野本城にハ御母公・北の方此由を聞召シ、天ニ仰、地に倒れ、悶浮石給ひけり、御前伺公の人々モ可申上やうもなく皆々袖を絞ケリ、ヤ、あつて御母公ノ被仰けるは、我ら女生〔世〕の身なれハ不及力、大坂天徳寺を呼下シ、各力を合、宗綱かあたをほうじて、おさなきものともを世にあらせ給れと、泣々仰有けれハ、御一族を始、諸家臣御請を申、頓て大坂天徳寺へ以飛脚訴ける、天徳寺大キにおろき給ひ、此上ハ片時もはやく下著して可遂本望と秀吉公へ右之御物語有けれとも、秀吉公いかゝのおほしめしにてや御いとま出さりける故、無是非御延引有て、翌年ノ二月御下向まし／＼て、直に赤見六郎館へ御著馬あり、御一族・諸士不殘召よせられ、御尋有けれとも、いつしか人の心も外々敷成て敗軍の兵も手安く集りかたく見多けれハ、天徳寺不及力、同六月又大坂へ御上りとぞ聞へケリ、

足利顯長公へ江戸豊後諫言之事

顯長再ビ佐野出馬ヲ議ス

顯長彦七郎ノ功ヲ褒ス

境七郷 宗綱長尾氏ト戦ヒテ一度モ敗レタルコトナシ

足利但馬守顯長ハ不計佐野宗綱をうちとり、不斜御悦喜有て、則諸軍勢をめされ仰けるハ、佐野足利數年威を給ウトいへとも、大將つ、かなく、今度不慮ニ宗綱をうち取事、後代の譽、且ハ家運長久のもとひ何事か如之や、此利このつて近日出馬を催し、宗綱か從類根を絶て長尾の家風に定ムへきと思ふハ如何と有けれハ、諸士一同ニ申上げるハ、今度の大利兼日君の御武略不淺奉存候、殊更關八州の城主數多有ルといへとも、越後・甲斐・水戸佐竹・小田原ノ旗下ニあらずといふことなし、然ルに佐野・足利・新田方〔何脱カ〕の旗下ニナク、剛を東國に御留メ御座有處ニ、佐野を御討捕候上ハ、近國不殘御手ニ屬シ申サン事何ノウたかひか可候と賀シ申ケレハ、顯長御感悦有テ、豊島を召レ御盃ヲ給り、御褒美の御詞ヲ盡サセ給へハ、豊島面目を施シケリ、爰ニ江戸豊後トテ智謀勇猛の侍有りけるか、長尾召ニ依テ參上ス、時ニ御盃ヲ給リケレハ、慎テ戴キ獻〔三脱カ〕ヲ傾一言ノ賀儀モナク、○以下 闕ク、

〔佐野宗綱記〕

○蛸魚殘 篇九所收

境七ヶ村取合之事

一稻岡村・西場・駒場・只木・寺岡・村上・羽田村此村々七ヶ所境在郷にて、元ハ佐野領代々御支配の村也、長尾殿小田原と同心にて新田・飯野・館林の加勢にて右七ヶ村の分ハ度々宗綱公と御取合、毎年の合戦宗綱一度も後を御取不被成、長尾殿只木山ニ陣を取、

宗綱公へ寺岡村岡崎山に御陣御取、出流川を隔ての合戦、又有時へ足利領八門猿田の戦には、長尾殿散々旗本備迄突崩され、無是非足利古屋の城に引入る、佐野勢追欠一足も引ずに攻ける程に、大將宗綱公も古屋の城八幡曲輪まで追詰、町中侍屋敷迄焼はらひ、こゝろく勝利被成ける所に、新田・館林の勢共欠付るによつて當方人数を引上る事、

免鳥合戦之事

一右其遺恨か、翌年長尾殿手勢の新田・館林・飯野の加勢にて佐野へ押よするの由、村上にて天海佐渡、椿田にて福田出羽守早馬にて告来る、右之旨申上、鐘貝響しけれへ佐野勢も無程馳集り、宗綱公御出馬被成之内、最早免鳥の城に押寄、以大勢攻戦ふ、佐野先手衆山上道及・富士源太其外六十騎計急に欠付けければ、其外免鳥の城主高瀬紀伊守打死して、長尾殿之城被討捕、其内諸勢押よせ、兩方佐野足利勝負所と身を原上の塵に曝と云へ爰也とて戦、兩方手負死人不知其數、軍半に足利方物大將と見へて壹騎、何様佐野方に名ある武者と組んと心掛はせ廻る氣色、強氣者と思て、少々佐野方にて近付ものもなし、山上道及へ是を見て馳向、双方鏝にての手詰、道及鏝の上手なれへ、不叶や思ひけん、かの武者鞭鎧を合て引かへす、道及透さす追詰、村上虚空藏の前なる深田へ

長尾勢佐野へ押寄ス

免鳥合戦

武藏忍騎西羽生ノ勢
宗綱唐澤城ニ引揚ク

佐野家中和合セズ

境七郷トモ長尾氏ノ支配下ニ屬ス

宗綱免鳥合戦ノ報復ヲ企ツ

押込打取、其武者名へ不知共何様物頭成へし、足利方こても此由を見るよりも、山上道及鬼神とて近付ものなし、然處に武州忍・喜才・羽生之勢加勢して、宗綱公も攻あくみ、唐澤本丸へ御引上、山上道及・大拔・竹澤・赤見太郎・富士源太・津布久などを被召、此上へ結城・小山・壬生・皆川・宇都宮右六ヶ所に通し加勢を乞受、大軍を以打捕か、後ふりして館野邊に偽引入、富士口を犬臥・天明へ人数を廻し、横鏝・歩弓・鐵砲打掛、又何も一兩人へ小中村并木村を歩弓・横鏝三方を攻入へき相談不極して御相談被成けれ共、内々家老衆少々不和にして、思ひの心のわるく、御相談究して、右六ヶ所へ御通路なし、山岡道及へ無程宗綱公へ御願を上、武者修行に出し也、免鳥の城にへ長尾殿家來館林の勢籠置、城外がへにも柵をふり、人数さし置、きひしく用心して相守、境七ヶ村の處此時の足利支配に成し也、長尾殿御家來淺尾左衛門・同甚内と申者免鳥の城代として預け置れし也、

宗綱公早苗ふらせし事

一免鳥の合戦餘り殘念を思召、宗綱公家老衆へ被仰候へ、聞へ、長尾へ只木山へ出張をかまへ、免鳥の城境七ヶ村の爲候見折々出候由、さも有んに於てへ、忍之者一人も出し、

長尾只木山へ参る日を聞見と、けさせ馬を出し、其計謀ハ先天海佐渡・椿田福地出羽・同帶刀是三人ハ免鳥の近所ニ居、在々所々の小道迄能案内存の事なれハ、寄弓に郷人差添、免鳥・寺岡の野中に出し、麥作早苗をふらせ、左もある時ハ、免鳥の城ガ一々討出間、大拔越中・赤見六郎大將にて、朽網クダミ・奈良其外の侍五十き計にて免鳥の城を可拵オサヘ、長尾も只木山より可打出、吾ハ足黒に陰居て、長尾出ハ急におしよせ可射捕、大勢にてハ勝利難成とて、人數被仰付けるハ、先一番に富士源太・阿部主計・山城才吉を始として葛尾縫殿助・戸室才藏・野代豊後・清水右京・川田右近・春山權八・早川大和・大川右衛門・關口土佐・稻垣淡路・龜田主水・岩崎平治・川崎加賀・小曾戸外記・門叶信濃、是等を御馬添、此外百騎計に被仰渡、竹澤山城・小野兵部・同長門・津布久彈正などハ方々拵のため居城にさし置る、御相談御究之事、

一天正年中四月廿一日ニ長尾殿只木山に御出之由を忍のもの聞見届、唐澤御本城に申上られハ、兼て御用意の事なれハ御出馬、足黒村ニ御しのび被遊、右三人の者ニ差圖被仰付、歩弓郷人等ハ馬草の爲とて作毛をふらせけるを、如察長尾物見のもの只木山免鳥へ告けれハ、免鳥の淺葉左衛門・同甚内兄弟共に打て出て、只木山長尾殿も御立腹有て、手廻上

顯長只木山
ニ出陣ス

宗綱顯長ノ
旗本ヲ突崩
ス

下百五十人計にて一人も不殘打捕れとて、毛をふる歩弓郷人足に添ひ、侍わかに一兩人かる出とこゝろかけ無二無三に打て出る、宗綱公ハ長尾をうたんと思召、今日命かきりと御攻、長尾旗本つき崩し、敗軍し、長尾殿も宗綱公の人數備の様子にてハ、如何様今日限りの心懸やらんと思召、早々足利へ鞭鐙にて御引有けれハ、宗綱公無是非免鳥の拵共に唐澤御本城へ御引廻し也、

彦間小野兵部被打し事

天正十四丙戌年カ、
一極月十日の事、長尾家老小曾根筑前と私ニ御内談被成けるハ、彦間小野兵部家來下總と

顯長彦間ノ
守將小野兵
部兄弟ヲ討
取ランコト
ヲ小曾根筑
前守ト謀ル

云もの有、其方向とそ彼をすかし、兵部兄弟を打捕、左も於有ハ、下總をも引立、其方をハ下總と一所に、彦間ニ佐野押へに可差置謀計を廻らし可打とかたく被仰けれハ、小曾根申上けるハ、委細何とそ可仕とて、名草より下總方へ隱密に少々内談之儀有之間、其許御隙次第御出可有とて、念頃に書狀を遣しけれハ、下總も何事かとハ存れ共、敵方よりケ様なる上ハ、行ねハ臆病者といはれんとて、早々行けれハ、筑前色々馳走の上にて、件の由を咄しけれハ、下總もしばらく案しけれ共、侍ハ渡もの兵部家來にてハ佐野又もの也、今度相談を用れハ長尾家來也と心掛、小曾根と同心にて、十五日ニ兵部兄弟

小曾根筑前
守小野兵部
兄弟ヲ謀殺
ス

宗綱元旦ヲ
期シテ足利
ニ出馬セン
トス

宗綱ノ長尾
氏ニ對スル
遺恨ノ次第

天正十三年正月一日

一四

を申入、馳走に風呂を立、小曾根も勝手に忍び居て、風呂の内にて可打と相談究め、十五日に兵部・長門此事とハ夢にも知給はず、下總所へ御出有、如察風呂の内にて兵部兄弟を安／＼と打取、長尾方へ注進せしと也、兵部内室・母涙なからに立出、唐澤本城に入けれハ、宗綱公を始座中の侍落涙也しと也、

足利攻御相談之事

一宗綱公、天正十四年（二）極月十五日に富士源太御家中へ被仰けるハ、來元日に旗本の人數計にて足利に押よせ、上下共に不意成所へ働、長尾と可決勝負、本道寺岡村上ハ道遠く、其上免鳥の城にて貝鐘を立候ハ、長尾に居城へ押寄さる前に足利の諸勢方々馳集るへし、第一館林・新田勢即時に後詰すへし、彦間ヲ打出ハ、佐野・足利入組なれハ、此段足利へ打越迄ハ隠密すへし、長尾さへ於打取ハ、たとへ新田・足利・館林のもの共前後ヲ圍れ打るゝ共不及是非次第也、佐野・足利度々取合雖有之、當方後を取たる事なし、雖然このころに成て遺恨數多有之事也、

御遺恨數多之次第

一第一長尾押ニ彦間に差置小野兵部・同長門を被打取、小曾根筑前守を彦間ニさし置事、

顯長小曾根
筑前守ヲシ
テ彦間ヲ守
ラシム

第二彦間と名草の境に代々百姓等山林・馬草場を諍、彦間ヲ柵をふり、中木戸と名付置所に名草ヲ柵をやふられし事、第三免鳥合戦と云彼是打果ても餘有事ぞかし、敵方の者より猶以恥敷ハ、天徳寺免鳥已後なれ共山上道及武者修行ニ國々へ出候間、此者共かさげすまんも口をしき事也と御意遊ハされけれとも、御家老中ハ御上意御尤と計にて御曰ハ御相談なき事也、

大拔越中謀計御諫言之事

一大拔越中歳暮に登城有しに、宗綱私ニ被仰けるハ、明元日ハ足利へ名草ヲ御働可被遊由御内談有けれハ、大拔申上るハ、正月朔日に掛て合戦する事古ク大きに嫌候由承候、味方守禦の備を御立候てこそ、敵の本意をも御勝利御取可有コ、不可然奉存と何とやらん申上、御立腹被爲遊候處に、御諫言申上れハ、彌以御機嫌悪しく、惣して御主の思召詰られ候事ハ強氣の大將御短氣ゆへに、又ハ御武運盡る端にや、家老衆へ不和にして、大拔も底意にハ、小田原ヲ内通に足利ヲ内通に心かはりて見へて御家中二ツに成、大拔も佐野家一人の侍大將、近ころ大拔方御家方とて私に申上る也、達て御諫言申上るものなし、今日丑の刻に本城御出馬有けるに、御馬の先に若き女のしろき帷子を著たるか歩

宗綱ノ家中
宗綱方ト大
拔武重方ニ
二分ス
十二月晦日
夜丑ノ刻出
陣ストノ説

天正十三年正月一日

一五

行、諸人奇異の思ひをなす處ニ、無程何國ともなく消うせぬ、不思議なりし事也とて諸人肝を消候事也、

宗綱公御歳廿八歳にて打死の夏

天正十五年丁亥元旦カ、一足利長尾顯長公の佐野押に彦間に差置るゝ小曾根筑前、何とやらん佐野領少々騒かしき(天正十三年)

と聞は、所々方々山林迄人を付置、如察此事を告來る、定て此城ニハ構有ましきと思ひ、妻子已下をハ山林に密に入置へしと云て、其身ハ與力弓歩の者ともを召連、名草數葉那の寄居場へ馳參、出番の者に其趣を申に因て、貝鐘立けれハ、先一番に名草に置るゝ芳賀右衛門、半月の差物に馬印にて歩弓を召連馳來る、貳番に柳田隼人・山下播磨・泉新十郎・岩下右近・杉木修理など馳集る所、最早佐野先手富士源太・山越才吉兩人ハ名草迄打入、足利にてハ無何心、元旦の事なれハ、不思寄周章してさわきけり、宗綱公強氣故旗本勢後卷ともに勇早めんと思召、御先立被遊、旗本勢もつゝかぬ程に御馬をはやめ御出有けれハ、御鎧持壹人馬の尾に取付ほとに欠けれ共閑間川原にて吐血して即死しけり、旗本勢も早馬にて繼かんとすれ共、大將御馬ハ肝強き故、四五町計欠ぬけ給ひ、數葉那坂迄御壹人御出有し處に、すはな坂下ハ大將とハ不知共佐野勢と見て高聲しけるハ、

小曾根筑前
守數葉那ノ
寄居ニ移ル

宗綱ノ出陣

乘馬狂奔シ
テ旗下ノ士
卒コレニ續
ク能ハズ

小曾根筑前
守宗綱ヲ邀
ヘ撃ツ

流丸

宗綱佩刀ヲ
彦七郎ニ與
ヘテ首ヲ斬
ラシム

長尾勢宗綱
ノ首ト知リ
テ喜ブ
佐野勢宗綱
ノ死ヲ知リ
テ憤激ス

小曾根筑前也、彦間に指置るゝ小野兵部をも某打取申、其已後も御家に對し度々敵對いたし候、今度も働最早顯長公へ申遣し、此寄居に名草六郎と某一家其外籠居て候、跡よりつゝ同勢へ弓鐵炮を打懸可申と申けれハ、宗綱公是を御聞、内々數葉那の寄居を攻落し、足利を打取、長尾か首を見て歸足に筑前を可打と思ふ處に、慮外成廣言(マ、)と己を一攻にせんとて塵をふり、御旗本勢つゝくやと思召、ふり返り御覽あれ共つゞかず、しぱらく跣給ふ處に、御武運の盡にて何國ともなく野鐵炮來て、玉御胸に中り、則御落馬の處、豊嶋七右衛門と申輕少之侍也しか、此由を見て大將とも不存はしり寄、御首を二太刀打けれ共不叶、宗綱公被仰けるハ、うろたへ者、綴を卷て切べし、其方太刀にてハ叶まし、我等首取にて可切と被仰けれハ、則御腰の首取を拔、綴を卷て御首を給へる、七郎右衛門心にか様佐野先手物頭可成、血氣の勇者にて、一騎可來と思けるか、馬物の具のよきを見て大將にてハなきやと疑、大勢に首をみせけれハ、其内によく見知たる者有て、大將の宗綱公と申けれハ、足利方一度にとつと大悅しける處に、佐野か旗下欠付けれハ、大將宗綱公今日只今打取と大音聲にて名のりしかハ、佐野勢是を聞よりも、此上者一命非可惜、是非すばなゝ足利を責落さんと喚叫んで攻けれハ、さしも勇む足利勢、

敗軍の處へ、椀崎新井圖書・大沼田淡路・市川右衛門・久米伊勢此外足利勢數多馳來、大將ハ不意に被打、無是非佐野勢方々に引退く、佐野家老中ハ敗軍の諸勢を集め、宗綱公居城に會合して、今度大將打死被遊上ハ、吾々を初於彼地屍を草原へさらすへき事雖爲本意、大將うたれけれハ敗亂の者難集、又ハはか／＼しき働も不致してハ、いよ／＼人の口も口おしき事なれハ、此上ハ天德寺を請待して、後日に勝利相待、この本望を可遂にて候間、宗綱公御存生の時々猶以本城之義ハ不及申、各の居城・村々まで堅固に可被致用心由、侍中ニ申渡せし也、

佐野家老中天德寺請待之夏

一宗綱公打死被遊、御老母様・御内婦様、御泪なからに御兩人の姫君つく／＼御覽被成、扱々親上打死にて候へ共、二人の中一人せめて男子にて有ならハ、ケ程にハ有間敷と思召、一入の御涙、姉君五才、次ハ三才何の御事もなき有様、家中の面々絶言語、何とも御挨拶不申上、泪にて有之處に御老母様被仰けるハ、嘆ても不叶事、我等女性の身なれハ、此上ハ天德寺を呼寄、下知爲致、何とそ足利・新田を可打取と仰られけれハ、家老衆・家中の面々仰にて、無御望候共、家中不殘左様に奉存罷在候、又ケ様の亂國の時ハ、

女二人

老母ノ覺悟

大將無之てハ士卒も心掛輕者にて御座候、早々天德寺を請待可申とて、宗綱公打死、御老母様御意之趣飛札にて委細上方天德寺へ申越候事也、

大拔越中守切腹之夏

一今度大拔越中守、元旦之御出馬御供無之事、尤御諫言之砌御立腹被遊、御用ひなく御出馬の事ハ、是非に不叶、越中申義も一理有之、乍去心體難計本城御留守居ハ不被仰付、何とも御意不被成、無二無三に御出馬の處へ、越中跡に居残り候事、非本意、御留守居御城守ハ常々急成時の爲に被仰置間、常の衆ハ尤こて候、跡に居残り候節にも、本意成衆も雖有、大拔方なれハ無是非心替りハ必定と覺たりとて、富士源太・竹澤山城・山城才吉・津布久彈正・細野次郎左衛門を初として以上不及記三十餘人の侍大將として、此外數百騎大拔越中居城へ押よせければ、越中佐野四天王の内一騎當千の者なれ共背道、家老衆と不和にして宗綱公御打死之後、無程一戦にも不及切腹せし事也、

長尾殿宗綱公を打大悦の夏

一同正月二日に足利於本城家來中へ悦之御盃を被下、長尾殿家來中へ被仰るハ、佐野足利の取合數年雖及、度／＼大將を捕子にする迄の事なかりし所に、今度宗綱を不思議に打

宗綱ノ家中ノ士武重ノ居城ヲ襲フ

武重切腹ス

取事、且ハ後代の譽、且ハ家運長久の元何事か是にしかんや、近々令出馬、佐野か家來共打捕、佐野仕置可申付の旨被仰、各承り、今度の御勝利偏に兼日之御武略不淺とこそ奉存候、關東城主數多雖有之、小田原・越後・甲州・佐竹之御旗下に不屬と云事なけれ共、足利・新田の御兩家計何方の御旗下とも可被成、此上ハ野州・上州迄も御手ニ可被入にて社候へと申上けれハ、不大形御大悅有之、御盃ハ最前小曾根筑前ニ被下、次ハ豐嶋七右衛門に被下ける、是ハ宗綱を筑前が手にて打取たる故也、侍大將成ける江戸豊後計何之御挨拶も不申上、豊後守へ御盃被下頂戴いたしなから、涙をはら／＼と流す、長尾殿御立腹にて、強敵を打とり諸人悅の處に、扱豊後ハ最前より愁たる體不思議の至り也、其方縁者宗綱か下に有之故歟と被仰ければ、豊後承り、御屋形の仰とも覺不申もの哉、親兄弟立列て戰場に望てハ、却て互に恥を奉存故に、一入勇強事ハ古々其例多し、若某野心を存、日頃一命を輕んし忠勤を抽て又今御前ニ罷出るに不及、愚意を取て了簡仕るに、北條氏綱公より今氏直公迄ハ已に五代なる故、御一家秀て、代々譜代衆數多雖有之、新田・足利の御兩家を御一族之外御懇意被遊、剩關東の城主數多の内、御兩家より御互に御禮の前後を爭給候て、結句小田原も御無事を被成、御疎略のなき事ハ、全以て御兩家

江戸豊後顯
長ニ諫言ス

信長謙信信
玄ノ三大將
共ニ弓矢ノ
道ニハ六方
ノ勝ヲ守ル
宗綱ノ戰死
ハ佐野家中
不和ノ爲メ

を大切に被思召るゝ御心底に不可有、第一ハ謙信公(上杉)の御支配近國無双の強將を宗綱公を右流作思召、此奥意の爲に御兩家を立おかれ、御懇意被成と覺候、此上ハ氏直公御氣遣被思召敵なけれハ、却て御兩家を御氣遣に被思召、左もあらんに於てハ、御兩家を御退治被成、親き御一門・御譜代衆を新田・足利・館林・桐生可被差置御計略と奉存候旨申上けれハ、長尾顯長公以外御立腹被成、左有とて寄來る宗綱討すに其まゝおかるゝものかと被仰、豊後重て申上るハ、御敵對の義ニ御座候上ハ、御退治被成候事御尤ニ奉存候、某右申上候處、御思慮於被遊ハ、ケ様の大利深く御敬み、免鳥・椀崎・彦間・名草へ敵よせ來るへき所を大切ニ被仰付こそ深き御武略ニ可有御座候、信長公又謙信公・信玄公(織田)三大將なから弓矢の道三五七とて六六才の勝を專に守て、様子作法ともに宜き格法也、こゝを以て大將を近代對道の名人と是を天下に沙汰仕候、佐野天徳寺・山上道及なども武者修行に出し留守と申、またハ佐野家老中不和にして法令已下凶成折からなれハこそ、御利運にハ罷成候て、佐野家中於一和ハ主君をやみ／＼と打せ申事口おしく存、敵の様體を伺ひ、身命をおします方々責來り候ハ、必死の敵に對して戰危き事こそ御座候、敵若免鳥の城か、彦間の要害をせめ落し、火の手を揚候者、大將の不覺ニハ罷成間敷候

江戸豊後委
細ヲ氏直ニ
報ゼンコト
ヲ顯長ニ諫
言ス

哉、宗綱うたれ給ふ事、卒忽の働に因て、不思議の所、又宗綱運命つきたる故也、淺葉兄弟・小曾根筑前・新井圖書其外の衆中も某か申上る處理に當らざる義も候ハ、可承候、又合戦の様子、并に宗綱打取候事早々小田原へ使者を被遣、猶跡ヲ委細之義可申入なとハは被仰越候て可然處に、當前の御勝利のみを御悅、行末御家の亡る事を不聞召義なけかハしき様ニ奉存候、良將ニハ奥に有奥と申、又古語にも遠き慮なき時ハ必近き愁有と申事も御座候、小田原ハ大家と申、關八州に何の城主肩を双るものなし、此已後以覺束事出來之上ハ、猶したしみをふかくうやまひてこそ、御先祖鎌倉權五郎景政公代々の御家をか、やかし可給時にも御逢可有、又わさハひを薄くし幸をなすハ良將の智恵と承候と、憚所もなく申上けれ共、家亡ぶへき時節にや、終に御納得なし、此故に江戸豊後無程長尾殿を立退、諸人惜み思ふ事也、

顯長委細ヲ
氏直ニ報ズ

氏直國繁及
比顯長ヲ小
田原ニ招ク

一 佐野宗綱公を足利にて打捕申之旨、長尾顯長公ハ小田原へ被仰遣けれハ、氏直公御感悅にて、山上五右衛門を上州厩橋へ被遣、其歸ニ則由良・長尾殿へ被仰遣けれハ、先年由良殿武略を以桐生又次郎殿を退治し給、今度又長尾顯長佐野宗綱を被打捕、甲州・駿州迄手に入候事無疑、新田ハ西上州を手に入、信州迄發向し給へ、足利の義ハ宗綱を打

國繁顯長小
田原ニ抵ル

氏直國繁並
ニ顯長ヲ小
田原ニ抑留
ス
國繁顯長歸
國ス

捕といへ共、家來のもの佐野を堅領して有之事なれハ、迎もの事に彼者共を一々退治して、夫ハ小田原の城下館・壬生・皆川迄手に入、此外北野川・常陸迄も手に可被入計略尤之候、是ハ佐竹義信〔官〕・同義久〔上杉カ〕、景勝支配の地なれハ定て此兩家ハ加勢申付へし、日頃の勇才感入候、兩家の働を以手ニ入於國々郡々の事ハ、此方ハ少も望無之候、右之子細共直談、又各兩家の働感悅の段申入、數日の御苦勞を慰申さんため、山上五右衛門差越之旨、御兩家なから此五右衛門御同道にて入來所希也と被仰越に因て、由良殿・長尾殿則小田原ニ御越有所に、氏直公ハ山上五右衛門を以、兩城主ニ被仰ニは、第一合戦ニ各々勝利得らるハ支尤之候へ共、此方へ御注進延引の事、第二先年佐野を攻候刻、佐野前川原・富士口迄攻寄、宗綱ハ二三之備迄切崩し、旗本・後備迄色めき立て見へ候、此時節各人數を加勢候ハ、宗綱ハ備立直す事不可成處に、兩家見除故、宗綱備を立直し、下知しけるに依て、味方利を不得事、第三今度宗綱を打取候ハ、即刻其首を爲持、顯長小田原ニ可參府之處ニ、五日已後注進之義、旁以無禮至極のよし御腹立也、依之御籠居被仰付候、被仰分於有之者、重て家老中迄可被仰達とて、兼て相圖の者共出合、ひし〜と押取籠居也、其已後無程御免にて、人質を御取、其上新田・足利ニ兩城主歸城なれ

氏直由良長
尾兩氏ヲ攻

氏直使ヲ佐
野ニ遣ハシ
テ人質ヲ求

佐野家臣寶
衍ノ意見ヲ
徵ス

寶衍ハ槍術
ニ於テハ天
下無双

天正十三年正月一日

二四

共、又翌年小田原が被攻、終に無程兩家なから亡ひし事也、

小田原の使者來る夏

一 小田原氏直公が佐野へ御使者有之、被仰けるハ、宗綱打取の趣委細長尾顯長方が届候、其元佐野之分ハ、今迄の通り不殘支配無相違可被致候、就夫左も有んこ於てハ、小田原へ關八州の格法にて候間、人質可相渡候、押よせ勝負とハ存すれ共、宗綱内婦・老母居城にて無大將所へ何とやらん長なし、又長尾・由良兩城主、佐野・桐生雖打取無禮、旁以子細有之故、小田原を招寄、籠居を申付候、右兩人申分相立雖歸城有、其許人質於渡者、重而遺恨有之とも、此方後詰可申〔と脱カ〕家老へ被仰遣けれハ、委細御使者之趣違背申に似たりといへ共、宗綱打死仕候とも、弟天徳寺と申もの御座候上ハ、天徳寺心を承、此方御報可申上とて、使者を小田原へ歸し、早速使者之趣上方へ申遣候事也、

佐野が天徳寺へ飛札之夏

一天徳寺ハ上方秀吉公へ御勤め、家中の衆中鐘之弟子と被成、秀吉公にも御氣を入、御前近く被遊、諸夏御心安く被仰候、第一天徳寺智仁勇強將無双、度々場敷にて、其上兵法鐘之上手天下無双之事也、秀吉公にも一度ハ御取立可被遊と思召御念頃也、然處に野州

寶衍宗綱ノ
復仇ヲ志ス

佐野が飛札到來之趣御覽被成、扱々殘念成事哉、我等兄弟佐野に居住有ならハ、即時に長尾を打取可達本意ものと思召、又宗綱公にも其時ハ天徳寺有ならハと思召候半事鏡にかけて覺候と、御心強き天徳寺も御泪也、左有とても無是非、此上ハ下向して長尾を打とらんと思召、野州への御返事ハ今度兄宗綱公御討死無是非事なれハ、其元居城ハ不及申、村々境目ノ迄能々用心尤之候、追付下向して可達本意候と佐野へ被仰下候間、家老中ハ不及申、家中の侍一同に心を合用心の事、

一天正年中二月上旬の事、天徳寺ハ右之飛札具を秀吉公へ申上けれハ、扱ハ佐野之宗綱ハ長尾に被打取候歟、貴老殘念を有處尤之候、早々野州へ下向して長尾を可打取、若も貴老所存も於有之者、無殘可被仰付と忝も秀吉公御念比の御意、天徳寺難有仕合奉存候、拙者下向仕、佐野家來共と心を合せ、隨分働、長尾を打取申さんと申上、一兩日中下向之用意被成處に、二月中旬に又佐野が委細以飛札申越趣ハ、小田原が使者之義、是ハ案の外也とて、又秀吉公へ飛札之趣申上けれハ、於有左者下向の義無用にて候、此上ハ小田原へ人質を遣し、下知を隨て居城を守り可有由、佐野へ可被仰遣とて、天徳寺へ私に御相談、秀吉公御意被遊候ハ、最早長尾・由良兩人小田原を籠居の上ハ、貴老下向し

天正十三年正月一日

二五

秀吉寶符ニ
小田原攻ノ
節本意ヲ達
セシムベシ
トイフ

氏直佐野ノ
家老竝ニ侍
ノ妻子二十
四人ヲ人質
トシテ小田
原ニ留ム

山上道牛

天正十三年正月一日

二六

て無益、又新田・足利兩城主申分有之、歸城之事ニても、小田原へ人質相渡候之ハ、新田・足利衆可有遠慮、然時ハ野州唐澤の城無心許義無之、時節を見合我等小田原を攻、退治可申候、其時分ハ貴老も達本望之趣と件の趣私ニ可被仰遣と御意被遊けれハ、佐野へ此旨一々不殘被仰下候事也、

小田原ハ人質取ニ來支

一氏直公ハ山上五右衛門を以佐野家來中へ被仰遣けるハ、去ル時分以使者申遣候人質の事、天德寺へ被聞候哉、人質無之候ハ、可仰給候と被申遣れハ、佐野家來衆ハ御尤ニて候、天德寺方へ申遣けれハ、此上何分にも氏直公御意次第ニ可致由申越候間、御下知ニ隨て、人質可相渡旨申けれハ、五右衛門其義ニ候ハ、佐野本城ニ御入候家老衆ハ不殘妻女か子共衆の中壹人ツ、備中も右の通りニて以上廿四人の人質召連、山上五右衛門同道ニて小田原へ差越、無是非事共也、

山上道及支

一山上道及ハ武者修行として上方又ハ關東中小田原ニも少々の間働、武田信玄ハ入候所に、佐野の様子段々延引、夫ハ秀吉公へ參上し、天德寺へ御目掛り、宗綱公御討死之次第五

秀吉寶符道
牛ヲシテ關
東ノ地圖ヲ
調製セシム

宗綱足利ヲ
攻メンコト
ヲ謀ル

に御物語、是非ニ不叶、以天德寺申上、秀吉公へ御目見仕けれハ、秀吉公被仰けるハ、近日小田原を攻退治可被遊之旨、就夫天德寺・道及ハ所生關東者なれハ、關東之繪圖を御望被遊、關八州の城へ山川大小、道難所迄不殘繪圖に仕差上けれハ、御感悅不淺して、彌御氣ニ入、此上ハ兩人を關八州今度小田原の案内可被仰付とて、無程五畿内五ヶ國の中へ被仰遣けれハ、五畿内の軍勢數萬騎にて御用意の事也、
○唐澤城老談記異事ナシ、内關文庫本佐野記、須永本佐野記、大略同シ、

〔坪弓老談記〕

中 一佐野宗綱公ハ、天正十二年極月廿九日、富士源太ヲ被召仰けるハ、

明元日旗本ノ人數ヲ以足利へ押寄、上下無用意處ヲ可討、本道寺岡ハ道法遠し、其上宗綱出馬と聞ハ、館林・新田ノ勢共即時ニ集リ後詰スヘシ、此度ハ名草ハ出て、藤坂寄居ヲ踏散らし、〔須下同シ〕次花ノ小曾根筑前が住家ヲ攻、様子能ハ足利本城ハ攻可入と被仰ける、源太も始終承て、御返答も不申上候處、又被仰けるハ、佐野・足利度々合戦するといへとも、一度もおくれヲ取す、先年若林猿田川端合戦ノ時、野田・小曾根ヲ越て館林城邊迄押寄セ歸りし節、新田・足利ノ勢後詰大勢催し來ル故、味方引退けり、其以後免島城之〔島下同シ〕戦も味方ノ勝利、足黒・西場・川崎邊苗合戦ハ郷人・歩弓人共ヲ數多討取、其節次花・

天正十三年正月一日

二七

椀崎ヲ預ケ置たる小野兵部兄弟ヲ被討たる計也、彼是ノ遺恨か近年免嶋・名草境ノ馬草場ヲ荒し、麻畑ヲ踏散し、立毛ヲ振、種々狼藉無限り、山上道及〔牛下同シ〕天徳寺杯か思慮も恥しと被仰處〔抜下同シ〕、大祓隼人參上仕たり、大貫こも右之趣被仰けれハ、隼人承て申様、仰御尤〔忌カ〕候得共、元日ノ御出馬ハ御延引可有、小の月晦日・正月朔日ハ軍ノ日取〔忌カ〕項羽も過嫌〔忌カ〕と云、三日始迄ハ御延引可然と申上けれ共、御承引なく、大年ノ夜ノ丑ノ刻〔忌カ〕相觸て、俄ニ御出馬催されける、

一足利顯長公ハ、諸物頭ヲ召て被仰けるハ、此頃取沙汰ニ、佐野宗綱近年之遺恨ニ依テ人數ヲ出し、名草ヲ攻寄ント風聞有、取分ケ次華ノ城主筑前守が小勢無心許、歩弓ヲ加ヘ郷人迄無油斷様可相守と被仰、依テ用心嚴鋪居たりけり、斯テ佐野宗綱公ハ、天正十三年乙酉正月元日早旦〔抜下同シ〕彦間ノ筑前か居城へ可押寄トテ被觸けれ共、諸物頭爰彼處山ヲ隔居けれハ、急ニ調儀もなく、依之宗綱公御心彌せき給い、御馬廻り計にて飛駒ノ方〔抜下同シ〕打出給ふ、赤見・大祓・富士源太、御馬ノ口ニ取付て、是非此度ハ御延引御歸城被成可然、元朝ノ事なれハ、歩弓・物頭も心不勇相見へ候、其上足利遠見番處ノ早鐘もけハしく聞へ候、未夜深く前後左右も不見分候と申けれ共、御承引なく、道堀ノ無差別も馬ニ鞭打、

平地・坂地も無嫌眞先ニ進玉フ處、藤坂山へ乘廻給ふ處にて、何方〔抜下同シ〕來りけん、鐵炮ノ流玉來て内甲ノ鎧ヲ通しけれハ、馬より落玉ヒ、暫息も絶させ玉ヒける、御供ノ人も不續ハ、暫有て起直り、田ノ畔ニ腰被懸ケて、終ニ御生害被成ける、扱足利ニ而ハ彦間次花坂〔抜下同シ〕、敵寄タリト注進有ハ、早鐘ヲ爲打、近邊ノ人數ヲ集メ、館林・新田・小役〔抜下同シ〕急ヲ告ル、芳賀衛門・柳田隼人・山口播磨・杉本縫殿・荒井圖書・大沼田淡路・市川右衛門・久米伊賀・岡田・關口・小管・湯澤・小柴・小林・三保・川田ヲ始、以上百五十騎我先〔抜下同シ〕にと押出し、佐野勢引ハ本城迄追討へしと、新田・小役ノ勢も我先と乗出し、松田・粟ノ谷ノ坂ヲ越て、藤坂山ノ峯ニ登集ル、然處飛駒城堅固ノ由告來ル、此時迄宗綱公ノ討死ハ不知けり、

一佐野宗綱公ハ、續く勢もなく、剩へ鐵炮ニ當り玉ひ最早御命も難叶、御生害仕給んとする處へ、七右衛門走り掛り、御有様ヲ見、鎧甲ノ結好佐野方ノ大將と見へたり、痛間鋪事ニ思ひ、近寄て申様、何地之人ニ御座候哉、御有様痛間敷存候、何れへ成共御供可申と申けれハ、宗綱被仰けるハ、やさしくも申者哉、某ハ佐野宗綱成か、不思寄流矢〔マ〕ニ當り、迎も存命不叶、汝ハ如何成者ソ、我首ヲ取せんと有けれハ、七右衛門申様、扱ハ宗

綱公ニ渡らせ給ふ哉、某ハ足利家臣豊嶋七右衛門と申者也、餘り御痛間敷候得ハ御命ハ助可申と申けれハ、及此期命ニ望なし、早く我ヲ討て長尾へ持參可致ト被仰けれハ、豊島兎角討兼て居る處へ早大勢押寄けれハ、迎モ助可申事ニ不及、無甲斐人手ニ掛ケ申さんより某御首可給と、終ニ御首給りける、既ニ大勢押來れハ、七右衛門大音上ケ、鬼神と聞へたる佐野宗綱ハ豊島七右衛門討取たりと呼りける、依之足利勢人數ヲ集て足利へ歸りける、斯テ佐野方ノ人々ハ大將ノ御行衛ヲ尋、追々ニ來るといへとも、早宗綱公討死有と聞て、足利ニ押寄せ、必死之軍して君ノ御供可仕と申ける、富士源太申様、大將討死有上、我々迄萬一討死も致さば、爲敵ノ幸ヲ致者也、此度ハ各々可留ルと被申ける、又赤見内藏之助申様、此度ハ山上道及・天徳寺殿杯御留守なれハ、重テ勢ヲ催して宗綱公御吊軍尤々鋪可仕、其節長尾ヲ討取て尊靈ニ手向ん、今小勢ヲ以討死ハ無詮、一先ッ佐野へ引返し、重テノ催しせんと、是ハ佐野勢も引取り、

一天正十三年正月五日、於足利御城御一家・御家人ヲ被召集、勝軍ノ御悦式有けり、顯長公被仰けるハ、此度不思議佐野宗綱ヲ討取事、各々無油斷軍慮被廻故と御褒美有之、御盃ヲ被下ける、諸物頭申上けるハ、此度ノ勝利ハ誠ニ君ノ御幸福ニ御座候て、御當家長

顯長足利城
ニ勝軍ヲ祝
フ

江戸豊後長
尾方ノ思慮
ナキヲ憂フ

北條氏ト結
ビテ佐野勢
ニ當ランコ
トヲ薦ム

久ノ基也と申上、顯長不斜悦玉ひ、御盃ハ先小曾根筑前ニ被下、次ニ豊島七右衛門頂戴仕けり、顯長公七右衛門ニ目出度しと被仰ける、夫ハ面々致頂戴、江戸豊後盃致頂戴、泪ヲはら／＼と流しけれハ、座中不思議と思ひけり、長尾殿御機嫌替て、此度宗綱ヲ討取、家中悦之中ニ、汝壹人愁傷之體不審、汝ハ縁有故不悦哉と被仰ける、豊後承て申上けるハ、是ハ君ノ仰共不覺、佐野方ニ縁有者ハ某ニ不限、互ニ恥ヲ知て他人より猶義理強く不忠ヲ不働例し昔より多し、今某か愁る處は、各々此度の勝利而已ヲ被悦、遠き慮無之事ヲ思ふ故也、某愚案ニ存ルハ、此度宗綱ヲ討給ふ事ヲ早く小田原へ御注進有て可然、近國大名多キ中ニ、氏直（北條）ハ一家・普代（譜）之者廣し、新田・足利・佐野・桐生も御家人衆ハ被進度思召もあらん、然共新田・足利ハ御年禮等御入魂にて渡らせ給ふ故、疎意にも不被存もの也、然處佐野・桐生を新田・足利ニ討取上ハ、新田・足利ノ威勢日増ニ強く可相成、然ハ小田原へも猶以入魂厚く被成て、時々ノ勤も被遊候ハ、氏直公も被悦候ハ、萬代繁榮之基可成、古人も無遠キ慮者ハ必ス近キ有憂ト申、又飛駒・藤坂等猶以加勢ヲ加へ御用心可被成儀も無之、彼是ノ御油斷大敵ノ基也、此度ハ佐野天徳寺・山上道杯留守（及脱力）にて、家中諸事評儀も不調、其上家中不和之事有之、物每一致不成由、御利

寶衍道牛等
ノ復仇ヲ悞
ル

由良成繁ノ
遺言
金山城

天正十三年正月一日

三二

運ト成ぬ、此上宗綱討死ヲ無念ニ存、天徳寺・山上道及ヲ始、佐野一族・家人必死を極
メ有合戦ハ、中々手間取可申、然時ハ小田原迄も御加勢可被集方便被遊候者、誠ニ當家
長久ノ基可成と申上けれハ、顯長公・國繁公（由良）被聞召、兩處被仰けるハ、豊後申處至極也
迎、御機嫌も直りける、

一由良成繁公御死去之砌○由良成繁、破スルコト、天正六年六月三十日ノ條ニ見ユ、御一族・御子息中へ御遺言數ヶ條之外ニ被
仰聞けるハ、昔義重公御居城ハ徳川也、堀一重屋鋪ノ構計也、今金山城ハ山上ニ池有て
用水・薪・馬草ニ不餓、陽山比類之名城也、東北ハ渡良瀬川、西面ハ戸根川、何れも十
里内馬足不爲入様謀て有合戦、五拾年・百年戦共落城ハ有間鋪要害也、今雖亂世ノ砌ト、
由良・長尾ハ兄弟也、別義も有間鋪、其外近邊大名・國主ヲ招共、兄弟共ニ行事可爲無用、
縦酒宴遊興ノ節も、兄弟共ニ國ヲ不可出、出陣ノ時同集り不可居、隣邊小名・家人・一
族・民百姓ニ至迄、可憐事簡用也、逆心無忠ヲ不可免、民ノ小料ヲ不可取沙汰、神社・
佛塔ヲ掠メ破却不可致、其外無筋合戦ヲ不可催と被仰置けり、（繁勝）横瀬殿ヲ始、御一門・御
家人集り、御上意難有、泪ノ袖ヲ卷て並居られける、
一足利長尾殿ハ、佐野宗綱ヲ討取し事小田原ハ注進被成へしとて、爲御名代横瀬勘九郎

氏直ノ使者
山上強右衛
門

強右衛門ト
同道シテ國
繁顯長小田
原ニ赴ク
氏直顯長ノ
報告遅延ヲ
詰ル

天正十三年正月一日

三三

殿・久米伊賀ヲ相添被遣ける、氏直對面有テ、新田・足利ノ働キ今ニ不始感入と被仰、
横瀬殿・伊賀守ニモ御褒美有之歸りける、天正十三年同五月廿五日、小田原より前橋・新田・足利
ハ爲御見舞、（強下同シ）山上五右衛門ヲ被遣ける、取分由良・長尾ハ御念頃ノ御口上、先年由良殿
ハ桐生又次郎ヲ敗散し、（追カ）今度長尾殿佐野宗綱ヲ被討取段、兩家之武勇無并、由良殿ハ此
上甲州・信州迄も可被手入、先以佐野宗綱家人・一族居城堅固ニ守て有之由、彼等ヲ追散ら
し、佐野・栃本（未カ）ヲ可被致配地ニ、其上壬生・結城・小山迄出馬有ハ、此方も後詰ノ人
數可遣、兩家ノ被入手ニ城々・國々此方之望なく候と被申ける、近年御兩家之心勞察入
候、夫ニ付御酒進申度、今度山上ヲ差越申候、御兩處御同道有之者、氏直喜悅ニ存候と
被申遣ける、依之由良・長尾殿も山上五右衛門と一處ニ小田原ハ御越被成ける、斯テ於
小田原ニ者、氏直兩所ハ無對面、暫有て山上五右衛門を以被仰けるハ、何れも參府之由
（祝カ）悅著致候、扱兩家之武勇感入候、然處此度宗綱ヲ討取し事以飛札成共早速注進可有之處、
及延引ニ、先年此方ハ北條安房守・伊勢大和守・多米伊勢守ヲ以佐野ヲ攻候砌、○北條氏邦等、佐野宗
綱ヲ攻ムルコト、天正九年八月是月ノ條ニ見ユ、岩附・川越・目沼ノ勢不殘加勢ニ出、佐野前川原迄押寄、宗綱
が二三ノ丸ヲ切倒シ、佐野城已ニ危く見候處ニ、佐野家來畑野治右衛門・富士源太・

赤見・竹澤・大祓等必死成て戦けれハ、佐野勢も色ヲ直し、宗綱自身(施)ヲ取て下知しける故、岩付・忍・川越ノ勢大畑與十郎・早川田玄蕃等拾八人討死したり、其節新田・足利も加勢ヲ出し、隣國ノ事なれハ、難處案内も有は討死も有間鋪、彼是兩家疎略之段子細可承とて先籠居被仰付、山上五右衛門門外に出、兩處之御供之衆は被申けるハ、新田・足利之勢近年氏直公は無禮之段、暫逗留被仰付、御供之面々ハ先ッ國元は可被歸由被仰、子細ハ押付城代・一族方へ可被申遣と申けれハ、御供ノ人々仰御尤可有之、然共我々主人は對面仕、子細承て兎も角も可任御定之、此儘國は歸事不存も寄と云て、已之城内は亂入らんとす、五右衛門押止メて申様、各々思召尤至極也、乍去兩將之大事之及程之儀之而も有間鋪、速之御歸有て可然、今短氣ヲ働れハ歸而御兩處之爲可被惡(行カ)カルと、事を分て申けれハ、各々少シ靜りけり、然處は城内迄御供せし國繁公ノ御家人外丸源之丞・長澤半十郎・木村助七・小泉彌吉、顯長公ノ御家人市川主馬之助・宮崎五太夫・江川海老之介・齋藤作右衛門・芳賀治郎八・關口馬之介・岩崎彌内面々、主人之内意ヲ承て罷歸りけれハ、城外之有し金井田傳吉・細谷甚九郎・堀口彦助・林又十郎・金井新藏ヲ始、歸國之評議定りける、斯テ五右衛門も城内へ入て委細氏直へ申上けれハ、左

外丸源之丞
等國繁顯長
抑留ノ趣ヲ
金山ニ注進
ス

氏直新田足
利ヲ攻略セ
ントス

由良長尾ノ
兩家ニハ文
武二道ニ達
セル者多シ

氏直由良長
尾ノ一族ニ
使書ヲ遣ハ
シテ物頭等
ノ小田原參
府ヲ求ム

も有へし、新田・足利之勢ハ皆一騎當千ノ者共也ト被申けると也、扱御供ノ人々其儘歸國も如何と思ひ、先ッ外丸源之丞・江川海老之介、御召ノ馬ニ鞭打テ小田原ハ新田迄四十里程ノ道ヲ十時許ニ乗著、兩人金山本城は委細申上けれハ、横瀨殿ヲ始、城代家老早馬ニ而乗集り、足利・館林・桐生・小役はも急ヲ告ル、御母公・横瀨殿不存寄事之而、別而胸ヲ痛メ御座しけり、

〔坪弓老談記〕

下 一於小田原ハ氏直公、山上五右衛門(張下同シ)・北條安房守ヲ召テ、此度由

良・長尾ヲ留置事、天運ノ教成ルへし、先新田・足利ハ人數ヲ出し、彼等が家人一族ヲ追散らし、一統支配之可致と被仰、山上五右衛門承て申上けるハ、先新田・足利ノ一族家人ノ様子ヲ聞届ケ、其上にて何分之も可被仰付、自餘ノ家と替り、兩家ハ文武二道ノ者多く、至テ義強く候得ハ、以謀事ヲ不爲ハ歸テ過チ可有と申上けれハ、五右衛門も思慮も尤也迎、田米九郎次郎・平澤又五郎之歩弓三拾人相添へ、新田・足利ノ一族は被遣ける、其下狀之曰、一、此度兩家ノ大將ヲ小田原ニ留置事、近年兩主無禮之事多し、依之兩三年當地ニ留置者也、然上ハ一族・家老・物頭不殘此方は參上可有、居城若し滯子細有之ハ、追而可申附と仰被遣ける、

兩家ノ一族
家臣金山城
中ニ評議ス

天正十三年正月一日

三六

一金山城には、新田・足利ノ家人・一族相集り、内談評議有之處、又候右之使者來りけれハ、本城ニ入て、横瀬勘九郎・小金井四郎右衛門・矢場内匠之助・屋内修理之介・大澤下總・林越中・同伊賀・鳥山淨仙、侍大將不殘、足利御家人ニは白石豊前守・大沼田淡路守・阿方源内・荒井圖書・南左衛門・小沼彈正・高山右馬之介杯、三拾五間ノ大廣間ニ并居て、使者ノ様ヲ承り、懷中ニ汗ヲ流し、目ト目ヲ見合居たりける、横瀬殿御使者ニ向被申けるハ、此度兩主小田原ニ被留置儀ニ付、氏直公被入御念、留守居者共ヘ御使者被下候段、難有奉存候、何分御返事ヲ可申上、緩々御休足有、明日御歸可有迎、種々致馳走、逗留爲致けり、ステ新田・足利ノ者内談評議致しける、大澤下總申けるハ、御兩主如此成玉フ上ハ、小田原ノ使者不歸捕置可申、横瀬殿被申ハ、下總守被申處も至極也、乍去兩主各々我等にも無内談も小田原ニ被參しハ、運命ノ盡ル處歟、八幡大井も見捨給ふ哉、縱城主運命盡ぬれハ迎、各々某等此城ヲ守り、小田原ガ加番ハ不可入、畢竟新田・足利ノ者共ノ心ヲ爲引見ン、此度ノ使ハ被越たりと覺たり、先ツ無故使者ヲ歸し、御兩主御身ニ無怪我謀肝要成りと被申けれハ、各々此儀可然と申合ける、小侯城主義勝^(濫川)公被仰けるハ、兩主小田原ニ留置る、事心外也、使者ノ詞ニ任て某・横瀬殿兩人小田原

大澤下總ノ
意見
横瀬勘九郎
ノ意見

濫川義勝ノ
意見

大沼田淡路
等ノ意見

林越中北條
氏ノ使者ニ
國繁顯長ノ
歸國ヲ懇願
ス

北條氏ノ使
者氏直ニ復
命ス
北條氏邦新
田足利館林
ニ發向

に趣、様子能ハ兩主同道可歸、様子惡鋪ハ氏直か首を取らん、若し仕損し我討死せば、新田・足利之勢一調儀ニ小田原ヘ攻寄、我々か吊戰一働可頼と被仰けれハ、大沼田淡路・小金井四郎右衛門詞ヲ揃ヘ、義勝公ノ仰去事なれ共、如斯ノ時節ニ及て、大將分ノ人々心ヲ亂し、短兵必死之謀ハ極メテ危し、御兩主捕子ニ被爲上、御兩處之身ニ萬一有怪我ハ、爲敵之幸ならん、如何にもして御兩處ノ御命全キ謀事こそ肝要可成と被諫、漸御心靜りける、依之、林越中使者ニ向て申けるハ、此度御使者之趣、難有奉存候、夫ニ付、段々小田原ヘ對し疎略之儀被仰聞候得共、存之外成御事、近邊大名雖多と、小田原ノ御事ハ新田・足利ノ者共如父母ニ存罷居處也、常々疎略ニも奉存ハ御兄弟此度ノ參府も仕間敷、何分不調法之段御赦免ニ預度奉願候、勿論居城加番之儀被仰下處、奉承知候、城之儀ハ新田・足利ノ一族・家人共在番仕候得ハ、御加番にも不可及、何分兩主歸城早速被仰付候段、偏ニ御願奉申上候と申けれハ、多米九郎次郎・平塚又五郎早速小田原ニ歸り、具ニ氏直公ヘ申上ル、氏直公被思召ニハ、此度由良・長尾歸し遣さは、此度之儀ヲ遺恨ニ思ひ、後ノ事も無心許、人數ヲ向て新田・足利・館林迄踏破り敗散致させ、小田原ガ城代差置へしとて、北條安房守ヲ大將トシ、伊藤大和・多米主膳・大道寺・山上五右衛門ヲ始、

天正十三年正月一日

三七

新田足利滅
亡スベシト
ノ世評

氏邦江原ニ
著陣ス

由良長尾勢
金山城ニ軍
議ス

大將無キ合
戰

其勢二千五百餘騎、成田左衛門ハ案内者トノ忍・深谷・岩附ノ人數ヲ催し、二月十八日
ニ新田古戸ノ渡ヲ越て、上ハ中瀬小嶋ノ渡、下ハ中條・吉田・原・赤岩迄川ヲ前ニ當テ
野陣ヲ催し、柵火を燒て諸勢ヲ待合、手分ケをして可攻迎、麓邊ノ寄勢ヲ待居たり、扱
館林ヘハ忍・岩附ノ勢ヲ前房内膳ニ組合、上下貳百五拾騎爲押ヘノ遣しけり、寄居八方
ノ人數ハ以上三百五拾騎、足利ヲ可攻迎、先西原ニ陣ヲ取、富士要害ヲ撫切にして、小
泉寄居迄も狼藉せよと、神原治部・濱嶋與吉郎・大磯勘解由左衛門ヲ大將トメ、近邊神
社佛塔迄亂入て狼藉無限、扱大胡・前橋・伊勢崎・山上之者共ハ、瀧川道見と同しく、
居城ノ番衆ヲ集て用心ヲ構へたり、其頃人の申には、如何成事ヲ小田原ノ使者ニ申、斯
ク急ニ勢ヲ被向シ事哉、如何様此度ハ新田・足利ノ滅亡ならん歟と申あへりと云、
一北條安房守ハ中瀬村江原ト云處ニ御著有て、一夜野陣ヲ構て、軍勢ヲ見合、甲乙なく川
ヲ越て合戦せんと下知せらる、人數揃けれハ、平塚ノ渡ヲ越て、木崎・徳川・江田・田
中ノ民家ヲ燒拂、脇屋反町ニ野陣ヲ構、先金山ヲ可攻迎、人數手分ヲ被成ケル、扱金山
には新田・足利ノ人數集り居て、軍評^{〔定〕}取々也、横瀬勘九郎殿被仰けるハ、此度之儀ハ、
何も大將無キ合戦成ハ、面々心ヲ不亂、何事も心ヲ合、上下共ニ能く守り戦ふへし、縦

金山城ハ日
本無双ノ要
害

桐生勢ハ淺
見藪塚等ニ
備フ

寺井由良ノ
諸城ハ由良
ノ出城ニ備
フ

金山本城ノ
備

長手口

新田口

熊野口

敵無二無三ニ働共、味方ハ強く不働、掛引ヲ專ニメ、敵ヲつかからし可討取、金山城ハ
日本無双ノ要害成、縦何萬騎寄來ル共、落城ハ有間鋪、若シ敵廣澤・桐生ニ亂入長陣せ
ハ、兵糧馬艸ニ不餓様方便可致、先是專一也、桐生勢ハ藤生紀伊守大將にて、淺見・藪
塚・長岡・大鷲村ノ前原ニ備へ、爰彼處ニ伏勢ヲ置、亂杭・逆茂木ヲ引て待掛たり、寺
井・由良・細谷ノ人數ハ、鳥山主膳・金谷丹波ヲ大將トメ、由良ノ出城ヘ集り居て、敵
ノ足からみに成らんと待居たり、

一金山本城ニは横瀬勘九郎・小金井四郎右衛門・林越中・大澤下總・屋内修理・濱田内
匠・畑六之助・江田兵藏・堀口彦次郎・矢場主計ヲ先トメ、宗徒ノ人々三拾九人手分ケ
手配して、前後左右ノ口ヲ堅メたり、長手口ニハ小金井四郎右衛門・屋内修理・大澤下
總、郷戸・成塚・鶴生田・萩原ノ郷人ヲ西面ニ籠置、吉澤古郡ノ者ハ荒井主膳・茂木右
馬之介ニ組、岡田石見・園田彦七・伊藤重藏・長谷川與惣左衛門・渥美源三郎・大寶寺
勘太郎ヲ先トシテ、丸山ノ峯ニ登て、敵ノ後口ヘ廻て押ヘ爲討ント、新田口ノ大將ニハ
横瀬勘九郎ヲ大將トメ宗徒ノ侍拾六人、熊野口ノ大將ニハ林越中、伊藤・堀口・矢場内
匠・野々山九郎兵衛、以上拾三人坂下ノ平地ニ集り、落穴ヲ拵へ、石弓ヲ張て待居たり、

燒山金井ノ
間

桐生
廣澤

小俣城

足利城ノ備

天正十三年正月一日

四〇

燒山・金井ノ間には縣幡摩〔播磨カ〕・矢木田清五郎・内田左衛門・久保田金藏・杉原勘解由・清水三郎左衛門・唐澤出羽ヲ大將トメ上下百三十拾人、馬場ノ西ニ陣ヲ張、燒山ノ峯ニ物見ヲ置、鳴リヲ靜て待居たり、市場只上リニは態と人數ヲ不置、桐生・廣澤には山中ノ物頭關口尾張・風間將監・大谷勘解由左衛門・津久井左京・松嶋古伯入道・惡澤道伴〔マ〕・石原石見・彦部加賀、名有侍百五十拾人ヲ組テ、五百餘ノ人數廣澤寄居ニ集テ、峯ニ遠見番ヲ置テ、金山ニ軍始は横鎗ヲ入ント扣へたり、小俣城ニは義勝公御家人・郷人ヲ不散、桐生川ノ左右ニ亂杭・逆茂木ヲ入、用心堅固ニ觸テ、中嶋笛吹坂ニ人數ヲ揃置テ、自然新田城落城も有ハ退去之人數此地ヘ引取、集テ一ト合戰可致トノ謀也、葉鹿・大前・松田・粟ノ谷・板倉ノ人數ハ小俣ノ加勢ニ寄集ル、山下・五十部・大岩之人數ハ蓮臺寺山ニ集テ、足利勢ニ交リ事ノ下知ヲ請たりけり、

一足利御城ニは白石豊前・立木圖書・大沼田淡路・市川右衛門・久米伊賀・荒井圖書・小曾根筑前・南掃部・小沼庄九郎・小菅縫殿之助・江川左衛門・山川丹後ヲ始、合戰評定有テ、態と富士山ニは人數ヲ不置、龍舞・八木・朝倉ノ人數ハ川東ヘ越テ、自然佐野此度ヲ幸ニ横鎗入ンも難計トテ、迫間山ニ遠見番ヲ置、矢野九郎兵衛ヲ大將トメ、觀音堂

ノ山ニ伏勢ヲ置待居たり、彦間・名草ノ人數ハ、佐野通路ノ坂々峠々ニ寄集テ、佐野方ノ用心嚴敷堅メたり、月谷・田嶋隣郷ノ人數ハ、皆小谷城要害山ノ邊ニ居テ、石弓ヲ張テ用意ヲなす、

館林城ノ備

一館林御城は、金谷因幡ヲ大將トメ、大畑治部・久下越後・江戸宗印・大久保甚五郎・設樂新八郎・久保田若狹・長谷川道伴・野田志摩・大島彌平次・蓼沼左内・篠塚半次、宗徒之者拾三人、近邊ノ歩弓郷民三百六十拾人餘城ニ籠テ、高根・川俣・加法師・小曾根ヲ取廻シ、亂杭・逆茂木夥〔多〕し敷、敵寄來ハ討取ント待掛ケタリ、

一新田金山本城ニ而ハ、御母公ハ老中・御一家ノ面々ヲ集テ被仰けるハ、此度小田原ノ軍勢攻來ル事、並大體ノ事ニ不有、兩主ノ事ハ小田原ニ被留置ハ二度逢見ノ事も叶間敷、〔新田〕義重公ハ當家中絶無く榮ヘ來ル家、此度定而亡ヘキ事、我々計敷、各々迄嚙口惜敷思されん、何卒諸神ノ憐み有テ、よしや兄弟ノ子供ニ別るゝ共、此家名ハ殘し度と、御眼も明させ給わす、泪ニ暮テ御座しけれハ、横瀬殿・鳥山淨仙御諫申上けるハ、御心安ク被思召候ヘかし、縦一命ハ失ふ共、居城ヲ堅固ニ守り持テ御兄弟ノ御命さヘ有ハ御運ヲ開かせ申ヘしと詞ヲ揃へテ申けり、斯テ一族・老中・諸物頭も集りけれハ、根岸三彌筆ヲ

國繁顯長等
ノ生母家名
滅亡センコ
トヲ悲ム

天正十三年正月一日

四一

取て銘々帳之記しける、凡七百三拾騎、上下合三千餘人ト聞へけり、然處、成田左衛門尉
 の使者を以申けるハ、此度兩城主小田原之御逗留、剩へ兩處の勢ヲ向て小田原ノ軍勢發
 足して、近邊之馬ノ立處もなし、夫之付、家老中の内談申入度義候得共、拙者自病之被
 攻、橋本加右衛門ヲ以申遣ス也、御一家ノ内か老中ノ内か拙城迄御入來待入候と被申け
 り、元來橋本嘉右衛門ハ、新田出之侍也 横瀬殿老中嘉右衛門之對面ノ、右之子細ヲ承り被仰けるハ、忍・岩
 附ノ者共ハ小田原之組して、此度寄來ルト有取沙汰、成田殿ハ新田・足利に重縁深し、
 御使之様子忝奉存候得共、御存知之通一族・家人共も東西闇之罷成、思召こも不隨、殘
 念之存候と申、加右衛門ヲ歸しけり、横瀬殿被申けるハ、此度成田殿ノ心底不審也、此頃
 風聞之忍・岩附ノ人數館林隣邊に集て、飯野・大久保・北大嶋ノ沼場之陣屋ヲ催し、館
 林ノ者共新田・足利ノ後詰之出ハ、其跡へ乗込可申工にて、羽田内膳・小森伊織ヲ大將
 トノ百四五拾人集居ると承ると被申けれハ、小金井四郎右衛門申様、如仰成田殿ハ兎角
 心替り有と見へタリ、使ヲ以様子御覽候へとて、増田伊勢守之廣澤長藏ヲ添て、歩弓三
 拾人被遣ける處、成田殿他行、老役も不居合迎歸りけり、大方成田心替りと見へタリ、
 自然寄來らハ、先其陣場ヲ見届、討取て軍神に可備、成田一族ノ首ヲ取タル者ハ、上下

成田左衛門尉北條氏ニ内應ス

北條勢金山城ヲ攻ム

北條氏ノ先手成田勢大敗ス

之不寄、百貫ノ加増取すへしと觸たり、如案成田殿奈和・伊勢崎・淺葉甚内杯ヲかたらい、小田原方之成て、此度ノ案内者たりと、脇屋ノ郷人告來ル、
 一天正十三年六月上旬、小田原勢先ッ金山ヲ可攻迎、長手・熊野口ノ兩方ハ可攻迎、淺葉・成田ヲ先トノ、貳千五百餘騎ヲ二手之分て押寄る、永手口寄手ノ大將ハ北條安房守・田米伊勢・山上五右衛門・成田左衛門、上下千五百餘人鐘鼓ヲ打ておめき叫て攻上る、搦金山城之は、兼而用意ノ事なれハ、小金井四郎右衛門坂中半之下り掛て、大木・大石ヲ敵ノ馬ノ先へ落し掛れハ、眞先之進し成田勢二百人計被討殺、大勢ノ押寄ル事なれハ、可退様もなく、馬武者・歩弓ノ分チもなく、石之討れ、大木落重りて死する者數不知、山上五右衛門是ヲ見て、後陣ノ備立直し、郷戸鶴生田繩手ハ引退、味方ノ様ヲ見るに、上下三百人計も討れたり、成田殿も家人・一族百人計被討て、漸命計逃遁れけり、乗たる馬も足ヲ痛メ、谷へ轉て死たりける、小金井四郎右衛門大音上て、如何之成田殿、此城乗ノ案内ハ御無用之被成かし、御愛相も無キ小田原勢ノ有様哉と、鬨ノ聲ヲ上けれハ、山も崩る、計也、小金井四郎右衛門ハ思ふ儘之敵ヲ討退け、小金井采女ヲ殘置、本城之入て、御母公・横瀬殿之右之様子ヲ申上けれハ、何れも喜悅不斜、遠見臺之登て、四方ノ攻

熊野口寄手
ノ大將ハ北
條氏照

天正十三年正月一日

四四

口見物有之、熊野口ニ敵充滿して、合戦の最中と覺る也、横鎗を入て一人も不漏討取迎、新田口ノ人數ヲ引連、寺か入ノ坂本にて敵の後陣ヲ前ニ當て鬨ノ聲ヲ上たりける、扱熊野口寄手ノ大將ハ北條陸奥守・伊勢大和・前橋道見・松山外記千三百五拾騎、寄居八方・河越ノ人數合て上下五千計ノ勢ヲ虵川ノ左右前後ニ殘し置、一騎當千ノ武者三百騎程鐘鼓ヲ打テ攻登る、此口ヲ堅メたるハ林越中・大澤下總・茂木馬之介・關口尾張・坂田伊勢・荒井兵藏、是等ヲ始貳百七拾餘人、谷間ノ藪影に籠て、態と鳴りを鎮メ居たりけり、敵方ニ而ハ不知之、長手口・大田口ハ大勢ヲ備へけるか、此口ハ小勢也と覺る也、手間不取、本城ニ攻入へしと勇進て押寄る、兼而用意ノ事なれハ、敵ヲ能程ニ爲押入、林越中・大澤下總〔施下同シ〕ヲ取て下知すれハ、隠し置たる伏勢一度ニ起て、大木・大石ヲ投掛ケ、敵ヲ眼ノ下ニ見て射下し、矢侘矢一筋無りけれ、敵方に而ハ案ニ相違ノ事也、殊ニ嶮岨ノ場所ニ入過て、進退難儀至極せり、伊勢大和・前橋道見是ヲ見て、施振返し麓ニ引んと仕たりけれハ、燒山切通しニ備たる勢是ヲ見て、雨ノ降如く遠矢ヲ射て、鬨ノ聲ヲ上けれハ、長岡・新嶋・濱田ノ廣みニ引退く、小金井四郎右衛門是ヲ見て、無二無三ニ追討ス、前橋道見ハ燒山南ノ深堀ニ馬ヲ乗入、上り得ず、口取馬ヲ打チ飛上らせんと

氏照等敗走
ス

する處ニ、馬驚きはね落され、漸と前橋向て引退く、小金井四郎右衛門ハ、思ふ儘ニ敵ヲ追討、本城へ歸りける、扱成田家人山森主膳か首、淺葉兄弟か首、長手鳥山ノ良ニ獄門ニ被掛、寺か入古郡ノ者共ハ可觸渡迎、彦右衛門・丹三郎ハ被仰渡ける、今日合戦敵方討死上下五百廿八人、手負半死之者數不知と云、城内手負死人三拾人ニ不過、虵川・由良・細谷ノ郷人百餘人被討タリ、

一北條安房守・同陸奥守・山上五右衛門ヲ始、軍理〔利〕ヲ失ひ、江田反町ニ引退、合戦ノ様子小田原ニ注進被爲けれハ、氏直聞召、驚給ひ、大畑兵庫之介・桑山掃部ヲ召て、此度合戦味方勝利無由ヲ安房守杯より告來ル、定て忍・岩附・前橋ノ郷人・草武者共、無思慮者共、大勢ヲ頼敗軍仕たりと覺、古ノ新田・足利ノ勢ハ軍ニ及て能謀ヲ成、大敵ヲ見て不恐、小勢ヲ不侮、一騎當千ノ者多く、中々手安く勝利ハ得かたし、兩人罷越て軍勢様ヲ見よと被仰ける、兩人承て、加勢三百餘騎引卒ノ、中條ノ渡リニ著陣ノ、軍様子ヲ聞ニ、小田原勢散々ニ打負、反町ニ引退、淺葉兄弟・前橋見道〔マ〕杯討死せしと聞へけれハ、小盛村中條ニ人數ヲ殘し置、上下三拾騎計にて反町差て急ぎける、斯テ安房守始諸將ニ對面して、軍様子承る、山上五右衛門申けるハ、何と謀を成共、此度金山落城不思も寄、歸

氏直敗報ヲ
聞キテ驚ク

金山落城ハ
思モ寄ラズ

天正十三年正月一日

四五

て味方ヲ可損、敵城至テ堅固ニシテ、五里四方ニ一族之者充滿ノ、兩主ヲ被留置事ヲ悲み、必死ヲ極テ防戰事、中々萬夫も不可當と申けれハ、諸物頭も詞ヲ揃ヘ、不思寄敵ノ剛勢哉と申けり、

氏邦ノ軍議
長陣シテ水

一田米主膳・大道寺友之助ハ、蛇川ノ岸ニ備テ、長手口ノ大將熊ノ口ノ勢若攻兼ハ、後詰メして新手ヲ入替可攻入と思慮して、由良ノ出城ニ籠たる金井田傳吉・屋内伊織・片岡治郎兵衛・天竺甚太郎・青木内匠之助、細谷・岩松ノ郷人上下貳百人計集り居テ、金山軍始たりと聞シ今井田傳吉思ふ様、今日合戦ニ不出合侍ハ末代迄ノ名折也迎、出城ヲ忍出、拾七八人引具シ、馬ヲ急テ乘行、寄手ノ者はヲ見て、此城ノ押こそ殘し置たり、五騎七騎宛落行ハ、後ハ驚ノから堀ヲ守と同シ、一騎も不落討留よとて追掛ける、城中ハ是ヲ見て、金井田ヲ討スなど、我先こと打て出けれハ、敵味方入亂火ヲ散らして戦、新田勢百人計討死せり、小田原勢も六七拾人被討けり、傳吉郎も取て返し、敵ヲ散々ニ追散らし、金山に行ハ跡も心許なし迎、出城こそ籠りけり、
一扱反町ノ寄手、陣中にて安房守殿ヲ始、種々軍評議被成ける、田米主膳進出申けるハ、某等關東ノ軍ニ不出合事も無し、然此度ノ様ニ、味方可働便りを失ひし事なし、縦何

道ヲ斷ツベ
シトノ意見
長陣セバ北
條勢ノ不利
トナルベシ
トノ意見

氏邦ハ今一
合戦セント
言フ

太田ノ金龍
寺及ビ足利
ノ長林寺ノ
僧等ノ調停

萬騎爲寄とも、早速には落城ス間敷、山城ノ事なれハ、長陣セハ水餓ニ及へし、山上五右衛門是ヲ聞テ、田米殿被申處尤未細成思召也、乍去長陣セハ味方歸テ難儀成へし、又日數有は桐生・小役〔僞〕・足利・館林皆一族なれハ、四方八方起テ討テ出ハ、中々様息ノ敵ニあらず、如何にしても此度落城ハすへからされハ、此由小田原ハ被仰遣候ハ、氏直公ノ御軍慮も可有御座と申けれハ、安房守殿聞召、各々ノ詮儀道理至極也、然此大勢ヲ催し來り、攻あくみ引退たりと後々酒宴物語ニ成らんも口惜しき事也、桑山・大畑杯も加勢ニ參る事なれハ、小田原ノ思召も如何也、兎角今一ト合戦して勝負を決せんと被申ける、陸奥守殿ヲ始、諸物頭申けるハ、仰御尤ニ候得共、幾度合戦致共負る事ハ有間鋪、然此可勝道理ヲ不見定ハ軍ニ益も有之間敷と評儀取々、十四日迄日ヲ送りける、一金山本城には一族・家人集り居テ、處々ノ番處等用心ヲ構、自然敵夜討も不知迎、麓ハ逆茂木ヲ引并、山上ニは大木・大石ヲ夥しく用意ヲして中々用心嚴重也、然ル處太田金龍寺・足利長林寺ハ使僧來テ申けるハ、此度合戦之事、新田・足利方勝利之段、兩寺共悦喜仕候、夫ニ付、出家ノ身なれハ、拙寺共劍けきノ働ハ佛祖へ憚り有、希處ハ、兩寺小田原ニ參著し、和談ヲ侘〔詫カ〕テ、兩城主ノ御歸城ヲ奉願と存候、此儀御一族・老中宜鋪御評

氏直寺僧ノ
請ヒヲ容ル

雪舟ノ掛物
ヲ與フ

由良長尾兩
氏ノ人質ヲ
求ム

儀被下度と被申入、依之、御母公・横瀬殿ヲ始、殊勝ニ被思召、鳥山淨仙・小金井四郎右衛門・新田・足利ノ老中、兩寺ノ思召何れも可然相計可給と返答被申けれハ、使僧歸りて、御母公諸士ノ御挨拶委細ニ兩寺へ被申ける、依之兩寺早速小田原へ罷越、氏直公へ和談之御詫被申上ける、氏直公聞召、神妙之事也、近邊寺院雖多、此時ニ至テ武士ノ心意ヲ和らけ、國ノ亂ヲ鎮メ度心差、感入と被仰、兩寺願之趣、成田左衛門方ニ可申遣迎、兩寺へ御料理御振廻ヲ給り、其上雪舟ノ掛物拜領して兩寺國ニ被歸けり、

一氏直公ハ、兩寺願之趣成田左衛門方ニ被仰遣けるハ、此度新田・足利ハ人數ヲ向し事、格別之意趣もなし、近年新田・足利ノ者無禮ニ付、難差置處、新田金龍寺・足利長林寺和談之詫ヲ願出、依之、兩寺ノ心差ニ免し、且又新田・足利ノ家人共ノ働も神妙ノ事也、彼是此度ハ令用捨、由良・長尾も歸城可申附、然ハ新田・足利ハ一族之内壹人宛人質ヲ可出旨取計い可申様被仰遣ける、依之、成田方ニ兩寺ヲ招寄、委細申渡し、新田・足利ハも此旨通達して、天正十三年七月廿日御兩主御歸城ニ定ル、依之、小田原勢も不殘引退きけり、爲御迎、小金井四郎右衛門・藤生紀伊守ヲ大將トシ、上下八百五拾餘人川越ノ原迄出ける、小田原迄御迎ハ態と小勢ニ而、漸兩主ノ御家人五拾人ニハ不過、林越

國繁顯長小
田原ヨリ歸
城ス

中守ヲ大將トシ佐川ノ中川原ニ待居たり、成田・山上御供して佐川端迄送り被出、互ニ禮終て成田・山上も歸りける、江田兵庫之助ヲ小田原ニ殘し置、三十日替リニ勤ける、夫より夜ヲ日ニ繼て兩主御歸城也、無程中條ノ渡ニ御著被成けり、新田・足利一族、家人・鄉民ニ至迄爲御迎出ける者五六萬人も可有様ニ見へたり、斯て金山本城ニ入給いけり、

一御母公ハ馬場迄御迎ニ被出、御兄弟ニ御對面被成、御怡不斜、無程本城ニ被爲入、被仰けるハ、今度小田原ニ被留置、如籠ノ内ノ鳥ノ有、既ニ危ク思ひし處、一族・家人ノ忠孝天是ヲ憐み給ふ歟、不思儀ニ歸城ヲ得たり迎、御悅ノ酒盛有ル、顯長公も早速足利ニ御歸城被成て、御怡無限り、金龍寺・長林寺ニ御佛參被成、成田左衛門殿も新田・足利ニ御越有て、御悅儀ヲ被申ける、上下ノ人目引袖引、成田殿ハ面ノ皮ノ厚キ人也トさ、

やきける、○新田老談記
異事ナシ

〔寛永諸家系圖傳〕 八十 佐野

昌綱 小太郎、法名道一、
宗綱 小太郎、修理亮、
天德寺法印 豐綱が二男、昌綱が弟、

天正十三年正月一日

宗綱 廿六歳にて討死す、法名長渭、女子一人あり、

〔寛政重修諸家譜〕 八百五 佐野

昌綱 小太郎、周防守、

宗綱 小太郎、修理亮、

氏忠 六郎、新四郎、左衛門佐、
號大關齋、

女子 氏忠の室となり、氏忠没
落ののち房綱に養はる、
(天徳寺子伯)

宗綱 天正十二年十二月晦日の夜、上野國館林の城主長尾但馬守顯長かために所領の内
彦間城を襲とられしことを憤り、翌正月元日のあさ、宗綱只一騎にして彼城に馳むかふ
ときに、事急にして兵士等相したかふことを得ず、城中より射るところの矢にあたり
て死す、年二十六、横山長渭水晶院と號す、葬地盛綱におなし、
○盛綱譜、下野國安蘇郡
栃木村本光寺トナス、

〔下野國佐野系圖〕

昌綱

宗綱 佐野修理大夫、

天徳寺萬久法印

法名
葬地

宗綱ノ系圖

遊願寺

虎松公

直義公

信亘 佐野修理大夫、實富田左
近將監二男、宗綱養子、
(知信)

政信 佐野
内膳、

久綱 佐野小
吉郎、

正次 佐野喜
兵衛、

宗綱 天正十三乙酉年正月朔日、下飛馬而小田原北條氏直旗下長尾但馬守戰討死、本光
寺葬、法名水晶院殿野州大守横山長渭大居士、

〔新田正傳或問〕 佐野小太郎宗綱公御一族衆

皆川山城守 佐野和泉 小野寺安房 佐野帶刀 山上道及 (生) 赤見常陸 小野兵部 富士源

太 高瀬與惣衛門 後に桐生
へ參也、

宗綱公討死名草例花坂也、御首ハ長尾殿内豊嶋彦七郎取る、後に七衛門と云、小ノ月大
晦日、正月元日へかけての合戦ハ、項羽も嫌ふ也、此節足利より乗付たる侍にハ、芳野

天正十三年正月一日

豊島彦七郎
後ニ七衛門
ト稱ス

天正十三年正月一日

五二

喜衛門・柳田隼人・山口播摩^(巻)・杉木修理・大奴田・市川・久米等也、小曾根筑前・小野兵部組合、雙方討死也、

佐野氏家臣ノ戦死者

〔山士家氏家記〕^一 下野國小山分家記

土淵時安^{源左衛門} 時國

土淵時安

時安

佐野昌綱之御代、下野佐野天明山御城大手先ニ所替住ス、天正十三年正月元日討死、法名一山道春居士、父源左衛門迄ハ古河公方ニ仕フ、

義勝^(志水) 志水十郎、民部、

志水忠時

忠時^{次郎三郎、天正十三年正月元日討死、}

〔山士家氏家記〕^五 佐野日記不傳

春信^(岩崎) 重久

佐野重久

重久

岩崎平次郎、實ハ佐野昌綱ノ四男ニテ幼名ヲ毘沙門丸ト云、天正元年岩崎春信ノ養子ト

ナリ、同五年十一月左馬助トナリ、同七年實兄宗綱ノ下知ニヨリ、岩崎ノ姓ヲ改タメ佐野トナリ、佐野駿河守ト稱シ、知行五千石ヲ領ス、天正十三年酉正月朔日、下彦間村ニテ宗綱ト共ニ討死ス、法名、門城寺殿明岩清光居士、

〔山士家氏家記〕^七 諸家系圖 下野國佐野領小見先祖書

于隆^(岡) 岡五郎、後ニ長門ト改、館林岡村ニ住ス、

隆範 岡庄五郎、後ニ源之丞、

岡隆範

隆範

下野國佐野領小見村居住、永祿三年佐野修理亮泰綱家臣ト成ル、知行三百石下サル、天正十三年正月元日、^(討死脱丸)

〔山士家氏家記〕^三 山士家左傳所藏佐野代々實錄抜萃二

一 藺田七郎成實ノ嫡子成俊、治承四年十月、忠綱ノ家督トナル、^(佐野泰綱・豐綱) 泰綱父子病死、周防守昌綱相續セシカ、長尾但馬守・藤岡佐渡守・榎本大隅守等領地堺

ノ争ヨリ、昌綱ト氏直ト不和、嫡子宗綱、天正十三年酉正月元日、飛駒ニテ討死、境七ヶ村ヲ奪ハル、是ヨリ上野口ハ長尾ニ、桐生口ハ桐生ニ、鹿沼・日光口ハ壬生・皆川

天正十三年正月一日

五三

佐野領諸氏ニ分割セラ

天正十三年正月一日

ニ、東口ハ榎本ニ切取ラレ、悉ク北條方ノ所有トナル、○下略

五四

〔山士家氏家記〕

三 山越家日記

一天正十三年二月、西ノ御所并ニ藤岡十八郷、及西海ノ庄ノ内マテ小田原ヨリ切狭メラレ、皆川ノ知行トセラル、此時岩舟・山下・小馬村^{〔村カ〕}駒馬^カマテ皆川領ノ高札ヲ立ラル、元ハ佐野領ノ内リ、

○宗綱、家督ヲ嗣グコト、二年四月八日ノ條ニ、福地出羽守ニ地ヲ給スルコト、三年正月二十四日ノ條ニ、但馬守ニ任ゼラレタル禮金ヲ獻ズルコト、四年六月十日ノ條ニ、福地出羽守ニ軍功ノ賞ヲ與フルコト、五年八月十五日ノ條ニ、北條氏ノ攻撃ヲ退クルコト、九年八月是月ノ條ニ、瀧川一益ニ屬シテ出陣スルコト、十年六月十九日ノ條ニ、佐竹義重ニ甲信ノ風聞ヲ報ズルコト、同年八月十九日ノ條ニ、日吉三宮本殿ノ造營ニ奉加セシメラル、コト、十一年七月二十三日ノ條ニ、秀吉、書ヲ遣リテ、家康ト媾和セシ趣ヲ報ズルコト、十二年十二月二十日ノ條ニ見ユ、又長尾顯長ノ兵、北條氏勝ト戦フコト、十二年四月二十二日ノ條ニ、顯長、北條氏直ト會スルコト、本月十日ノ條ニ、氏直ヨリ利根川ノ渡舟停止ヲ命ゼラル、コト、同十四日ノ條ニ見ユ、ナホ北條氏

花押

〔花押彙纂〕

サ之部

佐野宗綱

〔参考〕

直、由良國繁・長尾顯長ヲ相摸小田原ニ拘束シ、上野金山・館林兩城ヲ攻ムルコト、年明カナラズ、佐野宗綱記・坪弓老談記ニ據リテ、姑ク茲ニ收ム、

佐野

宗綱

○佐竹文書一坤
貳月十一日附佐竹宛
佐野宗綱書狀

天正十三年正月一日

五五

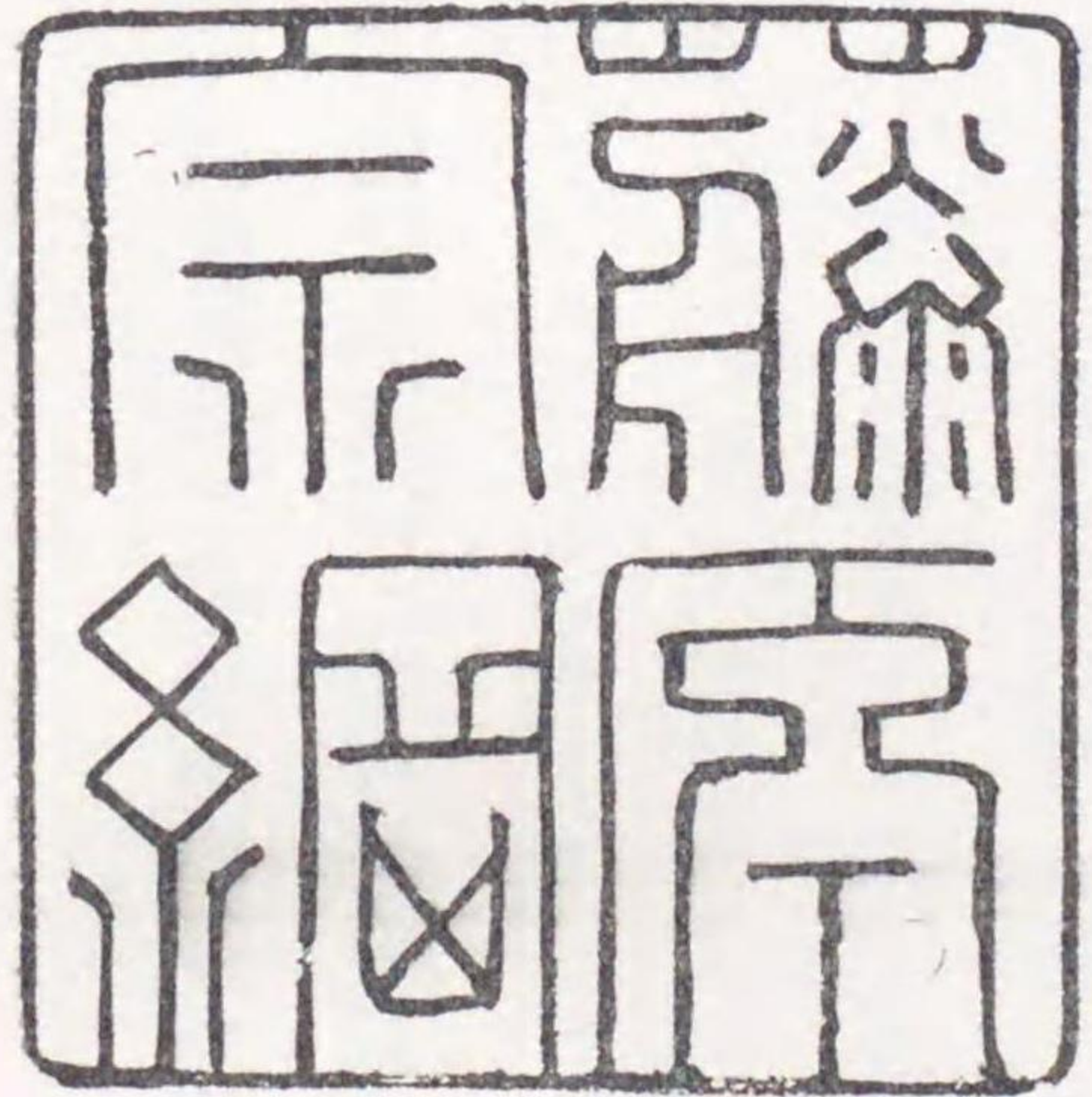
印章

〔印章彙纂〕

佐野宗綱

修野宗綱

○諸家古書簡類聚(紀伊) 天正八年 壬三月廿二日附清淨心院宛佐野宗綱書狀



○栃木縣廳採集文書二 (天正五年) 丑ノ閏七月廿八日附福地出羽守宛佐野宗綱朱印狀

天正十年戰死トノ説

〔佐野唐澤記〕

○毛呂雪男氏所藏

佐野宗綱公御討死之事

一長尾但馬守顯長ハ、彦間村を手ニ入、悦事無限、○中略去程ニ天正九年極月下旬、佐野修理太夫宗綱公ハ、富士下野守・山上・竹澤其外御前ニ被召御説有けるハ、翌元日暮元の兵を以足利を可責、併本道ハ遠路、殊ニ免鳥ニ而鐘貝を鳴サハ、先達而長尾勢走セ集ルベシ、左有ハ、館林も新田も後詰せん、彦間村下名草を打て出ハ、著陣迄足利へ知らずる者有んや、長尾打取ラハ、縦ヒ宗綱打死する共、何の恨かあらん、近比迄ハ一度も後レを取事なかりしに、今度彦間も被掠、其上秣場作を被破、剩ヘ境七郷を集メ被捕し方々後を取、天徳寺・山上か還て思ハん所も有、其儘差置者ならハ、敵ニも後指を指レン事掛鏡覺へたり、此義如何ト御説有り、富士下野守承り、御説尤ニ御座候得共、乍去元且ノ早出如何ト諸士御評議ト申上ル、君御立腹ニテ御返答モなく御座を立せ給ひ、各々宿所へ歸り、詮議・評定區々なり、同廿九日、大拔伊賀守爲歳暮御祝義參候ス、宗綱公右之荒増御説有、伊賀守承り、元日の合戦其例なきニもあらず、併いまたつまひらかならず候、虚實取相、正ハ味方の守禦を構テこそ敵此間文不詳不利をも破得勝利候半、元日ニ出軍ニ而、項羽か亡シ舊例有、只窺時節軍士勇氣ニして、御出陣候も、必定勝利得候半ト細

天正十三年正月一日

五七

天正十三年正月一日

五八

々ト諫言ス、宗綱公御立腹無限、御座ヲ立せ給へハ、大拔不首尾ニ而歸宅ス、寔ニ御運盡ル瑞相也、家中一和ならず、去レテ如何御思慮ありけん、翌元日丑之刻ニ只一騎にて御出馬有り、不思議哉、十六計の女性一人御馬間近ニ白帷著あゆみ寄と思へハ、消失ける、此間欠文アリ所詮佐野さわか敷、油断せましきとて、森・林ニ忍ヲ付置、其身ハ名草へ打越、すばなの寄居ニはせ著、番の者鐘貝ならせハ、名草の城主芳賀右衛門佐、半月の差物春風ニなひかせ、前後を圍ミ、はせつき、其ハ柳田隼人・山下播摩守・泉新重郎・梶本修理亮早鞭打て馳著、已ニ軍術内談ス、然ル所ニ佐野先手山越才吉・富士源太・糟谷民部・山上藤五郎・大下勘解由・里門奎之助等初トして、下名草へ打て出る、元旦の事なれば、足利ニ而思ひよらず、周章騒ぎ無限、宗綱公勇氣ニ任せて、旗下前後打いさみ急キ給へハ、續ク勢無一人、鎧持一人馬の尾ニ取付、爰を限と付廻る、去レテ閑馬川原ニ而切死ス、旗本勢白沫かませ馳シかとも不得續事、宗綱公四五町斗馳拔、洲鼻スヘヤの山本ニ著、駒扣へ、味方を歸見給へハ、山の上より大將歎何カ不知、佐野方ト見請候、是ハ小曾根筑前守トテ、當時彦間の城主、數度高名無比類兵也、聞及ハれん佐野方、唯今寄來を待居たり、名草六郎も某も心合此所ヲ堅メたり、夫故先達而名草・足利へも早ヤ通シ候、追付馳付候

半、夫ニ御待弓鐵砲の的ニ成給へト、色々ニ言レハ、宗綱公聞召、にくき小曾根か言葉かな、日來此寄居ヲ破り、足利責落シ、其歸りさまに汝ヲ獄門ニ掛ン者ト思シニ、夫迄もなく已ニ運命極而、只今爰ニ出ル事、夏の虫とやらんと跡見給へハ、何國共なく流矢來て内甲ニカラリト立、痛手ニて御座有ハ、たまりもあへず馬上よりさかさまにこそ御落馬有、爰ニ豐嶋七右衛門ト云葉武者立寄、御首を給ハらんとす、時に宗綱公御説有けるハ、平士の太刀ニ而不可叶ト、御太刀被下、くさつりをまき上、御首給べしト有けれハ、豐嶋悅御首を給り、乍然大將と見知ものなき、然所ニ、かへり忠の若侍見て、天晴是社御大將宗綱公ニ無紛ト言へハ、足利勢一度ニ目出度トトしはらく鳴ハ不定、佐野勢ハ聞キ、大將を失ヒて、立足もなく敗北ス、然ル處ニ、新井圖書・久米伊勢守・大沼田淡路守・白石豊前守ヲ初トして、寄合數千騎、鶴翼ニ連て生取ニせよと聲々ニ言、佐野勢散々ニ敗軍ス、是より足利も勝時上て本城差てぞ引戻ス、大拔・舟越戸・奈良の人々一所ニ集て、すはなにて討死と思ふ所ニ、案ニ相違し敗軍シ、殘ル勢のみニ而戰共、何程の事有らん、只本城無恙守護シて、天徳寺請待シて、後ニ本望を可達ト、各々相談一決シ、夫ノノに手配、境目嚴敷堅メ、本城守護シ居たり、○下略、唐澤軍談、大略異事ナシ

天正十三年正月一日

五九

天正十一年
戰死トノ説
長尾勢彦間
ヲ奪取ス

宗綱彦間ニ
出馬ス

顯長宗綱ノ
首級ヲ遺ル

氏直佐野ニ
三十六人ノ
人質ヲ徵ス

天正十三年正月一日

六〇

〔佐野記〕 天正十年壬午十二月十日、足利ノ長尾顯長ノ老臣小曾根筑前ヲ以ヨセテ飛駒
責ノ内談アリ、筑前謀ヲ以飛駒城ヲ襲、小野兵部・同長門兄弟ヲ討取リケレバ、顯長則
飛間ノ須花・樺崎ノ兩壁ヲ小野筑前ニ預ケ、コレヨリ足利ノ支配トハナレリ、宗綱（佐野）鬱憤限
リナク、同月廿九日ノ夜、諸士ヲ集メテ足利ヲ責取ント評定アリ、大貫・富士等ノ面々達
テ諫言スルトイヘテ承引ナク、諸軍ニ先立テ出馬シ、明レバ、天正十一癸未年正月朔日卯
ノ下刻、敷葉那坂ニ於テ鐵炮ニ中ツテ落馬シ、行年二十八歳ニテ豊島七右衛門ガ爲ニ討死
アリシゾ本意ナケレ、同二月五日、長尾顯長、家臣大岩大助ヲ以、宗綱ノ首・死骸ヲ佐野
ヘ返サレケレバ、田沼山城出向ヒテコレヲ請トリ、則同日申ノ下刻、栃本ノ大明山本光寺
ニ葬、法名水晶院殿瓊山長渭大居士ト號ス、宗綱女子二人ノミアリテ、家ヲ嗣ベキ男子ナ
カリケレハ、其コトヲ談ゼンタメ京都ヘ飛札ヲハセ、天德寺ニコノコトヲ告グ、同年二月
十二日、由良國繁・長尾顯長小田原城中ヘ召レ押込オカル、同廿九日、佐野家老中ヨリ天
德寺ヘコノ事ヲ告ル、同三月廿六日、小田原ヨリ人質ウケ取方使者山上（徳）五右衛門、佐野ヘ
來リ、三十六人ノ人質ヲ取リテカエル、同四月十日、小田原ヨリ宗綱ノ養子北條左衛門佐
氏忠、佐野ヘ入部、佐野ノ政事ハ、大貫越中城代トシテ取計ラハセ、氏忠ハ相州ニ歸リ、

天正十一年
七月氏直新
田足利ヲ攻
ムトノ説

足柄ニ在城ス、同五月廿日、京都ヨリ宗綱ノ養子、富田左近將監知信ノ二男松四郎信種ニ
相極ル由、天德寺申送ラル、大貫越中等サラニ承引セズ、同七月ヨリ、北條氏直、新田・
足利・館林ノ城々ヲ攻ル、由良ノ老母ヨク防ギテ、年ヲ越テ落城セズ、（略）

〔興聖寺過去帳〕

野〇下

水晶院殿瓊山長渭居士

天正十一癸未
正月元日

佐野小太郎、
修理亮宗綱、

〔下野國誌〕

十一

佐野系圖

昌綱

越前守、周防守、小太郎、天正二年甲戌四
月八日卒、六十六、法名佛生院天山道一、

宗綱

修理亮、小太郎、天正十一年癸未正月元日爲長尾但馬守顯長、於同郡彦間敷葉那坂討死、于
時廿八、同二月五日自足利送返首級、同日葬栃本郷大明山本光寺、法名水晶院瓊山長渭、

房綱

小次郎、出家號天德寺了伯、天正三年乙亥二月剃髮、同八月上京仕千豐臣家、同十八年歸國、澤俗號佐野
修理大夫政綱、文祿二年癸巳二月以富田左近將監知信二男信種爲養子、令佐野家督、同三月如元剃髮、再

重綱

號天德寺了伯、慶長二年丁酉二月隱居同郡赤見郷、同三年戊戌二月移住都賀郡仙波
郷阿土山、同六年辛丑七月二日寂、四十四、葬山形郷報恩寺、號天德寺萬久了伯、

光綱

又次郎、上野國桐生
大炊助直綱家督

虎松丸

吉五郎、出家號幽願寺了性、天正十七年己丑
三月八日於越後國高田生害、于時三十歳、

信吉

修理大夫、從五位下、實富田左近將監源知信二男、初名松四郎信種、文祿二年癸巳二月廿五日佐野家督、
于時十八歳、慶長元年丙申正月從豐臣秀吉公賜諱一字改信吉、同七年壬寅十二月奉旨辛澤山城移天明郷春

天正十三年正月一日

六一

天正十三年正月一日

六二

日岡、同十九年甲寅七月廿六日有故改易、信州松本小笠原家御預、寛永十一年甲戌六月可召出之旨
蒙台命出府之刻、於道中煩卒中風、同七月十五日卒去、于時五十九歲、法名號正蓮院功山源忠、

女子

信吉室、元和六庚申二月廿四日逝、法名號明窓貞珠大姉、

〔明治十六年十一月十六日 栃木縣答書〕

宗綱

下野國誌、及下彦間村正光寺ノ位牌ニ、水晶院殿瓊山長渭居士トアリ、

按スルニ此ハ、廣ト長ト文字相對スレハ、本光寺ヨリ差出セシ寫書ノ如ク、廣山カ宜シキヤウナレハ、下野國誌正光寺ノ位牌ノミナラス、他ノ諸書ニモ、皆瓊ノ字ヲ記載シアレハ、瓊ノ方宜シカラシカ、本光寺ノ寫書ニ長謂トアルハ、長渭ノ書損ナルヘシ、卒年ハ十三年トアルモノモアレハ、十一年カ正シカルヘシ、埋葬ノ地ハ下彦間正光寺ナリト云、或ハ本光寺ナリト云、一定セス、兩寺ハ今墳墓ナシ、○中略

水晶院殿廣山長謂大居士

天正十一癸未年正月元日卒、修理之亮、從五位下、藤原朝臣佐野宗綱、〔尊〕享年貳拾八歲、右之通相違無御座候也、

栃木縣下野國安蘇郡栃本村

曹洞宗本光寺住職

正光寺ニ葬ルトノ説

宗綱顯長ヲ館林ニ破ル

長尾勢佐野領ヲ侵ス

宗綱館林領ヲ侵ス

明治十六年十月廿日

少講義吉永天然

〔館林城主代々〕

○毛呂雪男氏所藏

一 佐野宗綱打死ノ委細ノ事、天正年中、父周防守卒去、

其子修理亮宗綱家督ノ以後、其勢漸ク微ナリト云ヘハ、其天性剛強尋常ニ勝タリ、コレニ依テ、猶長尾ト相諍フ、若田・椿田ニ於テ顯長ト合戦シテ勝利ヲ取ル、顯長兵ヲ引テ館林城ヲ退ク、宗綱追懸ケ、八幡回輪〔西〕マテ押入テ、侍小路町屋ヲ燒拂フ、新田勢・足利勢後詰トシテ馳來ルニ依テ、宗綱兵ヲ引テ歸ル、顯長コレヲ恥トシ、免鳥城淺羽ニ館林ノ勢ヲ加ヘテ守ラセ、顯長ハ只木山ニ陣取り、村上ノ天谷佐渡守、羽田ノ福口出羽守〔マ〕・同帶刀ヲ以テ佐野領ニ押入テ、足黒・才川邊ノ麥作ヲ刈リ、早苗ヲ蹴ニシル、宗綱則チ早川田左京・竹澤山城守・小野兵部・同長門守ヲ以テ是ヲ防キ、赤見六郎・大野隼人等ヲ以テ免鳥城ヲ押ヘ、富士源太・阿部主計・山上道及〔牛下同シ〕・山越才吉ヲ先手トシテ顯長ト合戦ス、顯長敗シテ足利城ヘ引取ル、宗綱則チ岡崎山ニ陣取り、岩上縫殿助・水沼彌助ヲ以テ、館林領寺岡駒場ノ麥作ヲ刈リ、早苗ヲ蹴ニシル、顯長カ兵ノモノミスル者ヤラン、柵ヲフリ早苗ヲ蹴ニシル、指引スル者ヤラン一騎殿タルハトテ、山上道及追懸ケ、村上ノ虚空藏堂ノ前ナル深田ヘ組テ落チテ首ヲ取ル、宗綱遙ニ見テ彩幣〔采〕ヲ取ル、道及ナト輕

天正十三年正月一日

六三

天正十三年正月一日

六四

働キ有ルヘカラスト制ス、道及ハ宗綱カ近來ヨリ輕働アルヲ以テカクノコトクシテ堅ク諫ントス、宗綱カ勇氣尤甚シト雖凡近邊多ク顯長ニ屬ス、佐野ヨリ上彦間ト名草ノ境ニ柵ヲ振り、中木戸ト名ク、即名草ノ高南カ手ヨリ是ヲ破リ取ル、免鳥ノ淺羽カ兵、傘ノ指物ヲ指タリ、宗綱ノ馬印ト同シ、宗綱是ヲ恥トス、天正十年十二月廿八日、宗綱出勢シ、下彦間名草ニ押寄ス、高南・小曾根コレヲ防キ戰フ、同廿九日夜、宗綱自ラ彦間ト名草ノ境、石谷戸ノ嶮岨ヲ越ユ、鞍ヲ右ニ負事ナラサル故ニ左ニ負テ登ル、難所ナルニ依テ其地ヲ左鞍ト名ク、此所ヲ經テ大沼田ノ近所ノ民屋二字ヲ燒ク、高南・小曾根カ兵嚴ク防キ戰フニ依テ、佐野勢引退、同晦日、大沼田ノ預リ岩下淡路守己カ民屋ヲ燒レシ事ヲ恥トシ、其夜未明ニ佐野領ヘ押入りテ、前原越前守カ預リ田保ト、小野石見守・同兵部丞カ預リ町屋ヲ燒拂フ、高南・小曾根等續テ攻入り、小野兵部丞・同長門守ヲ打取リ、田保・町屋ノ兩要害ヲ攻取ル、宗綱コレヲ遣恨トシ、密ニ家老富士源太ニ仰テ、簾本勢許ヲ調ヘ、夜ニ乘メ足利ニ押入り其不意ヲ打ントス、家老大野木固ク諫テコレヲ制スレ凡聞ス、其夜半出勢シ名草ト須花小坂ヘ押入ル、足利領在々所々ニ貝鐘ヲ鳴シ、急ヲ告テ忿動ス、名草須花要害ヲハ高南遠江入道コレヲ守ル、宗綱爰ニ目モ掛ス、直ニ足

利小屋山城ヘ押入りテ、顯長ニ對面スヘキト進ム、小曾根筑前守・芳賀右衛門尉・柳田隼人・岩下播磨・杉下修理以下、須花ノ要害ニ馳加リ、コレヲ守ル、佐野勢ヲ遣リ過シテ、小曾根筑前守ハ、岩下播磨・杉下修理ヲ引具シ、家住帶刀・景山修理ニ鐵炮足輕ヲ相從ヘサセ、須花坂ヨリ直下シ、朋勢ヘ一箭進スヘシト喚ル、宗綱點止シ難クヤ思ケン、勢ヲ回シ、須花要害ヲ只一息ニト攻掛ルヲ、高南遠江入道カ手勢、大沼田淡路ヲ始トシテ是ヲ防ク、新居圖書・市河右衛門尉・久米伊賀守馳來リ、高南筑前守カ勢ニ加リ、後面ヨリ取籠テ戰フ、家住帶刀・景山修理、鐵炮ヲ揃テ打掛ルニヨリテ、佐野勢數多討死シ、宗綱モ鐵炮ニアタリテ疵ヲカウフリ敗軍ス、高南以下追掛ク、宗綱返合セ、數ケ度戰テ、雲雀峠ノ正光寺ヘ入り自害セントス、夜中ニテ前路分明ナラス、敵味方凡ニ宗綱ノ落方ヲ知ラス、諸勢分散シテコレヲ尋サクル、小曾根筑前守カ兵戸嶋善次郎トテ十七才ノ若者アリケルカ、正光寺ノ門内ヘ懸入テ、宗綱自害セントテ、鞍ヲ卸サセ床机トシ座セラル、ヲ見、戸嶋蹲踞ス、宗綱ノ云ク、若者ハ高南カ兵カト云テ、其名字ヲ問ハル、戸嶋爾々ノ旨ヲ名乗ル、宗綱ノ云ク、我首ヲ與フヘシ、顯長カ見參ニ入ヨ、首ニ成リテモ顯長ニ對面スヘシトテ即自害セラル、戸嶋ヤカテ其首ヲ取テ馳セ歸ル、小野石見守ハ

天正十三年正月一日

六五

宗綱ノ自害ヲモ知ラス、一騎・二騎掛ニテ宗綱ノ後ヲ慕ヒ、須花坂へ乗込ム、富士源太
 ・大野隼人以下軍勢數百騎馳乘テ進來ルヲ、神間ノ赤見常陸介、其家人尾花佐渡カ冬枯
 ノ野山ニ火ヲ放テ燒隔ツ、其間ニ小野石見以下三十餘騎ハ名草須花坂ニ於テ打取ル、中
 ニモ頭分ノ士小野石見守ヲハ高南カ兵窪田佐渡カコレヲ打取リタリ、○下略、江戸豊前守
 諫言ノコトニカ、ル、

〔續武家閑談〕

七

一爰に佐野小太郎號修理太夫宗綱ハ、態と旗本計にて、不慮に足利
〔二脱カ〕
 を乗取へしと、天正十年極月廿九日に陣觸し、卅日の丑剋に出馬して、天正十二年正月

元日、足利へ押寄る、先名草藤坂の寄居へ取懸り、兩所共に押破り、須花の小曾根筑前
 守カ居所を攻させんとしけるか、俄の事、時節あしく人數集りかねけれハ、宗綱立腹し、
 彦間の方へ向て馬廻り計にても筑前守カ須花を乗取へしと、鞍をあて馬を進る時に、赤
 見・大拔・富士源太等頻に、元旦の軍故衆の心勇む事なし、疾々歸陣と諫しか、宗綱極運
 のかなしさハ、大きに怒りて、一鞍〔鞭カ〕を加へ、平地・坂道きらひなく駈行しかハ、味方一
 人も不續、爰に佐野を年來氣遣ひ、足利の長尾但州顯長ハ、兼て油斷なかりし上に、右
 之趣を聞、頻りに早鐘をならし、人數を揃へ、新田・館林へも急を告、荒井・沼田・市
 川・糸・岡田・關白・小菅・湯澤を始百五十騎雷發し、藤坂山の峠まで押付けけれハ、藤

天正十二年
戦死トノ説

宗綱馬廻衆
ノミニテ出
馬ス

宗綱流丸ニ
當ル

豊嶋彦七郎
宗綱ト組ン
テ首ヲ取ル
トノ説

宗綱ヲ討取
リシハ江戸
高政ナリト
ノ説

由良成繁ノ
遺言

坂須花のかまへハ落居し、彦間ハ未恙なかりし、斯て宗綱ハ、藤坂の山の北へ乗あけ給
 へとも、馬廻りもつゝかす、猶豫する處へ、鐵炮の流玉來りて内胄に當り、馬驚て落馬
 に及び、田の畔に腰かけ、腹を切んとする所へ、彦間勢之内豊嶋七右衛門といふ者來り、
 天晴寄麗〔寄〕の甲冑かな、能敵と見て組て首を取、しはらく有て此由聞へけれハ、佐野衆十
 方にくれて有、然れとも佐野表にハ天徳寺・山上道及〔生下同シ〕を扣きて、兎角家を守立てこそ弔
 軍すへしとて、悉く涙をおさへ佐野へ引取ぬ、

「小野家傳云、宗綱を討取しハ、長尾の家老江戸豊後守高繼カ子江戸左馬高政也、
 高政後年御當家に奉仕し、江戸を改め小野と稱ス、此時北條氏政より賜りし感書〔明曆三年〕丁酉
 の火に燒しといふ、」○新田金山記ニヨリテ
 補入セリ、下同ジ、

一爰に金山の城主、前の由良信濃守國繁病以の外なりし時に、長子成繁〔國下同シ〕を始家中之歴々へ
 遺言ハ、新田義重の御城徳川、又寺井ハ、堀一重にて淺間なり、今此城ハ山上に池有て、
 水とぼしからずして、薪・まくさまで多く、五徳相應ノ城なれ共、東北ハ渡良瀬川、南
 ハ利根川、十里の間へ敵を入じと思ふべし、由良・長尾ハ兄弟なれハ、心元なき事なけ
 れ共、他の大名より招請せらるとも猥に行へからず、尤兄弟一所に行事、猶以て不可然

天正十三年正月一日

と丁^{〔摩カ〕}亭に遺念有て死去なり、子息成繁の代には弓矢彌盛也、

六八

「私云、國繁ハ小野氏にて由良の家臣也、亂國の比其主を逐て國を奪へり、系圖之ハ成繁の子を國繁とす、成繁ハ天正六年六月卅日死、法名鳳仙寺ト云、國繁ハ慶長十六年正月三日死、年六十二と云、本書と不合、何レか是也哉、」

斯て、長尾但州ハ、横瀬勘九郎・桑伊賀を以て北條氏直へ佐野匠作^{〔宗綱〕}を討取こと委曲に注進有しかハ、氏直對面して賞美せらる上、同月廿五日小田原より山上郷右衛門^{〔強平同シ〕}を以て、厩橋・新田・足利へ年首の返禮有序に、新田・足利にハ、此上佐野櫻木^{〔マ〕}を切伐、結城・小山迄も働き給へし、鉢形勢をはしめ後詰を可申付也、兩家の切伐國郡、此方へ望なし、兩家を先鋒と頼む也、あわれ郷右衛門と相共に兩家此方へ來臨、軍談有へしと有けれハ、成繁・顯長兄弟共に山上に打つれ、從兵三十騎・歩卒七十人にて小田原へ往、登城有しに、山上及多米主膳を以て、兩家佐野を討取段注進延引奇怪也、先年淵名合戦も注進なく、又當方ハ佐野を攻る刻も、兩家出陣せずして見物し、先鋒成田勢をはしめ討せけるも奇怪也とて、忽兩將を虜にし、一間へ押込、供の者共ハ、働んとすれば兩主の命あやうし、進退究りて漸本國へ歸りける、其内外丸源之丞・長嶋外記ハ、四十里の所を十時

國繁顯長謀
ラレテ小田
原ニ赴クト
ノ説

氏邦光西寺
ニ陣取ル

金山城等堅
固ナラバ國
繁顯長モ恙
ナカルベシ
長手ノ郷ノ
大將ハ小金
井四郎右衛
門等

計りに乗付て、此由注進す、斯りけれハ、老母并澁川主膳義勝・横瀬勘九郎始め、一族・兩家の從兵寄合、とかく大將の事ハともあれ、闇々と城をハ渡すまじと、金山・館林等の諸城固く相守る所に、小田原より鉢形^{〔氏邦〕}の北條安房守を大將として、多米・山上・伊勢・大道寺先鋒にて、三月十八日に新田古戸渡を越て、手分をなし、花房内膳、忍・深谷・岩付勢^{〔國〕}組合せ、二百五十騎、館林^{〔壓カ〕}の厩に残し、奇西^{〔キサイ〕}・鉢形^{〔馬武者〕}の馬武者三百五十をすくり、足利を攻むとて、光西寺へ陣取、神原治部・濱嶋與市^{〔王岐カ〕}・大磯勘ヶ由左衛門をして、富士山の砦小泉邊を放火させ、其後中瀬郷原に屯し、一夜人馬を休て、平塚の渡を越て、得川・大館・木崎・江田・田中の民屋を焼拂、脇や反町に陣取、金山城を可攻となり、金山城にハ、成繁の末弟横瀬勘九郎物主に成て、下知せられけるハ、敵無二無三に働共、味方ハ不取合、只金山・館林・桐生・足利を^{〔要〕}持固む事肝腰也、當方の城堅固ならハ兩將の命も又無恙事可有か、先金山に楯籠り、一族・郎從・宗徒卅九人、長手の郷をハ小金井四郎右衛門・矢内修理・大澤を大將とすへし、強戸・成塚^{〔ツルウ〕}・鶴生^{〔符〕}生田・萩原の郷民等、谷々に伏置へし、吉澤古郡の者共ハ、荒井・茂木・岡田・藪内以下丸山の峯に寄居て、後口の敵を押へ、太田口をハ某固むへし、熊野口ハ、兩林・矢場・堀口・野口・野山、

天正十三年正月一日

六九

松嶋古伯入
道等居ル

新野別所ノ
間

足利館林ニ
モ留守ノ諸
士堅固ニ籠
城ス
國繁ノ母ハ
無双ノ器量
人

天正十三年正月一日

七〇

宗徒の族十三人、坂下の平地に集り、石弓鐵炮をしかけ、落穴を掘らせ待受へし、燒山・金井の筋にハ、懸田播磨守・矢木田・内田を始め、宗徒の侍廿四人、江田・木崎・得川・大館・龜岡・堀口の郷人百八十人、馬場の西にひかへ、市場口ハ上にハ態と人數を置す、桐生・廣澤にハ松嶋古伯入道・惡澤道伴・關口・風間以下名有武士百五十人、郷民を集めて五百餘人、廣澤の寄居に集り、峯に遠見を置、金山軍初らハ、横を入むと扣ゆへし、新野・別所の間^{〔北條〕}にハ、高山・小柴・南及矢内備前に南川邊の郷人手勢の射手百餘人、圓福寺の寄居に集りて、射落すへし、新井・濱田の間^{〔北條〕}にハ、矢場・篠塚・堀口・小泉・高木を將として、新井・八幡の山を後に當て、出城をかまへ、古戸・高林・半澤・古田・赤岩の郷人、三百餘人石弓・鐵炮を持せて所々の小山に屯し、旗本の歩弓百三十人ハ、小泉・由良に軍始らハ横を射さすへし、小股城にハ、澁川義勝手勢郷人を不散、桐生川の左右に亂杭・逆茂木を引、用心きひしく下知し、中嶋笛吹坂に勢をそろへ、自然新田落城と聞ハ後詰なして一戦を決せんと扣へ、其外兼々色々の手段有て、足利の城にも、館林の城にも、長尾顯長留守の諸士如形堅固に籠城す、爰に成繁^{〔國九〕}の母義無双の器量有人、古の尼御臺所政子^{〔北條〕}におとらさる女性故、衆を勵し、根岸三彌といふ者に命し、

小田原勢金
山へ押寄ス

金山在城の著到を付るに、侍七百三十、雜兵三千と記す、成田左衛門佐長康ハ、小田原へ組して館林の勢新田・足利へ乗入ハ、其虛へ攻入へしとて、羽田内膳・小森伊織百五十騎を差向、又名和・伊勢崎・厩橋道見・淺羽甚内を語らひ、小田原勢の案内者となりぬ、^{此所に見ゆる根岸三彌、及根岸三河と云者子孫しらす。}
一六月上旬、敵金山へ押寄、長手口よりハ北條房州^{〔北條〕}、多目・山上、及成田長康等千五百餘^{〔敵〕}金鞍を鳴し攻寄る、城兵ハ射手を勝りて百餘人、前後に引連、^{〔山九〕}通の峯にハ石弓・丸木・土俵をならへ、小金井四郎右衛門坂半分下りて下知しけるか、成田勢貳百餘人、彼石弓にうたれ死しけれハ、續く勢ハ一雪^{ナメシ}顔に谷へ轉ひ落、後陣の族ハ遠矢に當り、角ある礮^{コイハ}岩をなけかけられ、歩卒二百人計り命を失ふ、山上郷右衛門下知して、強戸・鶴田澤の暇まで引取けるに城内にハ手負・死人壹人もなし、熊野口寄手ハ、北條奥州^{〔北條〕}・伊勢大和守・厩橋道見・松山外記三百五十騎、奇西・川越・鉢形勢五千計、淺羽甚内案内者にて、洞勢ハ蛇川の左右前後に残し、究竟の勇士三百計り攻登る處に、落し穴多く有けるをしらすして登りけるか、城兵ハ谷間の藪陰に待かけ、散々に射立、大石を落しかくる、元

天正十三年正月一日

七一

來嶮岨と云進むこと叶はず引取所に、焼山切通に備へたるもの共、しきりに遠矢を射かけ、石弓を放けれハ、長岡の廣場へ崩れ退くを、新井・由良・別所に扣へたるもの共相圖して敵を取籠、火水に成て攻戦ふありさまを、〔小金井〕金井四郎右衛門遠見番所より是を見て、案内ハ知たり、頻りにかけ下り競ひすゝむ、寄手彌敗北しけるか、所々の落穴・田畑の水堀へ走入、人馬落重り、死亡するもの若干なり、中にも淺羽甚内兄弟、〔余イ〕郎從三十四人うたれ、既橋道見も深堀へ馬を乗入て漸半死半生になりぬ、斯て寄手ハ辛々本の陣所へ引取ぬ、討死五百廿八人なり、

一今日多米主膳・大道寺友之助、蚰川の岸に扣へ、長手口寄手敗せは、新手を入替へしと思ふ所に、由良の出城に籠置ける内、金井田傳吉ハ、一族・郎從引卒し、密に出城を出、金山の戦に合むと馳出る處を、多目・大道寺人數取圍み討むとす、城兵是を見て、鳥山出雲入道以下切て出、是を救、敵味方入亂れ散々に戦ひけるか、大敵に追崩され、百計打れ、屏際迄詰寄らる、時に金谷因幡・鳥山主膳〔將イ〕兩士共に、強弓精兵にて散々に射る、寄手の大將大道寺ハ馬を射られ、多目ハ太股を射させぬ、時に金井田傳吉引返し、能敵七

騎突伏、敵味方の間を一文字に乗切て、城内へ入、爰にて双方物わかれして引取ぬ、此所におゐて由良方雜兵共に百餘人死亡、

一別所表の族ハ、大手の合戦、寄手利を失ひ、長岡・犬嶋へ引たると聞、四方より取籠可討捕とて、高山越前・柳井以下突出、追討之高名様々なり、柳井備前も精出し、彼郎從既橋道見を追詰首を取しか、道見一族・家人進合、首をうひひ、既橋へ引取ぬ、又荒井出城の族も則出合てはさみ打て首多く得たりける、

一寄手も懲〔陣脱カ〕て、卒爾に攻ずして、是より鬪をやめて張す、寄手ハ食攻の謀と覺ゆ、中々城内の兵糧澤山なれ共、近村の穀物を敵にとられぬ様に、先達而用意すへきと、城中より觸ける也、其上秣薪の便ハ能、只夜討を氣遣ひて堅固に廻り番をなすといへ共、水にこまりけるか、其體を寄手に見せしとて、池の土をあけ、西南に高屏かけて、五十間ほど金の手に壁をぬり、馬とも引出し、白米を以て湯洗の様子を見せける也、

一由良・長尾の菩提所、金龍寺・長林寺小田原へ相越、和平の扱をいたされけれハ、氏直も聞届給ひ、兩僧の扱ひ、又由良家の者共忠戦、敵にしても感する間、成繁・顯長共

に囚をゆるし歸すへし、去なから一族の内より一人ツ、人質出すべしと、成田左衛門尉長康召寄て宣ひけれハ、長康則取持て、七月廿日に兩大將免許歸城に極り、金山・館林張陣の勢も引取ぬ、小田原迄兩將の迎として、金山より林越中、館林より糸伊賀兩人五十騎計り、酒匂川の中河原迄參向しければ、成田と山上郷右衛門ハ、兩大將を送りて、是より渡し歸りける、是によりて由良・長尾兩將ハ虎口、鰐の口を遁れ、歸城して、一族より一人ツ、兩家共に人質を小田原へ送りぬ、

一新田金山の城主由良成繁ハ、舍弟横瀬勘九郎・矢場内匠・矢場主計、一族鳥山淨仙入道・江田兵庫介・同兵藏・里見七之助・堀口彦助・一ノ井左兵衛をはしめ駿兵計三百五十騎、又足利・館林の城主長尾但馬守顯長ハ、騎兵二百、小股城主澁川相摸守義勝騎兵百、桐生城附之侍百二十騎、其外松嶋古伯・惡澤道伴ハ金山の旗下にて五十騎也、惣軍八百騎の身上にて、武威を奮、是より小田原へ雌伏して、氏直他國働の時ハ、百騎ツ、加勢を出す、抑關東七ヶ所の名城といふハ、佐野辛澤山・新田金山・佐竹の太田山以上は山城・既橋・宇都宮・川越・忍以上は平山城なり、是を言也、○新田金山記異事ナシ

由良長尾兩氏小田原ニ歸屬ス

宗綱ハ血氣壯勇ノ荒武者
初ハ上杉氏ニ屬シ後佐竹氏ニ一味トノ争
免鳥ノ戦
足黒西川邊和田ノ合戦
須花樺崎兩城ヲ奪ハル

〔關八州古戦録〕

十二 佐野小太郎宗綱討死事

下野國栃木ノ城主佐野小太郎宗綱ハ、血氣壯勇ノ荒武者ニテ、初ハ北越ノ幕下タリシカ、輝虎卒去ノ後ハ、佐竹義重ノ一味トナリ、南方ト不和ナリシ、然ルニ、佐野ト足利トハ入組ノ所ニシテ、年來領境ヲ論シ、近年ニ至テハ雙方ノ百姓等動スレハ喧嘩鬭争シテ、竟ニ兩地頭ノ矛盾ト成レリ、長尾顯長ハ永祿ノ比ヨリ館林ニ在城シテ、足利岩井山ノ城ニハ白石豊前守・淵名上野介ヲ居へ置テ守シム、是ヨリ嚮若林ノ郷猿田ノ川端ニテ、兩家相戦ヒ、佐野方切勝テ野田・小曾根ヲ踏越、館林近邊マテ押入シ處ニ、金山ヨリ多勢ヲ以テ後詰セシ故、宗綱引退カレタリ、其後佐野ノ拘へ免鳥ノ堡障ニ、淺羽右近將監資峯在任セシヲ、足利ヨリ不意ニ襲ヒ、亦ハ足黒・西川邊・和田合戦ニモ宗綱奮撃シテ敵ヲ討捕ル事若干ナリ、然レハ、須花・樺崎ノ兩城ヲ預ケ置シ小野兵部少輔・同姓長門守兄弟討死シテ、其地ヲ顯長ニ奪ハレ、日夜口惜ク思ケル故、土民・夫・嵐ッ子ニ下知シテ、免鳥領名草境ノ秣場ヲ荒シ、麻畑ヲ蹂躪ラセ、立毛ヲ振テ狼藉ヲナサシムル事際限ナシ、(天正十一年)是歲癸未ノ臘月廿九日、宗綱大貫隼人正・富士源太ヲ招テ、明元旦旗本ノ人數ヲ率テ足利表へ出馬シ、敵ノ油斷シテ思ヒ寄サル處へ押懸ケ、勝ヲ握ラント欲スル條、本道ノ寺岡通りハ程遠ク、其上吾兵打

除夜元日ノ
軍ハ項羽モ
好マズ

向フト聞カハ、新田・館林ヨリ後詰スヘシ、所詮名草へ出テ、藤坂ノ寄居ヲ踏禿シ、須花ノ城ヲ乗捕リ、相合克クハ、彦間岩井山マテモ押懸ケ、短兵急ニ勝敗ヲ試ムヘシ、此趣ヲ以テ有司等ニ觸知シメ、急キ人集ヲ馳集メ、若モ金山・館林ヨリノ後卷有テ、味方引取難キ義有ラハ、早速ニ諸勢馳合スル手配ヲ定メ置ヘシト申サレケレハ、富士・大貫是ヲ聞テ、敵ノ不意ヲ襲ハレシ事ハ最ノ義タリト云ヘ共、除夜元日ノ軍ヲハ楚ノ項羽タモ好マレスト諺ニモ申シ傳ヘタリ、然ベクハ歳首ノ規式モ濟テ御出陣可ナルヘキヤト諫ケレ共、宗綱壯氣ノ短慮ニテ、一向ニ承引ナク、夜陰ニ及テ陣觸シ、明レハ天正十二年甲申ノ歳旦、マタ篠目ニ須花へ押寄ント議セラレケルカ、雪中ト謂ヒ、夜中ト云ヒ、俄ナル陣觸ナレハ、兎角シテ旗本勢集リ兼シヲ、宗綱腹ニスヘ兼、當參ノ馬廻許ニテ、石塚ノ方ヲ志シ馳出ラル、ニ付テ、赤見内藏助・富士・大貫馬ノ口ニ縋リテ、夜前ヨリノ深雪、殊更元朝ノ義ナレハ、諸勢出陣ニ心染ス、就中今曉敵方遠候ノ番所ニテ早鐘ノ音聞ヘ申ス上ハ、後詰ノ到來心元ナシ、是非ト於テ思召留ラレ然ルヘシト申シケレ共、運ハ天ニアリ、遲滯スヘカラストテ無體ニ乗出シ、須花ヲ斥テ向ハレタリ、當城ニハ、初彦間ニ在リシ小曾根筑前守移リ居タリシカ、思ヒモ寄ヌ朝カケ故、上ヲ下ヘト捫擇シテ、兵器ヲ執リモ合セサルニ、宗綱

流丸宗綱ノ
内甲ヲ徹ス

豐嶋彦七郎
甲冑ヲ渡サ
ハ命ヲ助ケ
ント云フ

無二無三ニ攻入テ、當ルヲ幸ニ撫切ニシ、單的ニ乗捕タリ、小曾根モ防クニ術ヲ失ヒ、搦手ノ虎口ヨリ潜ニ脱レテ落行キタリ、宗綱是ニ^{機力}捥ヲ得テ、透ヲアラセス藤坂彦間ノ砦ヲモ踏禿サントテ、續ケヤ者共トテ平地・坂道モ嫌ハス、只一騎混逸散ニ駈ラレシ程ニ、即時ニ藤坂山ノ北マテ乗著シ處ニ、運ノ極メノ悲シサハ、何地ヨリ共ナク鐵炮ノ流レ鉛子來テ、内甲ノ鍔際ヲ打徹シケレハ、屯モ敢ス馬ヨリ撞ト落チ、暫シカ程絶入ケルヲ、栗田ト云ル舍人一人附副フテ在シカ、肩ニ掛テ半町計モ引返ケルニ、敵方ノ若侍一人脱^サナシトテ遂詰シマ、打捨テソ逃去ケル、宗綱其時息出テ、細田ノ畔ニ腰打懸、前後ヲ估ト見渡サレケレハ、續ク味方ハ無クシテ、敵ト覺シキ若侍駈來レリ、宗綱元來強梁ノ生得ナレバ、心ハ大猛ナリト云ヘ共、次第ニ心神惱シクテ、立舉ラン様モナカリケレハ、雜兵ノ手ニ懸ランヨリハ腹ヲ切ントセラレケル處へ、件ノ若侍立懸リ、甲冑ノ體直也人ニアラス、何サマ佐野ノ家中ニテハ大將分ノ手負ト見ヘタレ、鎧・兜蓋ヲ亘サレヨ、疾々ト申ケレハ、宗綱打領キ、兵具ハ云ニヤ及フ、首共ニ捕スヘシ、爾ナカラ暗々ト敵ノ手ニ死ナン事黃泉ノ障ナルヘケレハ、名字ヲ聞テ尋常ニ腹切ヘシト申サレシカハ、某ハ彦間ノ士豐嶋七左衛門ト申ス者ナリ、甲冑ヲタニ亘サレナハ命ハ助ケ進ラスヘシト答ケルニ、宗綱^カ浩ル仕義ニ及、一命

ヲ繼テ何カハセン、介錯ヲ頼ムソト申サル、處へ、敵亦追々見ヘケル故、迎モ遁レヌ御命ナレハ某證ヲ賜ラントテ、押ヘテ首ヲ搔落シ、甲冑・太刀マテ分捕シテ、豊嶋ハ退去シタリケリ、斯テ佐野ノ旗本勢主人驥尾ニ後レケレハ、爰彼ヲ尋ヌレ共、更ニ行方知レサリシニ、舍人ノ粟田馳歸テ爾々ノ由ヲ告タリシ故、家人等大ニ力ヲ落シ、咥レテ詞モナカリシ處ニ、富士源太落涙ヲ押ヘナカラ、府君ノ討死必定ノ上ハ、彦間ノ城中ニ御證有ヘキマ、一向ニ駈入テ切死ニ死スルカ、御首ヲ取返スカニツニ一ツト申ケレハ、赤見聞テ其議モ勿論子細ナシト云ヘ共、心ヲシツメテ愚案スルニ、只是天魔ノ所行ニシテ、當家滅却ノ時至レル者カ、然ルニ府君無法ナル横死シ玉ヒ、吾々モ犬死セハ、敵倍々ノ所得ニシテ、味方未來永劫マテノ遺恨是ニ過ヘカラス、一先栃木ヘ引返シ、家門ノ内ヲ大將ニ執リ立、仇ヲ報セン謀、今ニ於テハ然ルヘキカ、各吾々存命セハ、時節ヲ以テ顯長ノ證ヲモ捕得スト云事在ヘカラス、此義如何ニト申ケレハ、富士・大貫モ同心シテ諸勢ヲ纏メ、涙ナカラニ栃木ヘ引返ス、無念ナリケル有サマナリ、此時ノ落首ニ、

終歲ノヤミニヨシナキ出馬シテ朔日スカタ見セヌ小太郎

〔關八州古戰錄〕

十三 由良國繁長尾顯長拘留小田原事

同年二月廿五日、北條氏政・氏直ヨリ山上郷右衛門〔彈下同シ〕ヲ由良・長尾兩家ヘノ使者トシテ差越レ、入道宗得卒去ノ追悼ヲ述ラレ、相次テハ先年金山ノ武功ヲ以テ桐生又次郎重綱〔逐下同シ〕ヲ遂拂ヒ、當春足利ノ執合ニ佐野宗綱ヲ討捕ル、事、神妙ノ至リ感悅少カラス、此上ハ佐野・栃木・結城・小山邊マテモ手遣アラレ、出馬ニ於テハ、加勢ヲモ參ラスヘシ、伐捕ノ領地ノ事ハ勿論當方ニ望ナシ、各ノ取務心ニ任セラルヘシ、但兩家ノ軍法配立ニ付テ面談ニ相議スヘキ條タアリ、國繁・顯長同道シテ南方ヘ來臨アラルヘシ、然ルヘクハ山上ト打連テ參ラルヘキ旨申シ送ラル、兩家はヲ聞テ、只一向氏政父子懇意ノ筋ト而已思ヒナシテ、兄弟不日ニ上州ヲ發シ、小田原ヘ赴カレタリ、國繁ハ林越中守・同姓又十郎・今井大藏少輔・鳥山伊賀守・江田兵庫助・小金井十郎兵衛・細谷助九郎・堀口彦助・長嶋外記・金井田傳吉以下騎馬三十人、弓鐵炮ノ者百人ヲ俱セラレタリ、顯長ハ南掃部助・荒井圖書助・山名主計助・貝原丹波守・高山右馬助・市川主米助〔馬〕・大岩大助・芳野加右衛門・矢野九郎兵衛・宮崎五大夫・江川海老助・齋藤作右衛門・小菅彌太郎・關口右馬助・岩崎彌助ヲ始トシテ、騎馬三十人、弓鐵炮ノ者七十人ヲソ連ラレケル、兩家小田原ニ著馬シテ、町屋ニ旅宿ヲ點シ、然シテ氏政父子ヘ謁見ノ爲城中ヘ參ラレシ處ニ、山上郷右衛門・多米主膳正兩

人ヲ以テ氏政父子申出サレケルハ、各ノ來臨祝著セリ、抑當春佐野宗綱ヲ討捕テ、早速注進有ヘキ義ヲ延引ノ條、其意ヲ得ス、加之先年淵名合戰勝利ノ届モナク、其後秩父新太郎〔北條氏邦〕・岩築十郎等〔北條氏房〕、成田左馬助ヲ鄉導トシテ、栃木ノ城ヲ攻ン時、兩家加勢ノ沙汰ニモ及ハス、不知案内ノ南方勢若干ノ討死ヲ徒ニ見聞シテ打退ラレシ事、悉皆當家ヲ蔑如ニシ、旗下ノ由緒ヲ忘失セラル、仕形、云恰カレ云恰コレ、奇怪ノ至ナリ、然レハ此表逗留ノ間、件ノ可否ヲ糺明スヘキノ條、先以テ召籠ルソトテ大勢立寄、手込ニシテ、城内ニ補理ヒ置シ一間ノ幽居ヘ押籠、稠シク番兵ヲ附タリケリ、隨從ノ家人等臍ヲ咬ミ、色々評議ヲ凝スト云ヘ共、主君ノ身ニ於テ妨ナレハ爲方ナクシテ、南方ヲ夜落ニシ、皆上州ヘ歸ケル、中ニ金山ノ長嶋外記・館林ノ外丸源之丞、主人ノ駿馬ニ打乘リ、小田原ヨリ金山マテ四十餘里ノ行程ヲ十時間ニ馳著テ、右ノ次第ヲ告タリシカ、乘馬ハ其夜死シケルトソ、入道宗得ノ後室ハ、國繁・顯長・繁詮同胞ノ母堂ニシテ、心猛ク發明ナル女性ナリシカハ、一族ニハ横瀬勘九郎・矢場内匠助・同姓主計助、古一族ニハ鳥山入道淨仙・同主膳正・江田・里見・堀口・一ノ井、家長ニハ金谷・大澤・兩林・藤生等ヲ召集メテ、氏政父子ノ邪謀ニ遇テ、兄弟小田原ニ拘留セラル、事口惜キ次第ナリ、今生ノ對面思ヒ絶タリ、定テ近日當所ヘモ南方ヨリ

由良氏城兵ノ配置

多勢押向ヘシ、曩祖新田上面〔西〕ヨリ累代ノ豪家此度滅亡スルニ於テハ、草ノ蔭ナル入道殿那程カ無念ニ思ハレナン、何トソ謀ヲ回ラシ、城ヲ堅固ニ保テ、當家ノ名ヲ腐サヌ如ク相計ラハルヘシト、涙ニ咽ヒ申サレケレハ、滿座一同ニ子細アラシト領掌シ、先以テ有司ニ下知シテ、領内ノ地下人等騒動スヘカラサル旨ヲ相觸レ、籠城ノ人數ヲ駈促シ、根岸三彌ヲ筆執リニテ著到ヲ記サセケルニ、騎馬七百三十騎、雜兵三千餘人ト見ヘタリケレハ、サラハ手分シテ持口ニ定メヨトテ、太田口ハ渡瀨左衛門佐繁〔詮カ〕・横瀬勘九郎ヲ大將ニテ宗徒ノ士十六人、熊野口ハ林伊賀守・同姓越中守・矢場内匠助・同主計助・堀口彦助・同彦五郎・關口尾張守・眞下伊勢守・茂木右馬允等十三人、城下ノ平地ニ相滿テ、石弓・坎穿ヲ設テ待懸タリ、長手口ハ小金井四郎右衛門・築井修理亮・大澤下總守、其外鶴生田・成塚・荻原ノ郷人ヲ各々ヘ籠置、吉澤古郡ノ者共ヲハ丸山ノ峯ニ屯サセ、後背ノ敵ヲ支ヘントス、燒山・金井ノ間ニハ松原勘解由・八木田清九郎・窪田金藏・大谷新左衛門・清水三郎左衛門以下廿四人、江田・徳川・木崎・大館・龜岡ノ郷人ヲ合テ百八十人、馬場ノ西ニ陣取テ、燒山ノ峯頭ニ遠候ヲスヘ、靜マリ歸テ固メタリ、市場口一方ハ態ト人數ヲ置サリケリ、桐生表ニハ神梅ノ地侍百五十人、雜兵五百人ニテ廣澤ノ寄居ニ出張シ、敵寄セ來ラバ一軍シ

テ、手ナミノ程ヲモ見スヘシト、諸勢心ヲ一ニシテ、今ヤノト待居タリ、此折節武州忍ノ成田左馬助氏長ノ舍弟左衛門次郎泰喬ヨリ、橋本加右衛門ト云被官ヲ使者トシ、兩將擒ニセラル、上ハ、一族・宿老以下南方ニ降參アラレ然ルヘシ、多年金山・館林へ疎意ナク申シ通セシ義ナレハ、吾儕扱ヲ入ヘシト云送りケレ共、母黨〔堂〕ヲ始家人等同心ノ祝〔機カ〕ナクシテ打連ル内、成田ハ南方ノ促ニ依テ、先陣ノ郷導トシテ押向フトソ聞ヘケル、

南方勢金山館林城責事

斯テ小田原ヨリ新田・館林・足利ノ城々ヲ責落スヘシトテ、北條陸奥守氏照・同姓安房守氏邦・伊勢大和守・多米主膳正・大道寺友之助五千餘騎ニテ、成田氏長兄弟ヲ案内者トシ、金山へ向ラル、館林・足利表へハ北條美濃守氏規・太田十郎氏房・橋本遠江守・茂房内膳正・北武藏衆六千餘騎ニテ發向ス、三月十八日、氏照以下ノ先陣既ニ新田領吉戸〔吉カ〕ノ渡リヲ越テ、川上ハ中瀬小島、川下ハ小泉・吉田原・赤岩邊マテ野陣ヲ取り、大篝ヲ燒テ、川ヲ後背ニ當テ控ヘタリ、安房守氏邦ハ、中瀬・江原へ屯シテ、平塚ノ渡リヲ越、大館・木崎・江田・田中ノ民屋ヲ燒拂ヒ、脇屋・反町ニ宿陣ヲ架ヘテ、一番ニ金山ヲ攻ントス、然ト云へ共、要害宜シフシテ堅固ノ城地タルニ因テ、寄手卒忽ニ懸リ得ス、城兵モ亦守テ打

北條氏照同
氏邦金山城
ヲ攻ム
北條氏規同
氏房館林足
利ヲ攻ム

館林城兵ノ
配備

足利城兵ノ
配備

館林足利方
面ノ状況

出サル故、互ニ睨ミ合テ日數ヲ送レリ、館林ノ城ニハ、大畑治部少輔・久下越後守・野田志摩守・江戸入道宗印・長谷川入道々伴・窪田若狹守・大嶋彌平次・大窪甚五郎・蓮沼左内等ヲ武主トシテ、近邊ノ郷士五百人、弓鐵炮ノ者三百六十人餘楯籠テ、高根・川股・加保志・小曾根ヲ引回シテ、亂杭・逆茂木・坎穴ヲ設ケテ、敵ノ襲ヒ來ヲ待懸タリ、足利ノ城ニハ白石豊後守・淵名上野介・南掃部助・同左衛門佐・小曾根筑前守・大沼田淡路守・久米伊勢守・立木圖書助・小菅縫殿助・新井圖書助・山川丹後守・江川左衛門佐・同海老助・小沼庄九郎等籠リ居タリシカ、若亦浩〔カ〕ル弊ニ乘リ、佐野ヨリ働テ懸ル事モコソアレトテ、迫間山ニ遠候ヲ居ヘ、矢野九郎兵衛ヲ部將〔ホラ〕トシテ、要害山ノ腰ニ石弓・木弓・坎穿ヲ用意シ、藤坂・月谷・田嶋ノ郷人等ヲ差副テ相守レリ、北條美濃守・太田十郎館林へ押寄、足利表ヲハ當所落去ノ後取懸クヘシ、押ヘノ勢ヲ差向ヨトテ、神原治部少輔・大磯勘解由左衛門・濱嶋與一郎等三百五十餘兵ニテ光西寺原ニ陣取サセ、社頭・寺院へ打入ノ、亂妨シテ爰彼放火ヲナサシム、館林モ本主ナキ城ナリト云ヘ共、窮鼠却テ猫ヲ咬ミ、鬪雀人ヲ恐サルノ働ヲ遠慮シ、寄手姑ク見合セタリシカ、早晚マテ斯テ有ヘキトテ、五月初旬ニ至リ詰寄テ相戦フ、城兵克ク防テ、南方勢十餘日マテ攻タリケレ共塀一重タモ破リ得ス、

里見義頼鎌倉ヲ襲フ氏規ノ兵撤退ス金山城攻撃ノ状況

天正十三年正月一日

八四

厩橋道軒討タル

詰句日々ニ手負死人多カリシ故、寄手退テ遠攻ニシテ居タリケルカ、房源(マ)ノ里見義頼、小田原ト亦矛盾ニ成テ、數十艘ノ兵船ヲ装ヒ、鎌倉ノ雀柄邊(雀)マテ亂入ノ由注進有テ、氏規・橋本・花房等當所ノ陣ヲ引拂テ相州表ヘ打越ケリ、是ヲ聞テ金山ノ寄手伊勢守・荒山兵藏・外嶋源内二百餘人ニテ、由良新手別所邊ノ谷合ノ笹原ニ鳴ヲ靜メテ伏シ居タリシヲ、寄手ハ夢ニモ知サリケレハ、短兵急ニ攻破ラント一際進ンテ押懸ルヲ見テ、味方ヨリ透間モナク木石ヲ投付、矢玉ヲ飛セケルマ、嶮シキ坂道登リ兼テソ見ヘシ、于時厩橋道軒采幣ヲ執テ禁ニ退キ、長岡ノ廣場ニ備ヘシト下知ヲ加フル處ニ、○以下戦況ヲ脱セル如シ、諸書ニ見ユルヲ以テ補入セズ、澤下(大澤)總守弓ノ手達百餘人引連レ、坂中半分許下リ立テ、敵ノ競ヒ進ム馬ノ先ヘ大石巨木ヲ投落サセケレハ、忍ノ成田カ勢二百人計是ニ當テ半死半生ノ體ナリシカハ、後陣猶豫シテ見ヘシ處ヘ、弓鐵炮ヲ烈シク打掛ケルマ、寄手篋撓形ニ成テ鶴生田繩手マテ引タリケリ、熊野口ニテハ兩林・矢場兄弟カ下知ヲ受テ、關口尾張守・茂木右馬允・眞下手ノ者共ニ三十餘人、并ニ成田カ輕卒ノ隊長小森内膳正モ此所ニテ亡命セリ、厩橋道軒モ燒山ノ南ノ堀ヘ馬ヲ馳込、勿落サレテ腰ノ骨打折タルヲ、下人等引懸テ退キ行シ處ヲ、折シモ別所ノ砦ニ在リシ高山越前守・築井備前守、大手ノ見次トシテ馳來ルトテ是ヲ見付、築井カ郎等遂懸テ、ヤカテ

北條氏ノ兵五百餘人討取ラル

道軒ヲ討捕リケリ、亦由良ノ出丸ニハ、鳥山出雲入道・同主膳正・金谷因幡守・築井伊織・金井田傳吉・大木内匠助・片岡次郎兵衛守リ居ケルカ、其中ニ金井田傳吉今日ノ軍ニ手ニ合スンハ、後日ノ殘念是ニ過シト、家人共引連レ、出丸ヲ出テ、長手口ヘ押行ケルヲ、南方ノ多米主膳正・大道寺友之助、最前ヨリ蛇川ノ岸ニ備ノ立、寄手ノ戰難義ニ及ハ、入替ラントテ見居タリシカ、金井田カ打通ルヲ、落行ク敵ソト心得ケン、遂詰テ討捕ントテ、大勢瞳ト迫向フヲ、出丸ヨリ見及ヒ、アレ討スナ者共トテ、吾モノト打テ出、敵味方入亂レ散々ニ戦ヒシカ、南方勢利ニ乘シテ、味方ノ兵遂入ラレ、出丸モ危ク見ヘタリケレハ、鳥山道秋下知ヲナシテ、矢玉ヲ稠シク放サセケル内、金谷因幡守・鳥山主膳正ハ勝レタル精兵ノ手利ナリシカハ、立双テ刺トリ、引詰射出シケルマ、鳥山カ放ツ矢大道寺友之助カ前ニミタル武者ノ胸板ヲ射抜テ、餘ル矢カ大道寺カ馬ノ太腹ニソ立タリケル、金谷カ矢ニテハ多米主膳正カ太股ヲ射通シ、後ノ武者ノ脇腹ヲ射抜タリ、金井田傳吉モ向フ敵七人伐テ落シ、吾身ハ少ノ手モ不負、出丸ノ内ヘ入ニケリ、敵方是ニ肝ヲ消シ、坐ニ走テ引去ヌ、摠テ今日ノ合戦ニ南方衆ノ討死五百廿八人トソ聞ヘシ、氏照・氏邦ヲ始トシテ諸將江田反町邊ニ引退キ、姑ク息ヲ休メケル、此時由良國繁ノ母堂ハ、行器ニ酒肴認メテ、鳥山

天正十三年正月一日

八五

天正十三年正月一日

八六

和議

人質トシテ
江田兵庫助
加庭刑部少
輔ヲ出ス
國繁顯長酒
勾川ニテ家
臣ニ迎ヘラ
ル

淨仙・村田學了ヲ伴ナヒ、太田口ノ馬場へ出テ、軍ノ體ヲ見物シテ居ラレケルカ、小金井四郎右衛門以下ノ武士共ニ酒肴ヲ與ヘテ戰ノ有増ヲ相尋ネ、士卒ノ忠義粉骨ヲ感セラレ、國繁・顯長ノ事謂出シテ落涙ヲ留メ兼、入城セラレケルヲ、實ニ理リト思ハヌ者ハナカリケリ、去程ニ、南方ノ大軍長陣ヲ張テ退屈シ、剩攻倦テ見ヘタリケレト、城中ハ流石ニ主君小田原ニ在レハ、思フサマノ勝軍モ遠慮ナキニシモアラネハ、只守テ打出ス、是ヨリ亦十餘日對陣ノ處ニ、金龍寺・長林寺ノ兩住寺和平ノ義ヲ取扱ヒ、兩將恙ナク歸城ノ事ヲ相計ルヘシトテ、母堂及ヒ家長ノ面々へ申シ談シケレハ、何レモ此義ニ同心有シ故、兩住持、忍ノ成田氏長兄弟・山上郷右衛門カ陣中ニ行キ、委細ニ會談シテ、小田原へ赴キ、扱ヲ入タリシカハ、氏直モ承引有テ、成田兄弟ヲ金山ノ陳ヨリ招寄セ、和融ノ義ヲ申シ含ラレ、國繁・顯長ヲハ本國へ還スヘキノ間、人質ヲ差越スヘシトノ趣ニテ、金山ヨリハ江田兵庫助、館林ヨリハ加庭刑部少輔證人トシテ南方へ打越、七月廿日上州表在馬ノ諸將陣ヲ拂テ、己カ在所ノエ歸リケレハ、國繁兄弟モ小田原ヲ出テ歸城ナリ、迎トシテ新田ヨリハ林越中守、館林ヨリハ久米伊賀守、態ト小勢ヲ率テ酒勾ノ中河原マテ參リケレハ、成田兄弟・山上郷右衛門川端マテ送り來リ、姑ク酒盃ヲ獻酬有テ、東西ニ引レニケリ、猶亦小金井四

天正十四年
戰死トノ説

天正十五年
戰死トノ説

宗綱ノ祖先

飛來矢ノ鎧
綱切ノ名劍
館林ト連年
境ヲ爭フ

宗綱新田館
林ノ新手ノ
爲ニ敗ル

〔下野佐野岩崎系圖〕

野〇下

宗綱 修理之助、
號横山、
號山

下彦間涓討天正十四年正月一日、水晶院殿瓊山長涓居士、

〔館林記〕 佐野興廢之事

其比野州佐野の城主修理大夫宗綱、血氣短慮の驕將、先祖ハ鎮守府將軍秀郷苗裔、足利又太郎忠綱ハ十六代、抑曩祖秀郷龍宮城より傳來の寶物子孫家々に傳ふ、就中、佐野家に飛來矢と云鎧、又海中ハ出現の郎等に小男か子孫龍太郎・龍次郎と云化人身に鱗形あり、萬夫不當の大力、又忠綱宇治川先陣の時川底の綱を切り、名譽を顯したる綱切といふ名劍も傳りたり、年來館林と境を論し國を爭ふ事やます、ある時は佐野方勝利を得、又之時ハ館林利軍す、いまゆるる村里ハ、稻岡・西場・只木・寺岡村・上羽田村ハ佐野領也候を、長尾攻とらんと戦度々に及び、八柵・猿田合戦にハ長尾敗北し、足利古城へ引取ル、宗綱押寄八幡輪迄乗入しに、新田・館林新手馳付宗綱敗軍す、長尾・新田・足利物軍を卒し、佐野へ押

天正十三年正月一日

八七

寄るよし、村上之天谷佐渡・福地出羽早馬を以て佐野へ訴ふ、宗綱聞て我か領内へ敵の足
 を入させんハ武勇の弱きなれハ、急駈向て蹴散さんと出馬あれハ、富士源左衛門・竹澤山
 城守・細野次郎左衛門・稻垣淡路守・葛生縫殿之助・山越才吉、弓鐵炮をくり出し馳向、
 後陣は山上道及・津布久彈正忠・拔越中守・赤見六郎・戸室才藏・春山權八郎續きたり、
 然るに長尾ハ面鳥の城を責敗り、佐野城代高瀬紀伊守討死ス、城ハ長尾乗とる、宗綱無念
 はれやらす、命を棄て取歸せと無理責に攻たりしか、館林簾下七雄後詰して馳來る、宗綱
 の後備を切り拂らへハ、力不及敗軍して佐野へ引取り、其後佐野にハ富士・山上・大拔・
 竹澤・津布久等を集め、面鳥を取返さんと軍評定度々ニなりしか、宗綱近來武勇に驕り、匹
 夫の勇を好、目立手柄高慢あり、譜代宗臣の諫メを不聞、不功なる若輩等ハ血氣の勇を賞
 美あり、老臣ハ先功空ク有か無かの事とも各同心に差はさむ折なれハ、知謀を申者もなく、
 剩へ山上道久ハ武者修行とて逐電シ、家臣心々になりて曲ひ遠からすとそ見えにける、長
 尾ハ淺羽左衛門尉・同甚内を面鳥の城代に置き、
此義不審也、赤井但馬守照安代々面鳥旗下と見えたり、然れば中比佐野へとられしを長尾又取返しけるか、いふかし、後人能改め決し給へ、

長尾彦間の城を奪ひ取事

顯長面鳥城ヲ責破ル

宗綱敗レテ佐野ニ歸ル

近來武勇ニ驕ル

山上道牛逐電ス

佐野持城彦間にハ城代小野兵部父子を籠置たり、彦間ハ佐野よりハ近く館林よりハ遠し、
 多勢を以て責る時ハ、佐野後詰せんにハ館林勢利あらず、所詮知謀を以てとらんハと、
 小曾根筑前を招て、扱も彦間城を乗取らんと思へとも、力攻にしてハ佐野後詰六ケし、貴
 殿計略ニ不可過、事成就せハ彦間の城其方へとらすへし、きけハ小野兵部カ郎從田沼下總
 ハ其方縁者たるよし、何卒すかし謀り入り、兵部父子を可討取と有ければ、筑前承り、謀
 略の程苟もあらんや、先計と見可申と、夫より忍て彦間に通ひ、下總に謀反をすゝめ、是非
 館林に屬し彦間の城主となり給へと詞を盡しすゝめしかハ、欲にハ迷ふ人心、終に同心す、
 筑前悦ひ謀計を教へ、忍ひくゝに人數を入、「まカ」さるをかへさせ待居たり、去程に歳末にいた
 りしかハ、年わすれに小野父子を下總カ宅に請招するに、何心なく入來る、種々饗應は盡し、
 風呂へ入けるを、筑前兼て之伏勢を發し、浴室へ飛入父子一同に殺害す、剩下總をも討取、
 妻子一族悉く追出し、忍入し人數を以門々を固メ、押而城主と成にけり、去程に落人佐野へ
 來り、段々意趣を「マ」ければ宗綱座を打て、あら口惜や面鳥をとられしさへ無念晴やらさりし
 に、又彦間迄とられてハ佐野滅亡是ハ甚しきハなし、此恥辱を雪ずんは生て何の面目あら
 んと、家共臣に評定あれ共、各ゆすり合て運慮を述る者ハなし、宗綱心意をいたため、たと

ひ如何程の強敵なりとも不意を打て勝利を不得といふ事なし、來正月元旦は小曾根も館林へ出仕すべし、郎従も祝義に心をよせ軍備怠らん事必せり、其虚を討て取り返さんと密に用意下知せられる、大拔越中、元旦出陣凶事に必せり、謀ずんハ臣の道たゝす、三度に及ひ擧用なくハ身退んにハしかすと想定、出仕して宗綱に諫けるハ、元日御出陣の事再三被仰出候、臣等君の御威光之恐れ各口を閉候、某義不才なりといへとも、大老職に居て不奉諫ハ臣の道に候ハす候、再三申上候通、如何之不意を討候とて、元日の出馬和漢其例不承候、先元旦ハ御身を清メられ、誠意〔修カ〕彼身齊家治國平天下の政事を以て天神地祇を拜禮、臣士歩卒を始農工商神官沙門に至る迄、それ〳〵の勤行、年中の邪氣を祓ひ候也、然處に血を流し人命を絶候事、第一神國之掟を背不淨心に罷成候、是非々々思召止り給へ、後日謀略ヲ以て、彦間の城ハ御手ニ入候様臣等籌策を廻し候ハんと詞を盡し申ける、宗綱以の外腹立あり、是程迄用意したる出陣、汝か止る時ハ益ス我勇武衰へたりと内外ハ笑れん、所詮同心なきもの必無用、我志有者計出陣すへしと云棄て立ける、大拔ハ泪をなかし、當家既に盡たり、我是迄居城へ閉籠ける、古々臣の諫を不入して榮久なる大將唐も日本も例なし、後將能辨給へ、小人の滅亡とハ代り、大人の滅亡ハ數萬人の歎き是ハ大成ハなし、

宗綱出陣滅亡の事

佐野修理大夫宗綱ハ、臣の諫も不聞、目立高慢募り、天正十四極月晦日晩々軍勢を集メ、丑の刻出馬ある所に、不思議成哉白裝束の女馬前に立、泪こくれたり、宗綱怒て人を以拂ふに更に實體なく、消てハ顯れ〳〵、近土軍士各肝を冷しけるそ斷なる、小曾根兼て忍ひを入れて聞濟し、妻子をハ山林に隠し、與力歩弓を集めしに、數葉郡石草〔那カ下同シ〕の住人芳賀右衛門佐半月のさし物押立、歩弓を召〔運カ〕れ著到す、二番ニ柳田村住人柳田隼人・山下播磨〔應〕・泉新十郎・岩下右近・杉本修理駟來ル、小曾根歡、數葉郡坂の森の中に靜退て伏兵す、宗綱運の盡にや、多年秘藏の逸物關東一の駿馬、石ニ爪つき驚といなや忽鼻嵐を吹て駟出ス、軍兵歩卒も續かハこそ、富士源太・山越才吉か先備も押破て走行、宗綱無双の馬の達者種々おさゆれとも留らず、數葉郡坂迄欠付たり、小曾根是を見るよりも、是こそ佐野の先欠よ、天晴能勇士也、一騎ハ御無用組打に只打とれと云けれハ、畏ると云や否確々と打けれハ、何かハ以てたまるへき、眞逆ニ落たりける、豊島七右衛門首を取らんと欠出れば、彼武者起直り、天晴汝は冥加の武士、され共汝か太刀を以て我首を討れハ慮外なり、此劔を以て可討と金作りの太刀を指出す、豊島受取ければ、彼武者自甲の綴を疊上首を延たり、豊嶋一太

小曾根筑前
守宗綱ヲ狙
撃セシム

刀を打落す所へ大勢欠寄り、人馬共森陰に引入、小曾根實驗すれば宗綱なり、不思議の仕合かな、いざ勝鬨を上よとて貝鐘・太鼓を打鳴らし、鯨波をそ上たりける、掛る所は佐野先勢富士源太左衛門・山越才吉郎・松村・齋藤・服部・大川我もくと駈來り、大將討れ給へハ生て無詮、死もの狂ひに小曾根か勇兵大將を打取る、其勢ひ電光のけきすることく、恰も飛龍天をかけり、虎風を得て地を走るに不異、佐野勢彌力なく進みかねし處に、椀崎の新井圖書・大沼田淡路・市川右衛門尉・久米伊賀駈來り横鎗を入しかハ、佐野勢忽チ亂レ立、右往左往に逃行ける、

○下略、北條氏忠、入りテ佐野宗綱ノ名跡ヲ繼ク
コトニカ、ル、十四年十一月十日ノ條ニ收ム、

〔新田三家考録〕

○毛呂雪男氏所藏
上野國新田庄城山記

然至第九代由良信濃守國繁、天正十年壬午六月下旬被謀北條氏政・氏直、國繁及舍弟長尾新五郎顯長爲擒而在相陽小田原城中、然其老母雖女殆有巴・坂額武雄、而與家臣一族等相議、即軍勢而楯金山城中引受寄手數千、小田原勢強敵會戰幾度無不乘勝、籠城凡是三年餘而竟爲和談、天正十三乙酉之秋由良・長尾兄弟相伴既歸城焉、其後兄弟共屬平氏北條旗下

〔新田金山城主名國司記〕

北條氏政之使節到於金山城事

天正十一年癸未霜月十二日、相州小田原ノ城主北條左京大夫氏政ヨリノ使節トシテ、横地

國繁拘束ハ
天正十年ナ
リトノ説

籠城三ヶ年
ニシテ和談

國繁ノ拘束
ハ天正十一

年ナリトノ
説

氏政國繁等
ヲ茶會ニ招
請ス

由良成繁國
繁父子ノ茶
湯

武野紹鷗

大海優婆口
釜

左近長家ヲ以テ申越サレケルハ、氏政今般厩橋ノ城ニ來馬シ、茶屋一字ヲ造立シ、小田原表ノ茶道ハ珍シカラサル故へ、當所ニ於テ風雅ナル茶ノ湯ヲ催シ候ナリ、仍テ貴所ニハ茶道御功者ノヨシ聞傳へ候得ハ、茶ヲ進ラセ度存ルナリ、御舍弟但馬殿（顯長）能登殿御同伴在ラレ御來駕庶幾候ノヨシ演説ス、是ハ頃日京都・東國ハ勿論、諸國茶湯流行シ、諸候大夫ハ押並テ嗜ミ用テ遊ヒケレハ也、斯ニ國繁朝臣ノ茶湯ヲ嗜ミ玉フ事ハ、往シ天文年中儼父成繁朝臣ノ時、將軍義晴卿ノ申次職大館左金吾時光ノ語頼トシテ、京師ヨリ新田庄金山城ニ下著在リシ、走り衆ノ武野從五位下因幡守仲村ト云フ仁ハ、武田伊豆守信光十五代ノ苗裔ニテ、甲斐源氏ノ武士ナリシカ、茶湯ノ宗祖南都稱名寺ノ僧珠光ノ門屬ナリシ宗悟・宗陳ヲ兩師トシテ、茶道ヲ習學シ、茶道ノ術ヲ傳へ、後ニ薙髮シ大黒庵紹鷗ト號シ、南宗寺珠光ノ後ハ、紹鷗ヲ以テ茶家ノ正統トシ、則チ利久（休）ノ師ナリ、是テ成繁朝臣、仲村ヲ暫ク金山城ニ止置キ、茶道ヲ習學シ玉フ、成繁殊ニ茶ヲ好ミ玉ヒ、桐生ノ城へ移リ玉ヒテモ、專ラニ茶道ヲ慰ミ玉フ、天正四年、桐生城ニテ鑄サセ玉フ大海優婆口ノ釜、其外茶器、今由良家ニ傳フ、所以ニ、國繁朝臣モ、長尾但馬守顯長・矢場ノ横瀨能登守繁勝兄弟、各父成繁ノ教ヲ得テ、茶道ヲ嗜玉ヒケル、蒐カリシ程ニ、國繁朝臣ハ使者演説ノ旨ヲ聞玉ヒ、氏政懸ル企テ有ハ努々知ラス、氏政年來貳圖ノ存念ヲ

挿ム事ナク、好ミヲ通シ、シタシ暱ヲ結フ故ニ、疑フ處ナク出馬セント宣フ、時ニ家老・年寄等諫ヲ加ヘ申ケルハ、氏政ノ存念ハ計リ難シ、(マ)厩橋ヘノ然ル可カラスト止ケレハ、國繁主又云、氏政内ニハ貳圖ノ存念ヲ挿ムル、外ニハ歸伏□儀ヲ備ル上ハ、武門ノ素意今違變シ難シト宣ヒ、一門・家老・年寄評義一定シケレハ、儼父成繁朝臣末期ノ遺命ニ、氏政カ武略ヲ兼テ心ニ懸ケラレヨ、古語云、袒裼シ而劒ヲ按ル則ハ、(鳥下同)鳥獲モ敢テ逼メ不、冑ヲ冠リ、甲ヲ衣テ兵ニ據テ寢ス則ハ、童子モ弓ヲ彎テ之ヲ殺スト云事アリ、必々兄弟所々ヘ働ヲ懸ラル共、國繁・顯長一所ニ出馬有可カラス、獨リ宛働レヘシトノ遺命ナレハ、國繁主ヨリ顯長ニ申遣レケルハ、今般厩橋表ヘ出馬ノ事ハ、國繁・繁勝兩人出馬スヘシ、顯長ニハ在城有ラル可シナリ、(キカ)顯長返答ニハ、御名代トシテ顯長出馬仕ラン、尊兄ニハ御在城然ル可キ旨、互ニ會釋再三ニ及ヒ、然ル上ハ矢場繁勝金山在城シテ、國繁・顯長同道出馬ス可迪テ、則氏政ノ使者返答ニハ、御招請ニ預リ喜悅斜ナラス候、日限ハ是ヨリ申シ演可シ迪テ歸サレ、即刻縣新左衛門尉忠長ヲ使節トシ厩橋城ヘ遣ラレ、御招請ニ預リ喜悅不斜候、當十六日其表ヘ參駕ヲ成シ申謝ス可シト申遣ラレケルハ、實ニ人ハ其好ム處ヲ知テ課リ、人又其好ム業ヨリ謀ラル、事ヲ睿シテ察智セサルハ愚カナリ、然ト雖モ、是迪テモ家運ノ傾ク

前表ナルヘシト薄情テカリシ形勢ナリ、

附録、老談記ニ云、天正十一年極月廿九日夜丑刻、佐野宗綱出陣シ、翌元日藤坂ノ北ヘ乘躑ラレシ處、テツホウ鳥銃ノ流レ玉ニ中リテ死ス云云、又云、同正月廿五日、小田原ヨリ爲名代山上五右衛門ヲ以テ年賀ヲ申演、且今度長尾殿ハ宗綱ヲ討捕ラレ感喜セリ、仍テ内談多シ、近日御兩家來駕待入ト有シ故、山上五右衛門ト俱小田原ヘ御越ト記スハ甚虛説ナリ、是ノ文章ニテハ天正十二年ノ正月ナリ、左ニハ非ス、由良家ノ記録ハ天正十一年霜月ナリ、使者モ山上氏ニ非ス、又云、國繁朝臣・顯長厩橋ヘ出馬也、小田原ニ非ス、袒裼トハ肩脫キ肌脫ク事也、素肌ニテモ劒拔テ待則ハ、鳥獲ホトナル大力モ輒ク近寄ス、鎧ヲ著、鋒ヲ持テモ寢シ眠ル時ハ、童子モ射殺ストナ、(リ脱)油斷スナトノ事ナリ、

出馬國繁顯長於厩橋附爲兩人擒事

既ニ同月十六日、國繁朝臣金山城ヲ出馬在可キ迪テ、供ノ勇士ヲ擇ハレケル、年寄ニハ金谷筑後守經長、武者奉行ニハ根岸長門守頼眞、五拾人組・三十人組番頭ニハ林佐渡守高永・大澤美濃守政盛・金谷丹後守經清・金井出雲守涼清・高山因幡守宗參、チカ今井大藏少輔義利・柿沼長門守宗春・横瀨右近將監時白、アキ小生形隼人正重政・坂庭越後守祥順・沼尻肥

後守季清・田部井右馬助正忠・永嶋淡路守常往、旗奉行ハ小此木左衛門次郎宗意・野内伊織英祐、鎗奉行ハ下山監物明光・南蛇井縫殿助道橋、弓鐵炮者頭ニハ齋藤主稅助以理・國定左京進盛容・丸橋右衛門尉道參・大谷内藏助善傳・津久井内匠助行久・東宮内丞通胤、軍使役ニハ縣新左衛門尉忠長・田村伊織助清仲・菊地藤左衛門尉武道・横瀬平左衛門尉守胤・岩崎監物重通、歩士弓頭ハ橋本源左衛門尉正全・野内小兵衛尉英宗、藏奉行ハ金居新藏秀清、五十人組・三拾人組與頭ハ細谷助九郎氏邦・市井左兵衛尉正顯・大澤甚兵衛尉政涼・堀口彦太郎滿則・藤生源左衛門尉善充・谷島喜四郎道春・林太郎左衛門尉高茂・常見孫八道信・高柳次郎左衛門尉道基・除村七兵衛尉清俊・江戸宗次郎宗忠・早河甚右衛門尉全信・内田左衛門三郎正流、渠等ヲ初トシテ半供騎馬ノ人數三百十餘騎、雜兵合二千三百人、長尾顯長ニモ三百騎計リニテ、厩橋ヘ午ノ刻同時ニ到着在リケレハ、追手ヘ朋出向テ、御供ノ方々ハ内宿ノ竹葉所ヘ參ラル可シ、城内ヘハ御供衆少人數ニテ入ラセラレ候ヤウニト演說シケル、僅廿人程宛召俱シテ城入在ケレハ、氏政即刻對面有リ、會釋シテ數寄屋ヘ入り玉フト等ク、間宮豊前守好高ヲ以テ氏政演說ノ意趣ハ、去年夏瀧河一益當城ヲ退去ス○瀧川一益、厩橋ヲ退キテ伊勢長島ニ還ルコト、十年六月十九日ノ條ニ見ユ、ト等ク、大胡上泉ノ城番兵ヲ追散シ城領ヲ乗捕ル事、

由良長尾兩氏叱責ノ理由

國繁ノ回答

一益ハ氏政合戰シ打勝テ、一益退散セシ上ハ氏政カ城領ナリ、然ルヲ氏政ヘ一應ノ届ケモナク、恣ノシ業心得難シ、聞正シ度キ故ニ當城ヘ招キシト難題申懸ケレハ、國繁主答ヘ云ク、先年氏康・氏政上野一國ハ小田原ヨリ手ヲ入ル、事ナク渡シ置ル上ハ、手柄次第討捕ル可キ旨約諾ク整ヒ、身血ヲ顯シ、盟書ヲ遣レシ故ニ、既ニ桐生ヲ乗捕シモ、氏政ヘ内談セス討捕タリ、是ノ例シナリト宣ヘ凡聞入ス、又顯長ヘハ、當春佐野宗綱ヲ討捕リ玉フ後、宗綱ノ伯父天德寺了伯、及ヒ家老凡請フ任セ、氏政舍弟氏忠ヲ宗綱ノ名跡ニ相タテ候、然レ凡貴所ヨリ歡ノ使節ニモ預ラス、其上、貴所ハ宗綱カ匹敵ナレハ、氏忠ハ氏政カ弟タレハ、和融ノ義申越サレ可キ事ナルニ、其義ナシ、貴所ト氏忠弔ヒ合戰セハ、氏政聞捨テニモ成リ難シ、何レヘ後攻メス可ヤ、是等ノ事ヲ聞正シ度所以ニ招キ申ナリト演說ス、顯長答ヘ云ク、往ヌル永祿九年九月、成繁・國繁ヘ盟書ヲ送り、和融セラルト等ク、同月下旬ニ、氏政武州ヘ出陣在リ、先蒐ノ兵士堀和・山角・伊勢備中守ヲ以テ、某カ居城館林ヘ働キヲ懸ケラレシ砌リ、成繁・國繁兩人凡ニ双方ヘ後卷セス、又宗綱ハ、某ト合戰シ討捕ルニハ非ス、宗綱ハ某拘ヘ城ヲ襲ヒ取ント、不意ニ當春元日俄ニ兵ヲ起シ、出陣シ、鎭砲流レ玉ニ中リ、命ヲ殞ルナリ、自功自滅セル也、然ルヲ氏忠豈ニ某ト弔合戰有ンヤ、譬ヒ

顯長ノ回答

國繁等小田原ニ護送セラレ

古板北條盛衰記

氏忠ノ某ト合戦セラルル、氏政ノ、氏忠ヘ荷擔シテ、援兵ヲ出サル事ハ有マシキ儀ナリ、仔細ハ天正二年結城晴朝ト氏政和談ノ時、○北條氏政、築田晴助ヲ下總關宿ニ攻メ、尋デ、結城晴朝等ヲ攻ムルコト、二年四月二十六日ノ條ニ見ユ。晴朝ヲ疑ヒ、貴客ハ定テ氏政小山カ祇園ノ城ヲ攻ハ、秀綱ヘ荷擔シ玉可シ、左ナクハ小山カ城ヲ貴客攻メテ見セ玉ヒト宣ヒ時キ、(マ)晴朝兵ヲ起シ、秀綱カ城ヲ圍ミ、挑ミ戦ヒ、二三ノ郭ヲ攻破リ、其時氏政安堵疑ヒハレ、勢ヲ引アケラレヨト宣ヒ、晴朝士卒ヲ引取シハ武門ノ儀ナリ、一度誓ヒ和融セシ上ハ、兄弟タリル荷擔シ、助援セサルハ、武門ノ義ヲ守ル處也、今氏忠ト某シ戦ル、豈ニ氏政ノ氏忠ニ與力仕玉ンヤト答ヘラレケルカ、聞届ケス、大勢ヲ以テ捕リ圍ミ、犇々ト擒ニシ、籠輿ニ乗セ、小田原ヘ送りケルハ、薄情カリケル形勢也、(鬼カ)氏政鬼ル邪欲ノ企テ爲シ、城領ヲ奪ヒ取テモ幾世ヲ榮ンヤ、逆意ハ天罰車輪ノ廻ル如ク、七箇年ヲ經ス豊臣秀吉公ノ爲ニ門族悉ク滅亡セリ、

附録、老談記ニ小田原ニ於テ擒ニナルト記スハ虚説ナリ、由良記録ハ勿論、古板ノ北條盛衰記古板ハ十卷也、新板ハ七册也。ニモ厩橋ニテ押籠ル記セリ、(由脱カ)新田軍記モ厩橋ニテ擒トシテ、則籠輿ニ乗セ小田原ヘ遣ラルト記スハ得タリ、又老談記ニ云、氏政ノ難題ニ、佐野ノ城ヲ氏政攻戦フ時、援兵ヲ出サス、又當春宗綱ヲ討捕シ注進延引ヲ咎ムト記ス事、又新田軍記ニ

由良盛衰記ハ疑書

國繁桐生城ニ移ルトノ説

云難題ニ、矢場鹿毛數度雖所望、承引無之事、顯長ハ佐野宗綱討捕事、(進カ)註説延引ヲ咎ムト、是又虚説ナリ、又云ク、由良盛衰記ト號寫本アリ、是ハ老談記ヲ外題ヲ改メ、今井氏ノ事ヲ軍功其外無之事ヲ増補シ、文章大抵老談記ニ同シ、是ハ疑書ナリ、

〔宮下相傳寫〕

天正十二年甲申年七月廿日、由良信濃守國繁代當、小田原北條爲氏政、

新田金山引拂、(稱カ)相生ノ城入、

(頭註)「國繁降參後、赦免セラレテ領知來レリ」

〔館林開闢城主記〕

天正中正月朔日佐野宗綱發足利、路當流矢卒、足利兵士豐馬七右衛門取首、乃佐野

軍敗、新田・足利馳使告北條家、此時小田原北條家武威震八州、大半屬之、稱幕下、惟由良・長尾兩家未屬之、然遣使通交始好。北條以爲新田・足利

從本豪家、既誅桐生收館林、今又誅佐野、勇威相募必須及小山・宇都宮、不如早制之、則以山上氏五右衛門遣新田・足利云、兩家武勇只非今日、曾足雄威驚人矣、必應被及於結城・佐竹攻之乎、然則余亦加勢可勉之而已、於貴邊所被落之城、一非余可染指、請可務之、兼有可受厚意之旨、冀不日枉駕、於是新田・足利聊無一議、速促駕、兄弟同至小田原、北條云、東關諸將落一城則無速馳使有不達余幕府者、然兩家告報遲滯五日、豈非是輕忽乎、冀留于茲暫有休息矣、則命臣蟄居、因發兵圍三城、新田・足利・館林、三城之要害雄八州、往古英雄之

所據而今諸士新田金山之城橫瀬勘九郎・小金井四郎右衛門・林越中・大澤下總・屋內修理・濱田匠・畑六之助・江田兵藏・堀口彦五郎・矢場主計此等輩爲先爲首者三十九人盾籠矣、長手口大將則小金井四郎右衛門・屋內修理・大澤下總・郷戸・成塚・鶴生田・萩原郷人、西面谷々籠置之、吉澤古郡者則與荒井主稅・茂木右馬之助・岡田石見・園田彦七郎・伊藤重藏・長谷川與惣左衛門・渥美源三郎・大寶寺勘太郎爲先寄居丸山爲押後廻敵也、新田口大將橫瀬勘九郎爲首宗徒勇士十六人、熊野口大將林越中・同伊賀・堀口彦五郎・矢場内匠・野々山九郎兵衛爲初宗徒兵士十三人集居坂下木蔭、構石弓木石落穴待敵、燒山金井之間縣播磨・矢木田清九郎・内田佐左衛門・久保田金藏・松原勘解由・清水三郎左衛門・唐澤出羽與郷人二十三人馬場西屯焉、燒山之峯置候、市場只上不置人數、桐生廣澤山中者頭關口尾張・風間將監・大谷勘解由左衛門・津久井左京・奈嵐古柏入道・安久澤道伴・石原石見・彦部加賀等世有名武士百五十人與郷人五百人集居、廣澤寄井峯置遠見、谷隱伏兵、金山軍始可入横鎗也、小股濫川相摸守義勝家人召集郷人、用心城嚴令桐生川左右入亂杭・逆茂木、有拒敵之用意、中島笛吹坂備兵、若新田落城則此所引退惣人數、須一合戰也、山下大膳・奈田・粟谷・板倉郷人地武士加小股之勢、伏兵於川涯、聞合前後容體、山下五十部大倉郷人地武士加足利勢、集居其所、足利城白石豐前守・立木圖書・大沼田淡路・市川右門・久米伊賀・荒井圖書・小曾根筑前・南遠江・小沼庄九郎・小菅縫殿之介・江川左門・山川丹後・芳賀右門・齋藤作左衛門・同修理之助・家富三之助爲首宗徒武士二十人相集、定合戰之評議、待小田原勢寄來、富士山則不備兵、龍舞・朝倉兵引越川東、若佐野勢得幸之時節、爲横鎗時可防之也、逼間山置遠見、小野寺遠江・矢野九郎兵衛爲大將、觀音堂出山伏兵待之、桃崎寄居、桃崎小太郎・柳田平内・秋間彈正爲大將遠見三方口嚴令歩弓頭令守之、且、名草藤坂・月谷・田嶋・名草地武士名草九郎爲大將、集據要害之所、用心嚴肅待居敵寄來矣、館林城、金谷因幡守爲大將、大畑治部・江戸宗印・大久保甚五郎・設樂新兵衛・山名主計・矢野勘解由左衛門・篠塚半彌・寺田萬之助・齋藤日向・長谷川道伴・野田志摩・大島平治・葦沼左内・安西將監・梅澤源治郎以上十六人、近隣郷人五百餘人、盾籠高根・川股・早川田、輕命重義、小曾根・加保志・土橋・林崎要害之所、備兵置候、敵來一戰爲主君・兄弟弔軍須誅死、一揆同心待之、

故北條勢天正十二年六月上旬至于金山出令云、足利則光西寺原置押之人數、須長手熊野兩方責登、新田口・金井口則不及責、朝葉成田爲先、二千五百騎二分、而長手口之大將北條安房守・大八木伊勢守・山上五右衛門・成田左衛門佐上下千百人雖責上、軍不得利、熊野口大將北條陸奥守・伊勢大和守・厩橋道見・森本外記、朝葉甚内案内都合千三百騎、合寄居八方川越郷人五千餘人攻戰失利、朝葉兄弟家人一族三千餘人當木石死、厩橋道見落馬半死底引退、寄手誅死者五百三十八人、新田勢手負死人數度雖攻之、三城固壁不敗、小田原遺援兵數攻不利、此時新田金龍寺由良・足利長林寺長尾・館林善長寺赤井三寺會談、各馳僧議定城中、

天正十二年氏直由良氏ヲ攻ムトノ説

金山治亂記

國繁桐生ニ移ル

天正十三年北條氏ノ兵金山城ヲ攻ムトノ説

預通成田龍淵寺成田左衛門・藤岡淨樂寺大和兵部少輔晴親之菩提寺、以成田大和啓案内、詣于小田原請和、北條欣然謝三寺云、僧侶不外家國之興亡、與萬民同患、來請和、感喜曷罄、檀越又豈忘金口付囑、則免兩家之歸城、北條令云、向後新田・足利兩家一族之中差一人爲人質、可留置之、則新田一族江田兵庫介留小田原、且命城下寺院慰勞三寺、古記云、饗應盡美、於是兩將歸城、天正甲申年七月二十日、士庶唱萬歲、各々詣三寺盡禮謝之、速馳使於小田原述歸城之祝、從館林加庭刑部・白石豐前・大畑治部三使遣之、兩家歸城之後、北條幕下評云、今免兩家甚失計也、北條亦悔之、因留三使爲人質、且擬報禮發三使遣館林云、三使者、所謂大道寺駿河守・遠山左馬頭・朝比奈兵助也、割館林城屬小田原、須爲無遺意之驗矣、長尾不及擬議、舉城自退足利、○下略、北條氏規、館林城ニ入ルコトニカ、ル、ナホ、長林寺記所收「雪舟筆畫維摩之記」宗綱ノ戰歿ヲ十二年ニカクルノホカ異事ナシ、

〔新田正傳或問〕(由良) 國繁公顯長公御事 金山治亂記に詳なれば略之、天正十年より同十六年迄七ヶ年籠城也、北條が金山攻也、大敵難拉、新田金龍寺・足利長林寺小田原へ參上、暖にて由良公桐生へ御城移被成、一萬三千石御領地也、金山城へハ清水上野城領三千貫にて小田原より在番也、

○中略

天正十三年、小田原が大軍にて金山を取巻、寺社まで仕置有也、(顯長)長尾公館林城渡、小田

天正十三年正月一日

顯長館林城ヲ退去シ北條氏規ノ領トナル

關東諸氏北條氏ニ屬ス由良長尾兩氏ノミ之ニ從ハズ

佐竹義宣佐野ニ出テ北條氏ノ兵ト戦フトノ説

原〔北條〕ノ葦山ノ美濃守氏規ニ被下之、顯長公足利領二萬石にて小屋の城主也、後に小屋の城も小田原より攻落す也、

〔新田正傳記〕

〔天正十年〕

同六月、信長公、京都於本能寺生害故、瀧川上洛、而後ニ關東之諸士悉ク

北條家ニ從ナリ、由良・長尾兩公北條家不隨、依之氏政偽計〔北條〕テ由良御兄弟ヲ擒トセン猶大

軍ヲ催シ金山ヲ攻、三年ニ及テ不陷、金龍寺・長輪寺〔林〕小田原へ參リ、ナケキシ故、由良公

御歸城ナリ、

〔山士家氏家記〕

〔三〕 山越家日記

一天正十三年酉正月朔日、佐野宗綱公討死ノ後、二月二十

八日常陸國水戸城主佐竹右京大夫義宣公、佐野へ御出張アリテ、御逗留ナサレ、佐ノ一

家中ヲ御招キ、宗綱討死ノ譯ヲ御尋アル内、小田原ヨリ北條氏直藤岡マテ出馬アリテ、

佐竹ト合戦アリ、此事常陸へ聞ヘシカハ、常陸ヨリ先一番ニ下館城主水谷〔政村〕・眞壁道無・

片野大仙・結城左衛門介晴朝〔佐〕ノ勢佐野へ寄セ來リ、三月三日ニ合戦アリ、此日案内トシ

テ、佐野方ノ諸侍殘ラス罷リ出シニ、小田原勢ハ越名・沼尻ヲヤフリ切入、此時佐野方

討死ノ面々ハ、久多見玄無入道・富士源左衛門・岩崎彌十郎・同兵部・峯崎監物・桂野

久藏・同作右衛門等ニテ、植野大原ニテ討死ス、

一同四日、佐竹・北條、藤岡新堀口ニテ和睦アリ、同所ノ取合ニ、小田原勢ノ軍奉行ハ、相摸人三牧孫太郎・山本民部左衛門・松田肥後守ノ三人、軍奉行横目ハ岡部權太夫・松田尾張守・芳賀彦十郎等ニテ、討死五十八人ナリ、

二日〔甲〕、山城賀茂惣中、羽柴秀吉ニ歳首ヲ賀ス、是日、秀吉、之ニ答フ、

〔賀茂別雷神社文書〕

〔三〕 〇山城

爲年首之祝儀、縮二端、到來、祝著候、尙委曲細井新介〔方成〕可申候也、

〔天正十三年〕 正月一日

秀吉〔朱印〕

賀茂

惣中

三日〔乙〕、是ヨリ先、羽柴秀吉、伊勢大神宮ニ遷宮ノ用途ヲ上リ、入目ノ注文ヲ徴ス、是日、秀吉、注文ノ至レルニ答へ、尋デ、稻葉重執・牧村政吉ヲ遣シテ、出納ノコトヲ督セシム、

〔松本文書〕

〔四〕 〇京都大學所藏

細井方成

造宮入目ノ
注文
書所
兩宮ノ圖面
ヲ求ム

天正十三年正月三日

一〇四

○前略、兩宮ノ遷宮前後爭論ノコトニカ
ル、全文ハ閏八月二十三日ノ條ニ收ム、又近日、秀吉様へ以注文入目細ニ申上候へ由被仰越候間、
しるし進上可申候、又以前、於畫所大工共ニさしづの事、兩宮大小御尋候つる時、古今以來
之こたへ申候つる、同程の御造料にて其輕重もはからいかたきとの事に候つれとも、(慶光院周養)上人
など御きもいりにて、なにやうにもなるやうにとの申談様ニ候、かならず御返事に承
度候、恐々謹言、

内宮長官

(天正十二年)
十二月七日

(荒木田)
守豐(花押)

(貞永)
上部越中守殿

御宿所

〔慶光院文書〕

○伊勢

正遷宮注文

正遷宮之注文到來、得其意候、委細周養上人・上部越中守可申候也、

(天正十三年)
正月三日

秀吉

朱印

○本文書、宛書ヲ切り取り取リタルモノ、如
シ、蓋シ内宮長官ニ宛テシモノナルベシ、

〔天正十三年御遷宮記〕

○神宮遷宮記
第四卷所收

上部貞永兩
宮遷宮費ヲ
三千貫文宛
ト申請ス

正遷宮入目それ〳〵に日記進上可然之由、就其注文兩宮三千貫宛と上部被申上(貞永)

遷宮成就ノ
上ノ書留
ハ火中スベ
シ
内宮造營費
用注文

天照皇太神宮御造營之注文

一御山入新七百貫文金子三十五枚也、

一正殿三千五百人御作新三百五十貫文、御はり
れう・あししろれう、此中、

一とうほうてん・西寶殿三千人、御作新三百貫文、

一みつかき二千人、御作新貳百貫文、

一みつかきの南の御門五百人、御作新五十貫文、

一はんかきの御門三百人、御作新三十貫文、

一たまくしの御門七百人、御作新七十貫文、

天正十三年正月三日

一〇五

付、何共當宮神家一同難儀此刻也、雖然無理非時代之際、任神慮先無兎角三千貫文
にて致領掌、奥意者、兩宮輕重可遂訴詔(訟)として止萬端理ぬ、將又件書様、末代諸役人
取沙汰不可成證據、于時長官・禰宜等擬詭望分別談合、三千貫文之都合爲其迄也、
しかりとて書留候ハねハ、自然此注文御尋之時、不可有了簡ト存迄也、目出度御遷
宮成就之上、此一帖火中〳〵、(善カ)搭提之妨にもやならん事(ほしゝイ)はかくあるへし、又ざりと
て一向非虛、眞實之目錄等書挾記所也、以上奥も此注のことし、

- 一 南の第四の御門五百人、御作新五十貫文、
- 一 みつかきの西の御門四百人、御作新四十貫文、
- 一 北の御門四百人、御さくれう四十貫文、
- 一 ないゐん御鳥居けつりたて三所百人つゝ、合三十貫文
御作新
- 一 一のとりゐ・二のとりゐ、此二もとらくろき三十人つゝ、御作
新合而六貫文
- 一 御さいもくこや、たいくうけとり調させ申候、三十貫文、
- 一 かぢこやもおなしことく申合、十貫文、
- 御神ほうくたり申候時、いり申候こやにて御いり候、
- 一 とくがうのこやおなしことく申合、拾貫文、
- 一 御木ひきとゝくるほねおり新、さけさかなの調、
- 同ひきたてまつるつな、かれこれの新共ニ九十貫文、
- 一 御木けつりたて、御宮たつ所までひき奉るをつな・ぬのつなのれう、合而貳拾貫文、
- 一 うんきやう御さくじのあいた、神の御まへに朝ははり、夕ハマき奉るぬの、そのやくにん、その間のじきれう、かれこれに貳十貫文、

- 一 御かや三千荷、六十貫文、御かやふく時のしむるな
わ、をにてとゝのへ申候、
- おなしく御かやふきの時神事料此中、
- 一 かぢ作新百廿貫文、鐵百二十貫文、合而貳百四拾貫文、
- 一 をがひくれう百貳拾貫文、
- 一 御みやぢふしんれう五十貫文、
- 一 しよやくにんのまつり、十四ヶ度の分祭新參百五十貫文、だいくのまつり十三ヶ度百三十貫文、都合四百八十貫文、
- 一 かりの御ひしろわげたてまつり、けいならびに御神ほういれわけ奉るわけもの御木のとゝのへ、以上合而拾五貫文、
- 一 しんの御柱拾貫文、神事かれこれ調此中、
- 右の分參千貳拾壹貫文餘數
- 一 あらまつりのみや貳百貫文、御材木作料此うち、
- おなしく御きぬ二十疋・布十たん、此代合而拾貫文、
- 一 げへいでん百貫文、御さいもく、御作新、みな此内、

天正十三年正月三日

一〇八

子良館
代付

- 一 御いなくら百貫文、御さいもく、御作新、同前、
- 一 御くうとくのへ所入め、同前、
- 一 酒殿五拾貫文、御材木、御作新いつれもこのうち、
- 一 いちのてん五十貫文、同前、
- 一 こらのたち貳百五十貫文、御さいもく、御作新、みなくこのうち
- 一 正殿御うち御かさりのきぬ三十六疋、いかにもよき御きぬ、しろつけ三拾貫貳百文、
- 同ぬの貳十五たん、二貫五百文、合而參拾貫七百文、
- 一 東寶殿・さいほうてん御かさりのきぬ拾貳ひき六貫文、ぬの十二たん壹貫文、合而七貫文、

明衣料

- 一 かゝみのみや五貫文、御さいもく、御作新みなく此内、
- 一 神主しやうそくれう、みやうゑれう、以上合而六十貫文、
- 右又拾壹ヶ條の分九百貳拾四貫七百文歟、
- 惣都合參千九百四十五貫七百文餘歟、

(墨遣)
「正月吉日」

内宮長官守豐判イ

慶光院周養
ニ提出ス

重執政吉山
田ニ下著ス
秀吉一萬貫
ヲ寄進

三郡内徳政
免除ノ倉方
禮錢ヲ神宮
用途ニ加フ
貞永禮錢ヲ
流用ストノ
説

蒲生賦秀ノ
臣町野重仍
神宮ノ奏者
ヲ勤ム

天正十二甲申年十二月仁此注文參る、(慶光院周養)上人迄、日附・名書・當所ナシ、

(墨遣)
「稻葉勘右衛門尉殿・牧村長兵衛尉殿兩人への當所也、イ」

天正十三乙酉年正月廿二日、從羽柴筑前守秀吉、御使兩人、(重執)稻葉勘右衛門尉・同牧村長兵衛尉下著、意趣者此度兩宮御造料ニ從秀吉一萬貫御下行、金子五百枚可有御渡由、先五千貫文之通御代付を以、金子貳百五十枚請取申由、外宮神人上部越中守貞永其届慥也、雖然金子神宮へ者八十五枚到來、内宮ニ座周養上人上部大夫ニ相談、兩宮へ先金子分る、内宮へ四十三枚、外宮へ四十二枚、殘ル金子のあらために下著、已其比三郡内極徳政行處、倉方企御訴詔申直シ、御禮分之金子百六十五枚分者御造營新ニ可出由、雖然世上風聞ニ不知其實云々、○秀吉、伊勢山田三方ノ徳政ニツキ山田倉方ノ言ヲ容ル、コト、十一年九月二十七日ノ條ニ見ユ、大方上部大夫件之金私分ニ遣失却ト申、誠哉、越中守可被加御成敗處、倉方抽懇情、安而今更又二重出し仕る由、(由也)其故者徳政行終處を、以上部越中守覺悟、徳政不行により如此也、此度上部御成敗候者、倉方もすなほにハあらしと以分別調之ト云々、又國司分郡代江州蒲生飛驒守秀賦(北畠氏)内之町野左近助爰元之奏者沙汰人也、町野左近助様體被聞届也、

天正十三年正月三日

一〇九

重執等金子
八十五枚ノ
使途注文ヲ
要求ス

重執等頭頭
代小工等ノ
歴名注文ヲ
徴ス

天正十三年正月三日

一一〇

一天正拾二年三月十七日ニつちやまにて被相渡候金子八拾五枚、つかいくちしるし進上候
へ由、就其捧注文、其寫本、此時金子此方へ者三月廿三日に相届也、○中略、天正十三年正月吉日附稻葉重
執・牧村政吉宛慶光院周養・荒木田守
豐連署狀等三通ニカ、ル、下ニ收ムル慶光院文書ノ天正十三年正
月二十八日附同連署書狀二通、同正月吉日附同連署書狀ニ同シ、

頭・頭代・小工假名眞名書付判をすへ進上候へ由、從兩使ノ案文とて、町野左近助殿
被相届則認也、

頭・頭代・小工内宮四十四人、皆々名乗在所假名在判、奥ニ是も兩御使への當所也、
同作所副狀有之、是ハおくの名の當所下ニ御兩所と書、

一謹言上候、抑此度正せんく御ちそうなさるゝにより、稻葉勘右衛門尉殿・牧村長兵衛
尉殿御くたり候て、一段御せいにいれられ候、いさひちうもんをさゝけたてまつり候、
なをしゆやう上人より可被申上のよし御ひろう所仰候、恐惶謹言、

同神主中

内宮長官(荒木田)
守豊判

正月吉日
進上 御奉行所

右筆細井方
成

御教書ニ禮昏卷ニ認、表ニ守豊、裏ニ内宮十人神主、御右筆細井新介殿(方成)へ副狀
在之、御祓・土産
等不參、

先年上様信長、三千貫文兩宮正遷宮新びたせん被進之候、○織田信長、遷宮ノ用途ヲ
上ルコト、十年二月三日
ノ條ニ其捧注文進上可然之由、從兩御使とて上部より其届あり、頓則ニ認之、
○中略、天正十三年正月吉日附稻葉重執・牧村政吉宛、荒木田
守豊遷宮用途拂方法注文ニカ、ル、藤波文書ニ據リテ下ニ收ム、

(奥書)
如右注、此拾紙書、非虛又非實、時代之風俗恐々、神慮叵測、且又神感哀憐之
護茂有乎、菟角仁此度遷御事終而火中々々、更不可出闕外也、○神宮文庫所藏「假
殿遷宮供奉次第」ニ
ヨリテ校合、「イ」ヲ付シ
テ、傍註或ハ補入セリ、

〔天正年中記録〕

三
○内閣文庫所藏

天正十三年正月廿二日、

秀吉さまより稻葉勘衛門尉殿・牧村長兵衛殿・町野左京殿御越にて、倉方の金長官へ御
渡し候、晦日御立候、(右脱カ)

天正十三年正月三日

一一一

重執等倉方
ノ金子ヲ荒
木田守豊ニ
渡ス

天正十三年正月三日

一一二

作所廿四日このし三わ・多ひ二連、兩二人、町野左近殿、のし三わ・多ひ一連、

〔慶光院文書〕

四 神宮正遷宮書類一
○伊勢

〔端裏書〕引付まうつし申候、内宮拂日記うつし、

天正拾二年三月十七日まうちやまにて金子八拾五枚御たし候、それを内宮へ四拾三枚うけ取申候、金子拂口、

- 一 參拾五枚 頭工かたへ、
- 一 參枚 萱料、
- 一 貳兩 御てうの始祭の時、
- 一 貳兩 雲形料、
- 一 貳枚 宮ちふしん付木屋場ふしん料合テ、
- 一 壹枚 かちかたへ、
- 一 貳兩二ふ 宮川(鹿港)かのみ川まで御木(マ)まいす料、
- 一 壹枚 大工補任料、
- 一 參兩二ふ しんの御はしら料、

右分合四拾三枚拂申候、

- 一 此外壹枚 つな料、
- 一 同貳枚分米にて上部越中守殿頭工へ御渡し候、
- 一 五枚四兩内京へ御渡し候、内裏様にて陣座祭御神事料、御たから物并御金物、祭主、以上

天正十三

内宮

正月廿八日

長官守豊在判

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿

〔松本文書〕

四 ○京都大學所藏

天正拾二年三月十七日(つち)山にて金子八十五枚御わたし候、それを外宮に四拾貳枚うけ取申候金子はらひくち、

- 一 參拾五枚 頭工かたへ、
- 一 參枚 御萱新、

天正十三年正月三日

一一三

天正十三年正月三日

一一四

- 一 貳兩 御てうのはしめ祭の時、
- 一 貳兩 うんきやう料、
- 一 壹枚五兩 宮ちのふしん、
- 一 八兩 大工補任料、
- 一 參兩 心の御柱新、
- 一 壹枚 鍛冶、
- 右之分合四拾貳枚拂申候、
- 一 此外壹枚 つな新、
- 一 貳枚分米にて上部越中守殿頭工へ御渡し候、
- 一 五枚四兩上部越中守殿京へ御渡し候、
- 内裏様にて陣座祭御神事新、御たから物并金物、祭主、

外宮長官

(松木)
貴彦判

正月廿八日

稻葉勘右衛門尉殿

信長寄進分
ノ内宮使途
注文

〔藤波文書〕

○伊勢

天正拾年に於安土上様御渡しなされ候參千貫文○信長、兩宮造替ノ奉行ヲ定メ、錢三千貫文ヲ寄進スルコト、十年正月二十五日ノ條ニ見ユ、之代、
内宮に千五百貫文うけとりつかひみち拂、

牧村長兵衛尉殿

御兩所

- 一 五貫文 右之代まかりとゞき申候時各饗料、
- 一 貳百參拾貫文 山口祭神事料、
- 一 七拾貫文 祭主殿參向料、
- 一 參拾貫文 いちのてん御造新、
- 一 五拾九貫文 子良館、雪形新、御巫祝・頭衆祝・頭代祝・小工祝・鍛冶祝、
- 一 百貫文 山口祭の日於岩巖(行方)社神事料、金銀調有之、
- 一 參拾貳貫文 山口祭の夜、於當山しんの御柱とり奉る祭代、をつな・ぬのつな、
- まさかり、かれこれのとゝのへれう、
- 一 拾貳貫文 山口祭の日御神馬へそなへれう、御馬かいに下行、

天正十三年正月三日

一一五

天正十三年正月三日

一一六

一七〇貫文 ぎそへ御山入の時大工、
一百參拾壹貫百文のうち、

内裏様・上様(信忠)・丞介殿様(信雄)・三介殿様(信孝)・三七殿様、此外方々へ御遷宮
御とけの遣新(城下同シ)

以上千參百六十九貫百文歟、

殘而百參拾貫九百文歟、

天正拾三乙酉年

内宮

長官守豊(花押)

正月吉日

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿

〔慶光院文書〕

四伊勢 神宮正遷宮書類一

〔包紙〕御遷宮料帳面

并に壹通

周養上人時代

〔端裏書〕外宮信長之御時ニ三千貫文之さん用狀

信長寄進分
ノ外宮使途
注文

千五百貫文之拂

一貳百參拾貫文

御山口祭神事新、

一七拾貫文

祭主殿參向料、

一參拾貫文

一之殿造新、

一四拾六貫五百文

子良館、雲形新、御巫祝・頭衆祝・頭代祝・小工祝・鍛冶祝、

一七〇貫文

御山入ニ頭・頭代・小工へ渡申候、請取有、

一百貳拾貳貫九百文

内裏様・上様(城)・丞介殿様・三介殿様・三七殿様、此外方々へ御遷

宮御届遣新、

合而千百九拾九貫四百文拂、

殘而有錢、

以上三百貫六百文

外宮長官

貴彦(花押)

天正拾三年正月吉日

同

天正十三年正月三日

一一七

天正十三年正月三日

神主中

一一八

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿○本文書ノ京都大學所藏松本文書ニ收ムルモノハ、宛所ヲ缺キ、端書ニ周養ノ署名ヲ存シ、黒印壹個ヲ踏ス、蓋シ周養ニ宛テシモノナルベシ、

(附箋)「三貫文子良館、三貫文御巫、四貫五百文頭代三人、六貫文頭衆三人、三貫文鍛冶之方、

廿七貫四百文小工廿七人、」

(端裏書)「引付こうつしをく也、内宮御請狀うつし」

正遷宮之事、兩宮壹萬貫文仁而請取申候、御成就目出度存候、此旨御披露所仰候、恐々謹言、

天十三

正月吉日

周養上人判

内宮

長官守豊判

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿

(端裏書)「引付こうつしをく也、内宮、金子あつかり狀うつし、」

正遷宮之儀仁付而、金子百貳拾五枚兩度ニ請取申候、此内拂別帟ニ書付懸御目候、あり金七十參枚六兩あつかり申候、目出度存候、此等之趣可預御披露候、恐々謹言、

天十三

正月廿八日

周養上人

内宮

長官守豊

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿

尚々一札之事外宮を別ニあるへき由、御内儀候間如此候、

昨日遂面談大慶之至候、雖然あへたしく候て、得御意度事候つれ共遺恨候、先々大方之事を申入候間、ありやうに御分別彌可爲御神忠候、抑天照太神御造宮之事、正殿并東ほうてん・西ほうてん・御門六つ・とりゐ五もと、別宮七所并八十末社、それにしたかひ頭工

社殿造營ノ方法

天正十三年正月三日

一一九

天正十三年正月三日

一一〇

も四十四人、豊受太神御造宮之事も、正殿并東ほうてん・西ほうてんありといへとも、寸法に大小も候へん歟、それハむかしよりの寸法のかきもの兩宮の大工共ニ可有御尋候、御門・鳥居の事ハ、内宮よりハ外宮のハすくなきかとの事ニ候、外宮正せんくう、今もたちておへします御てんの寸法、御門・ゐかき・とりゐなと内宮のハかハリ有之御事候處、同前に御心得候へハ神慮いかゝ候、尙又外宮別宮も四所、末社も四十末社、それニしたかひ頭工も三十三人、如此ニ候へハ、壹萬貫文のうちにて輕重を可預御異見候、此由爲御心得申入候、恐々謹言、

同神主中

内宮
長官

守豊(花押)

正月廿八日

稻葉勘右衛門尉殿

御兩所

牧村長兵衛尉殿

内宮神主中

「
」

内宮作所
頭代等請
狀ノ副狀

稻葉勘右衛門尉殿
御兩所

守豊

〔端裏書〕
〔内宮作所 御請狀うつし〕

就御遷宮之儀被仰出旨、大工職頭・頭代ニ念を入申付候、則御請狀懸御目候、彌無油斷可申付候、此等之趣以御心得御申成所仰候、恐々謹言、

内宮作所

氏晴

天十三
正月廿四日

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿○本書抹
削シアリ、

内宮頭頭代
小工請狀

〔端裏書〕
〔内宮頭大夫・小工御請狀うつし〕

正遷宮御作事之儀ニ付而、大工爲作料金渡可被下之由、先以忝存候、但水出次第ニ御木可

天正十三年正月三日

一一一

去年出水ナ
キニヨリ柱
下ラズ

天正十三年正月三日

一一二

參候間、其刻注文を以御作所ノ金請取可申候條、只今者御金御長官へ預ケ御申尤存候、去年參たる御木之分ハ拵申候、乍去肝要之御柱共不參候、其子細ハ、去年水不出候て下不申候、火急ニ被仰出、三月・四月ニと御謔旨ニ候へ共、御材木まいりてゐ、二百日ニならてハ不可出來と申候、夜ヲ晝と涯分急可申候條、此等之趣可然様ニ被仰上可忝候、

天十三

正月廿四日

内宮頭頭代小工四十四人

一頭大夫康安 二―光香 三―尙盛 四―國秀
一頭頭代弘佐 二―次徳 三―光久 四―伊清

一頭方小工分

岩淵藤三弘行 吹上源左衛門尉宗正 久保福田善七郎具國 川崎宗七重綱 一志三郎大夫
家次 吹上藤九郎國光 下馬所藤三郎守秀 吹上彌八郎宗重 川崎世古二郎九郎家久
二頭方小工分
八日市場次郎右衛門尉元忠 吹上六郎右衛門尉吉正 宮後左兵衛宗久 宮後藤十郎近延
浦田善七吉滿 中世古與五郎眞次 八日市場傳二郎家若 櫛喜右衛門尉伊清

三頭方小工分

下中郷與次兵衛家直 西川原與兵衛正眞 櫛彦衛門尉家吉 西川原二右衛門尉宗光 上中
郷善九郎光長 岡田新五郎久行 的場屋甚左衛門尉重次 櫛六左衛門尉盛繼 宮後源三郎
友久

四頭方小工分

高向源六郎弘光 櫛彌左衛門尉伊定 石松與三郎宗次 大世古長次郎通吉 下馬所伊賀守
久 西川原與三五郎昌俊 西川原平次郎宗定 八日市場助十郎宗次 吹上藤九郎國光
稻葉勘右衛門尉殿
牧村長兵衛尉殿

〔端裏書〕
外宮御請狀うつし

正遷宮之事、兩宮壹萬貫文にて請取申候、御成就目出度存候、此旨御披露所仰候、恐々謹
言、

天正十三年正月三日

周養上人

一一三

天正十三年正月三日

一一四

天正拾參年

外宮長官

正月吉日

貴彦

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿

〔端裏書〕
引付こうつしをく也、外宮金子あつかり状うつし、

正遷宮御造料之金子百貳拾五枚、兩度仁請取申候、此内拂別帛之書付懸御目候、あり金七拾四枚六兩預り申候、目出度存候、此等之趣可預御披露候、恐々謹言、

周養上人

外宮長官

天正拾三年

正月吉日

貴彦

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿

豊受皇太神宮正遷宮之事、此度之儀者、兩宮御造新壹萬貫文を外宮五千貫、内宮五千貫文

仁相定り候間、外宮・内宮御殿の大小、大工以下之多少之しやへつ不可有之候歟、隨而御氣〔饌〕殿の事、此御殿者、兩宮の御膳毎日朝夕そなへたてまつる御てん候間、正殿とあひつき、宮たちも丈夫と、殿内の御かさり、みつかき・御門・鳥ゐ別而在之御用殿候、此御殿者内宮には無御座候、此外餘社之儀可申上候へ共、事多候之條令略候、此趣可然之様御申上所仰候、恐々謹言、

外宮長官

貴彦 (花押)

〔天正十三年〕
正月廿八日

外宮長官
同神主中

「、」

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿 御兩所

貴彦

〔慶光院文書〕

五 神宮正遷宮書類二
○伊勢

就御造宮之儀、被仰出旨、頭・頭代申渡、大工職と念を入申付、則御請狀懸御目候、彌無油斷可申付候、此等之趣以御心得御申成所仰候、恐々謹言、

外宮作所

堯彦

〔天正十三年〕
正月廿四日

天正十三年正月三日

一一五

外宮作所

頭頭代大工
請狀ノ副狀

天正十三年正月三日

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿

御兩所

〔奥端書〕
「外宮作所御請狀」○本文書抹
削シアリ、

〔慶光院文書〕

四神宮正遷宮書類一
○伊勢

〔端裏書〕
「外宮頭大夫・小工御請狀」

正遷宮御作事之儀ニ付而、大工爲作料金渡可被下之由、先以忝存候、但水出次第ニ御木可
參候間、其刻注文を以、作所ノ金請取可申候條、只今者御金外宮長官ニ預ケ御申尤存候、去
年參たる御木之分ハ拵申候、乍去肝要ニ御柱共不參候、其子細者、こそ水不出候て下不申候、
火急ニ被仰出、三月・四月ニと御詔旨ニ候へ共、御柱參候てハ二百日ニなれてハ、不可出
來候、夜るをひると涯分急可申候條、此等之趣可然様ニ被仰上可忝候、恐惶謹言、

天正十三
正月吉日 外宮
一頭大夫 二頭大夫 三頭大夫 一頭之代 二頭代 三頭代 一頭小工
意親 弘行 近昌 敏國 重親 右親 家久
正實 弘國 近守 德國 宗定 家清 守久 宗久 友清 弘安
弘佐 昌佐 弘吉 宗光 昌長 宗定 宗次 正成 宗久 正久

倉方ヨリ受
領セル金子
ノ算用

家眞 家吉 家俱 眞次 弘吉 伊定

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿

〔端裏書〕

「此兩宮のうけ取二ツハ、細井新介を以上申候、兩長官よりのうけ取の事、

金子はらいかた一昏もくろく」

覺

一百六十五まい 今度くらかたより請とり申金子、

此内

七十三まい六兩 内宮へ、

七十四まい六兩 外宮へ、

合百四十八まい貳兩 兩ちやうくわん并しゆやう上人へあつけ申候、すなわちあつ

かり狀御さ候、

殘而十六まい八兩、はんふんあて兩宮へあいわたるはらい在之、

天正十三年正月三日

天正十三年正月三日

都合百六十五まいすみ申候事、

一八十五まい 去年つちやまにて御わたしなされ候、金子はらい別紙に在之事、

惣都合貳百五十枚のふんあいすみ申候、兩長くわん井しゆやう上人請取御座候事、

一兩宮正せんくう壹萬貫にて請狀御座候事、

以上 天正十三 正月廿八日

尚々一柳伊豆方(宋安)にて急度御渡し有へく候、已上、

態以飛脚を申上候、兩宮御遷宮大閣様(秀吉)を被仰出付、瀬田一柳伊豆方にて千四百石、上人に可

相渡由御意共候、左候へは、京都にて陣之祭、内野之祭、同行事官・躰阿彌・山田・錦屋

・鑄物師方へ其様を御渡被成度由被仰候つる、左様候へは、人を御添候て御渡し可被成候、

はや以前も躰阿彌・山田へ御渡被成候つる由にて候、能御合點被成候て御渡し尤候、恐

惶謹言、

天正十三年のとし

稻葉勘右衛門

牧村長兵衛

内宮うつし

御上人様

リウ人々 ○本文書ハ、後年辭句ヲ修正セシモノナルベシ、

〔松木文書〕

○京都大學所藏

請取申候分、

合而廿六駄へ、

此内壹駄御作所殿様にて、

同九俵頭々代にて、

殘而廿駄壹俵小工衆中にて、

小工衆廿七人

天正十二年十二月廿六日

二右衛門(花押)

御作所 〔殿様カ〕

〔松木文書〕

○京都大學所藏

伍百石米之事

天正十三年正月三日

天正十三年正月三日

頭 三人

頭代 三人

小工 貳拾七人

鍛冶 三人

杣 三人

先此分御渡し可目出候、以上、

外宮長官
貴彦(花押)

二月十八日

稻葉勘右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿

御兩所

〔慶光院文書〕

四 神宮正遷宮書類一
〇伊勢

〔表題〕

天正十三年卯月十四日ヨリ

御遷宮御米〔前田〕玄以御判枿にて八百石之通請取算用之事、

右拂日記 十右衛門尉
三河

玄以判枿

錦屋與一
三條鑄物師

京枿と而之定、玄以判在之、

合八百石之内者、

はらい申候分、

一貳拾五石者 祭主殿へ遣、

一貳百拾 〔石脱カ〕 行事官へ遣、

一貳百六拾石ハ 躰あみへ遣、

一百三拾石者 山田へ遣、

一七拾八石者 錦屋與一と遣、

一九拾七石ハ 三條いものし
七郎次郎と遣、

メ八百石之拂也、

此外とかし米之事、

一五拾八石壹斗四升 玄以御請取候ヲ此方
へ直と御渡し米、

メ

此はらいふん、

天正十三年正月三日

天正十三年正月三日

三石ハ にしきや與一と、

貳拾石ハ 山田方と、

卅五石ハ 三條 鑄物師、

合五拾八〔石脱カ〕 京升定、

五石八斗、右之利分、但壹ハリニ付、

右并

六拾三石八斗者、重而取にて返 辨可申米也、

〆壹斗四升ハ大津宿と有之、

天正十三

卯月廿四日

〔十右衛門カ〕
與太山
三河

表御遷宮御米渡申分、

合八百石定、

拂分

一貳百貳拾石者 行事官、

一貳百六拾七石者 躰阿彌、

一百卅三石者 山田與兵衛、

一八拾石者 錦屋與一、

一百石 三條 鑄物師、七郎二郎、

已上合八百石也、

天正十三年

七月七日

十右衛門
三河

御遷宮御米京職人中へ渡申分、

合千六百石、玄以御判拵定、兩度と、

〔後筆カ〕「十三ねんとし〔の脱カ〕 たいかうさまの」

はらいふん、

天正十三年正月三日

天正十三年正月三日

一三四

- 一 廿五石 祭主殿
- 一 四百卅石 行事官
- 一 五百廿七石 躰あみ
- 一 二百六十三石 山田分
- 一 百五十八石 にしきや
- 一 百九十七石 いものし
- 惣合 千六百石
- 下八百廿八石五斗遣、俵として千六百五十六俵、

メ

大かうさまへあけ帳のうち、さいしゆ殿、同うちのみまつりかきつけの事、
 ないくう京にての入れの事、
 一米千五百石ハ京にて御ぢんぼう御かな物・うち野御神事、
 一金貳枚ハ山入木の本まつり、これハ山口まつりの事、是ハさいしゆ殿へわたる、

外くうのあけちやうこ、
 一五まい、しよまつり神事御いわる彼是にて候、大かうさまのときの山入山くちまつりの
 事、

御造料請取米之事

合而貳百伍拾石也、

右之通髓請取申候、仍如件、

天正十三年

五月吉日

町野左近助殿

參御宿所

外宮作所
堯彦(花押)

〔奥端書〕
御造料請取書

外宮

天正十三年正月三日

一三五

天正十三年正月三日

天正十三年

御藏米を以相渡候覺、

一千五百石

上部越中渡分、
兩宮之請取有之、

一五百石

町左近渡分、
兩宮之請取有之、

〆貳千石

右之後

一千石

町野左近兩宮へ被相渡候へ共、うけ取
ハ未來候、是ハ後ニ被遺分にて候、

〆

金貳百五拾枚^枚

兩宮へ被成御渡候、五千貫文之御算用ニ上人・上部・兩長官被請取候へ共、

天正十三年、次十四年其時々之米之出入算用被仕候者、餘八木可有之と申事候、但算用次第御尋之時可申上候、

〔松木文書〕

〇京都大學所藏

河崎にて請取申候米之事、

あわせて參拾石、此内壹石五斗くちぬき^{引カ}申候、以上、

天正十三年三月廿四日

かち三人

孫二郎(花押)

助三郎(花押)

善六(花押)

佐久間伊衛門殿

世木與左衛門殿

〔松木文書〕

〇京都大學所藏

尙々八十四駄之内拾石者、いまた米參り不申候へ共、我^{等脱カ}うけをひ申候、おそく御座候者、われ〳〵取かへ可申候、今日中ニ御取候て可被下候、少も預り申候事めいわく候、以上、

^{町野重仍}左近殿より渡り申候御米、我等彌七郎兩方ニ八十四駄之分御座候、度々御届申候へ共無御取候、我等方ハ未造作調不申候て土居ニおき申候、米そこね申候へは悪く御座候、早々被成御取候て可被下候、米之外ニハ金ひた錢にて渡り申候、此由可得御意候、恐々謹言、

天正十三年正月三日

町野重仍ヨ
リ受取リタ
ル米ノ引取
ヲ促ス

天正十三年正月三日

一三八

北長右衛門

卯月十日

忠親(花押)

御作所殿

參人々御中

○秀吉、伊勢大神宮ニ遷宮ノ用途ヲ上リ、慶光院周養・上部貞永ヲシテ、遷宮ノコトヲ計ラハシムルコト、十二年三月十七日ノ條ニ、内・外兩宮ノ遷宮期日ノ爭論ヲ裁シテ、内宮ヲ先ト定メ給フコト、本年閏八月是月ノ條ニ、皇大神宮遷宮ノコト、十月十三日ノ條ニ、豐受大神宮遷宮ノコト、同月十五日ノ條ニ見ユ、

本願寺光佐、顯使ヲ羽柴秀吉ニ遣シテ、歲首ヲ賀ス、尋デ、秀吉ノ養子於義伊康秀ニモ亦、歲首ヲ賀ス、

〔顯如上人貝塚御座所日記〕

○山城 一爲年頭祝儀、秀吉へ御太刀廿目ハカリノ・馬、代千

疋、御書日付正月三日、御使圓匠(圓山内匠)、淺彌兵(淺野長吉)五百疋・石田(三成)三百疋・増田(長盛)同・細井(方成)同・羽柴左

衛門督、わざと御無音也、

一正月五日、淺彌兵御禮ニ被參、(中村一氏)中孫平同道、御對面、雜煎・御湯漬、已上三獻、御相伴此

堀秀政ニハ故意ニ無音

中村一氏

堀秀政ノ義弟堀采女佑

石川數正

杉田友政於義伊ニ隨伴ス

松田政行

方御三所、彌兵・孫平・(宇野)主水・(下間賴廉)刑法・(下間仲元)少進、後ニ彌兵與力一人被召出、御盃被下、小袖一被遣之也、彌兵ヨリ御三所へ御小袖一重ツ、御太刀一腰、何も同前、於御前彌兵ニ御太刀持・黄金二枚被遣之、

一九日、羽左衛門督より年頭御使、いもうと掣堀采女佑來臨、

御門跡へ一腰、一疋并綿五把、(光徳)新門へ同前、

一十一日、徳川息御義伊へ御音信、小袖二・道服一、石川伯耆守へ小袖二、其外杉田へ小袖一、御使寺内相模、

一十三日、御義伊ニツキテ罷上杉田新兵衛、爲參詣マイラレタルヲ聞付ラレテ、メサレテ御對面、鳥目五百疋進上、志トテ黄金一包、子共ノ言傳トテ鳥目少々あけらるゝ也、御肴一獻御盃被下之了、やかて國へ被下由物語也、

一廿一日、民部卿法印玄以、年頭トテ、始而使者松田勝右衛門尉、(政行)付味岡小二郎同道也、自分御門徒也、御太刀・馬代・縮十端、御對面、刑・少・主水三人御相伴、肴二獻、一廿二日、御義伊より使小姓、石川伯耆守使ト兩人被參也、御對面一獻、

○筒井氏・徳川氏・伊達氏・小早川氏・島津氏等ノ年頭祝儀ノコト、便宜左ニ合敘ス、

天正十三年正月三日

一三九

筒井定次

奈良ニ抵ル

松藏勝重

山樽

天正十三年正月三日

〔多聞院日記〕

三十二
○大和

正月十一日、内々筒井四郎殿可有上洛由申間、爲一禮待處、從

一四〇

曉大雨降下故歟、延引也、○下 略

十二日、○中 略從早旦大雨降了、○中 略今日四郎殿上洛ノ由、又雨下之間可爲延引歟、

十三日、○中 略筒井四郎殿上洛、於成身院寺門上下禮在之、自類衆ハ廿人計在之、五十疋持

出了、舊冬祭禮之時預音信故也、廿疋ツ、松藏右近(勝重)・同彌二郎・豐浦・澤田・松田・中

西へ遣之了、○下 略

十四日、○中 略

一筒井四郎一門へ御禮ニ參、其後大門(大乘院尋憲)へ祇候被申、樽以下ノ様ハ不聞、山樽三荷、三種、

綿十把、内衆松右二百疋、松縫・森猪・中伊・澤一・柏木各百疋ツ、九郎三郎同百疋

ツ、ニテ御禮在之、三獻在之、從上シ、ラヲ三卷被遣之、一段ノ仕合也ト云々、

十八日、○中 略

一成身院講問在之、去十二日筒井四郎殿上洛トテ雨下延引、今日在之云々、講明王院、問

竹林院、來題、謂起證實、大般若在之、又六下、

〔増補筒井家記〕

坤 筒井定次定慶事

天正十三年正月元三規式、於筒井城順慶ノ時ノ如シ、同五日、麾下諸將・諸士來テ年始ヲ賀シ、酒盃(ツカ)ヲ興(ツカ)ヲ催セリ、同六日ヨリ春日・東大寺・興福寺及ヒ大和國中之社人、衆僧并ニ農工商等來禮シ、獻物如山也、同十一日ハ春日參詣ノ雖爲先例ト、一年穢服故ニ延引セリ、同十三日、藤四郎定次、大坂ニ到リ數種ヲ獻シ年始ヲ賀シ奉ル、

〔家忠日記〕

三

天正十三乙酉正月大

小年卅一

一日、酉、癸雨降、濱松衆御禮被申候て、三川衆も出候由候、跡部大炊助所ニふる舞候、

二日、戌、甲御禮申候、松平與(清宗)二郎所ニふる舞候、又うたひそめニ出候、長人衆禮ニあるき候、

候、

三日、亥、乙深溝へ本坂ヲ日かけニ歸候、

四日、子、丙家中衆禮ニ被越候、

五日、丑、丁

六日、卯、戊

七日、辰、己鶺鴒八郎三郎禮ニ被越候、

八日、巳、庚日待候、くせんちや候、

天正十三年正月三日

一四一

濱松衆
諸初
長人衆

鶺鴒康孝

天正十三年正月三日

一四二

戸田一西
佳例連歌

九日、辛巳、

十日、壬午、吉田へ禮と越候、

十一日、癸未、雨降、祈禱候、

十二日、甲申、雨降、

十三日、乙酉、吉田戸田左門所より鷹鷹こし候、佳例之連歌候、竹谷備後守被越候、發句、

今年猶縁そふ哉宿の松

備州清善

十四日、丙戌、

十五日、丁亥、會下へまいり候、

〔伊達山治家記録〕

一

天正十三年乙酉 公御年十九

正月戊寅、大、元日、癸酉、米澤城ニ於テ御祝儀アリ、

七日己卯、御佳例御連歌アリ、

連歌

何船

若菜ツム道有御代ノハシメ哉

政宗

袖ニタ、シク香ホル梅カ枝

實範

伊達政宗
龍寶寺實範

伊達受心

鶯ノ軒ハニチカク夜ハアケテ

受心

裏第十句

山アヒノミチハ零ニ行ヤラテ

實濟

駒ニ鞭ウツ坂ノハルケサ

政宗

御連衆、法印實範龍寶寺・基信遠藤山城・仙壽丸氏不知、蓋宗ノ一字ヲ書スノ例ニシテ、儲君ノ名ヲ祝稱シ、句ヲ載スル歟、・宥譽未審、天正譽中定禪寺融年

ト云アリ、宥融・親宗小梁川尾張・景隆濱田伊豆・林也共氏名不知・一心共氏名不知・貞成中島監物・與和中島監物・如水中島監物・國綱中島監物・與高中島監物

〔小早川家文書〕

一

桐懸殿

ト

小泉殿

友閑殿

竹印

小梨殿

末長殿

能良殿

裳懸殿

有地殿

檜崎殿

齋殿

佐世殿

小早川家天
正十三年座
配

八幡宮別當
實濟

天正十三年正月三日

一四三

天正十三年正月三日

東村殿	椋梨少輔四郎
桂宮内少輔	乃美右近助
國貞右衛門尉	草井五郎
磯兼左近大夫	神西治部丞
南彦九郎	長井市允
河井大炊助	南縫殿允
日名形丞 <small>（形）</small>	眞田與三右衛門尉
井上又右衛門尉	岡與三左衛門尉
井上孫兵衛尉	兒玉與四郎
飯田龜岐守	門田又五郎
吉近主殿允	裳懸六郎
手嶋東市助	鵜飼新右衛門尉
田坂善兵衛尉	南佐渡守
權見和泉守	用田左馬助

鎧著初

吉書

休言	用田右京亮
林二郎左衛門尉	中屋與三兵衛尉
有市市允	野上木工允
岡崎右衛門尉	山田木工允
山田市助	山田新右衛門尉

〔天正十三之御座配〕

〔上井覺兼日記〕

二十 正月

一朔日、如恆例、雨降候間、社參者不仕候、鎧著始候、肴等如舊例、衆中各禮被成候、城（宮崎城）内之衆廿人計之三獻參會候、各酒肴等預候、銘々賞翫仕候、衆中悉皆之拙者酌申候て、御酒參せ候、終日酒宴共也、慶賀など如例年、今日、毎年祝言迄之發句申候、然者當年者、立春遅候間、

越てたに春のまたるゝ今年かな

一二日、任舊式吉書仕候、此日鎌田源左衛門尉殿、其外城内衆中へ禮申候、何れへも御酒（兼政）持せ候、各勝例年馳走之會尺共也、恭安様へ如恆例賀札并使者・御酒等進上申候、禮儀（上井兼兼）

天正十三年正月三日

天正十三年正月三日

一四六

衆なと繁多之條不及記候、海江田よりも少々御酒なと持來候、

一三日、奈古八幡へ社參申候、參錢百疋持せ候、宮之様式如例、大宮司泉境坊へ禮申候、種々會尺共也、從夫寄々衆中ニ禮申候也、罷歸候て昆沙門へ參候、其後節供之體如舊例、海江田之衆各來候、酒肴なと持來候、從佐土原二三人御酒被持來候、即見參申候也、此晚滿願寺へ御禮ニ參候、種々御會尺也、御酒持せ候、御酌なと申候、

山臥衆
町衆

一四日、滿願寺・本坊・西方院・金剛寺、此外諸出家衆御出候、如恆例三獻參會候、各御酒御持せ候間、左様之賞翫共申候て、心靜ニ酒宴也、又山臥衆各被來候、是も同前ニ會尺申候、御酒各預候也、社家衆も各來候、酒肴なと持來候、從海江田も來候也、町衆も各差出候、見參申候、百性各來候、是も見參仕候也、

一五日、善哉坊被來候、如舊例三獻寄合候、御酒預候、賞翫申候、加江田諸出家被來候、是も三獻寄合候、銘々ニ御酒持せられ候、賞翫申候、野村丹後守・井野彦六左衛門尉なと御酒被持來候、參會申候、廣原・跡江なとより出家衆あまた禮ニ被來候、新納縫殿助殿より高崎備後守を以、年頭之禮承候、參會候、高備御酒持せられ候、同衆中池袋新介、是も御酒持せられ候、同座ニ而寄合候也、此日、中書公へ改年之御祝言自身參候て可申候へ

共、養性氣候間、先々爲名代鎌源進上申候也、衆中二三町衆通御酒持せ參られ候て可然之由申付、鎌源同道ニ各被參候、御祝著之御返事也、此晚神九郎來候、三獻如例、御酒持せ候、寄合候て賞翫申候也、

一六日、神九郎歸候、恭安様へ御返事共申候、從會井肝付源八郎殿越候、御酒預候、加治木但馬拯處へ禮ニ行候て居候間、彼所にて參會申候、此日竹案本坊・西方院・大門・金剛寺なとへ禮申候、銘々ニ御酒如恆例進之候、種々御會尺共也、雜昏各より祝儀ニ預候、金剛主盟翁試筆之詩見せなされ候、一樣春風兩様吹、花添紅色髻添絲、老性羞被黑頭咲、又祝新年題惡詩、難默止候て、即席ニ和韵仕候、瓌然句法副花吹、筆勢帶風似柳糸、案上一行舒又卷、沈吟未了袖芳詩、如此共申候て、漸及薄暮罷歸候、

蘇民將來

一七日、如恆例、蘇民なと懸候、岩戸へ參詣仕候、從夫堀四郎左衛門尉殿・敷禰越中守殿へ禮申候、種々會尺共也、拙者も御酒持せ候、敷越へ罷居候内ニ鎌田左京亮殿越にて候、雲州之代と候て禮也、城へ御出候つれ共、拙者留守にて候間、見參候へてハとおほされ、爰元へ尋之由也、即見參申候、御酒なと寄合候也、城へ御酒持せられたるよし也、聽而罷歸候也、此日福永藤六殿御酒持せ被來候由也、從佐土原出家衆少々禮儀之由也、是も

天正十三年正月三日

一四七

天正十三年正月三日

銘々之御酒預候也、野村安房守處よりも御酒持せ使者也、
 一八日、祈禱始、大般若也、滿願寺・本坊・西方院・大門・沙汰寺、此外經衆者滿願寺御
 同宿衆也、御會尺之衆中なと少々呼申候、種々酒宴共也、此日倉岡地頭吉利山城守殿父
 子祝禮とて御座候、并衆中兩三人同心被成、銘々之御酒共預候、三獻如常、其後湯漬參
 會候、持せ之御酒なと賞翫申候、互之酌也、從清武伊集院（父意）作州使に而祝言承候、春成殿
 也、御酒預候、即賞翫仕候、從中書公長倉名字之人にて御祝言蒙仰候、三獻寄合申候、
 相應之御返事申上候也、富田大宮司・廣原佐司、爰かしこより酒肴なと持來、年頭之禮
 儀也、不及記、
 一九日、新名爪長福寺禮之越候、即三獻參會候、持せの御酒酌被成候、賞翫申候也、山田
（有信）新介殿禮之越候、衆中四五人同心也、即三獻參會候、臙而茶湯之座にて會尺申候て茶共
 也、其後おもての座にて持せの御酒賞翫申候、悉皆衆中よりと候て、樽一荷もたせなさ
 れ候、同賞翫仕候刻、從財部鎌田筑州代（政心）として同名新介殿越候、衆中四五人同心也、銘
 々之御酒もたせ也、何れも賞翫仕候也、從佐土原弓削宗安被來候、御酒預候、即參會申
 候也、

大日本史

一十日、野村大煩（政）兵衛尉殿、茶湯之由候間、行候、衆中一兩人座之被來候、種々珍肴にて
（豊綱）會尺也、夜前夢想之、
 梅か枝を待えてうたふ宮居かな
 此日、從本庄河上又八郎殿禮之越候、御酒預候、即三獻參會候、衆中一兩人同心也、是
 も一々御酒預候、同前之賞翫申候、此晚鎌田源左衛門尉殿、上井右衛門尉處（兼成）へ内々禮之
 ゆかれ候、種々會尺之由物語也、野大、今朝來候禮儀とて被來候、安立德利と申候て、
 備前物にて候、今朝面白由申候つれハ、預由候て、御酒を入候て、持せられ候、賞翫之、
 因戲申候、
 御用にも安く立ぬと見えつるか今ハこなたのとくり成けり、なと申候て、沈醉候、
 一十一日、今日恭安齋御越有へき様之申候條、早朝より立花なと申候、木花寺年頭之禮之
 被來候、三獻寄合申候、御酒預候、賞翫仕候、恭安齋今日御越之事者、依御腹中氣指延
 候由、使にて承候也、從穗北平田新左衛門尉殿祝禮之爲越被成候、即參會申、三獻如常、
 花園山臥同心也、めし參會候、吉利殿使木原常陸介同座にて寄合候、穗北衆中も一兩人

天正十三年正月三日

天正十三年正月三日

一五〇

同心也、同座にて會尺申候、各御酒預候、互に酌共仕候、心靜之酒宴共也、此日諸方へ年頭之使者遣候、高城・財部へ寺田壹岐守、穗北・富田へ勝目但馬守、都於郡へ中村内藏助、吉利殿・綾へ和田刑部左衛門尉、穆佐・藏岡へ和田江左衛門尉、曾井・細江へ高城雅樂助、清武・田野へ關治部少輔、長峯・富吉へ山下弓介、飯田・内山へ前田勘解由左衛門尉、木脇・本庄へ江田源七兵衛尉、下別苜へ唐仁原藤七兵衛尉也、

一十二日、諸方へ年始之祝言之指越候使、皆々被來候、恆例之祝悅之由也、此朝關右京亮殿可來之由承候間、其分候、種々珍肴なにて會尺也、衆中十人計會尺之座之被居候、心靜之酒宴共也、此晚鎌源誘引候間、手火矢惣之出候、水鳥一番一箭之射候而歸候、然處、報恩寺より可參由候て、種々會尺也、近隣之衆御酒なとくれられ候、閑談共候て、夜深罷歸候、
〔更下同シ〕

一十三日、此曉くさ振付候て、散々之式候、今福寺被來候、御酒持せ被れ候、從藏岡・本庄衆中十人計被來候、各御酒持せられ候、都於郡永明院被來候、是も御酒預候、觀千代差出會尺申、歸申候、

一十四日、此日も氣分散々にてふせり居候、福永宮内少輔殿被來候、御酒・猪卷など預候、

猪卷

手火矢

千句

相應之會尺申候、此日衆中指揃御千句之調儀・年頭御雜掌之用意等談合共也、此晚、祝言等如恆例、

一十五日、規式如舊例、衆中各被來候、觀千代指出、御酒申候也、各揃候、次番普請無閉目被成候、笑止之由申理候、各尤候、自今堅固ニ可閉目之返事也、此日、番盛共申候、此晚、長野談路守・關右京亮・野村大炊兵衛尉・同名右衛門尉、茶湯會尺仕候、夜深まて閑談共也、

茶湯

長宗我部元親ノ弟香宗我部親泰、今村與助ニ、德政ニツキテ令ス、

〔香宗我部家證文〕
○土佐

私德政事、曾以不可破之候、惣國一同之德政之時者、可任其時宜候也、訴詔番之事、是又可除置候、尙吉喜可申候也、

惣國一同ノ
德政ノ時ハ
棄破スルモ
可

天正十三年

正月三日

〔香宗我部〕
親泰

今村與助かたへ○土佐國靈簡集
四所收文書同シ、

安喜浦茂兵衛藏、凡三通、今按、吉喜疑吉村喜介歟、

天正十三年正月三日

一五一

天正十三年正月六日

六日、戊寅、**敘位、**

〔公卿補任〕五十 正親町院下

權大納言從二位 藤晴豐四十二 (勸修寺) 正月六日正二位、

藤公國三十四 (三條西) 正月六日正二位、十二月廿一日辭、

權中納言從二位 藤兼成七十二 (水無瀬) 正月六日正二位、

中納言從二位 藤基孝六十六 (持明院) 正月六日正二位、

權中納言從二位 源重通三十九 正月六日正二位、

參議正四位下 藤公仲二十九 (天正) (正親町三條) 同十三正五位下、

散位非參議從三位雅朝王三十一 (白川) 正月六日敘、神祇伯如元、

〔公卿補任〕五十一 後陽成院 慶長四年 參議正四位上 藤資勝廿三 (天正) (日野) 同十三正六位正五下、

〔日野家譜〕イ六 資勝卿正二位前權大納言輝資卿、母津守國繁女、

天正十三年正月六日 敘正五位下、

〔地下家傳〕十八 院司 下北面 藤原氏 稱號速水 友益武益男、實武益次男、

勸修寺晴豐
三條西公國
水無瀬兼成
持明院基孝
庭田重通

同(天正)十三年正月六日 敘正五位下、廿九才、

○八月二十八日ノ敘位等、便宜左ニ合敘ス、

〔地下家傳〕九 檢非違使 堀川 大石氏 豐弘國弘男、

天正十三年八月廿八日 敘從五位下、

同日 任左衛門大志

〔地下家傳〕八 藏人所行事所 深尾元平田 姓中原 職久出納大藏大輔 中原職定次男、

天正十三年九月十八日 敘正六位下、

〔地下家傳〕九 檢非違使 勢多 中原氏 治房章政 男、

天正十三年十二月三十日 敘從五位下、

同日 任少尉

〔地下家傳〕十五 近衛府上 下毛野氏、調子 武直武吉 男、

天正十三年十二月晦日 任伯耆守、

〔地下家傳〕十六 近衛府下 土山 源氏 武之

天正十三年十二月三十日 敘從五位下、

同日 任右將監、

安藝新莊ノ吉川元長、同國西禪寺門下座牌ノ位次ヲ定ム、

天正十三年正月六日

天正十三年正月八日

西禪永興兩寺舊藏文書

一五四

〔吉川家文書別集〕

當御門下座牌之事、日賴寺・成寶寺・正觀院三ヶ寺之外者、雖爲看坊又内寺家、當寺之衆僧年老次第可然候、於同年之輩者、可依轉位前後、但爲老僧無着舊者、可有其計也、申定條々如件、

天正十三年正月六日

治部少輔吉川元長（花押）
○本文書ハ、元長ノ自筆ニカ、ル、

拜呈 西禪寺當住周伯和尚

禪室下

○吉川元春・同元長、惠雍周伯ヲ西禪寺住持トナスコト、十年二月十六日ノ條ニ、元長、周伯ニ書狀ヲ與フルコト、十五年六月五日、元長死歿ノ條ニ見ユ、

八日、庚辰太元帥御修法、

〔文永寺文書〕

坤○信濃

端裏書

〔仰天正十二十一月廿八日〕

太けん御いのり、明ねんハ、大ほうにとりおこなはれ候はんするにて候、いつくもわたん

太元帥法

何處モ和興
トナリテ道
路別儀ナシ

太元帥御修
法ノ再興

理性院

になりて、みちもへちきなく候ほとに、まつ五ちゐんかたへも、きと人をさし下され候て、やくにもしたかい候やうに、御入候てしかるへく候、トシ、おほしめし候一りうの物ならてハ、こまなとおこない候事なり候へぬよし、まへへ申入られ候ほとに、おほせいたされ候事にて候、御さいこうの御いのりにて候ほとに、御わたくしにも一たんと御きも入候て、めてたく御さんきん候やうに、御ちそうかんにようにて候よし、よく心へ候と申とて候、トシ、

「トシ」

りしやうゐんとのへ

太元修法につきて、（尊信カ）大覺寺准后より不慮に法菩提院存知候先例など執申され候、惣別この御いのりの事は、理性院數代參行、更に他の競望あるましき由仰せ出され候て候、彌相かへらす丹忠を抽て、天下安寧の御祈を申され候へく候、此子細能々おほせられ候たくて、ふと染筆候也、あなへへ、

「カ」 理性院僧正とのへ

天正十三年正月八日

一五五

天正十三年正月八日

一五六

〔兼見卿記〕

八

正月八日、庚辰、

○中略、吉田家年首ノ祝儀ノコトニカ、ル、本月十四日ノ條ニ收ム、

自今朝於禁中理性院御祈

禱之儀在之云々、例年御修法歟、

○下略、吉田家年首ノ祝儀ノコトニカ、ル、本月十四日ノ條ニ收ム、

〔續史愚抄〕

五十

正親町院下

正月八日、庚辰、

太元護摩始、阿闍梨僧正堯助或記、言經卿記、言

十四日、丙戌、太元護摩結願、

言經卿記、或記、○言經卿記コトヲ載セス、

〔三寶院文書〕

四十二

○山城

御修法ニハ
理性院參勤
ノ例

一禁中にて、毎年正月八日より、太元明王の大法年中行事に載られ、一天下萬民の御祈禱として被行候事、至「天正廿年」慶長五年七百「五十三年」に成申候、代々理性院參勤申候事、

一太元明王大法ハ天竺・太唐・日本三國同日に行なわれ候、國王・皇帝を守護し、國家の災難をしつめ、五穀成就の子細にて候、五穀ハ萬民の命なれハ、年のはしめに正月八日より御祈禱の第一「に定られ候事、○二ヶ條中略

一承和七年より文明二年のとしまでハ、六百三十一年ハ、毎年歷々大法に行なわれ候、しかレハ應仁の大亂に、方々御祈料所違候て、大法ハ既略せられ、文明三年より、「小法「の分」にて今に無開意」護摩一壇」にて行なわれ候事、百廿二年に成申候事、

應仁ノ亂以
後御修法ヲ
行ヒン例

一應仁已來大法被行候次第之事

後柏原院御宇

文龜二年 理性院宗永僧正參勤、

後奈良院御宇

天文三年 理性院嚴助僧正參勤、

院御所御代

天正十三年 理性院堯助僧正參勤、○一ヶ條中略

一天竺・太唐にてハ年中不斷太元法を行なわれ候、日本にてハ正月一七日の御祈にて候、

「大閤様朝家御再興の砌にて御座候へハ、被任舊儀、年々大法」御再興「候やうに」彌（墨消）

一天下四海靜謐「御願」成就の御祈禱別而可奉抽丹誠候事、

○信濃飯田ノ毛利秀頼、文永寺ヲ犯スニ依リ、醍醐寺理性院堯助ヲシテ、之ヲ神戸信孝ニ訴ヘシメ給フコト、十年七月二十日ノ條ニ、太元法ヲ修セラル、コト、十五年正月八日ノ條ニ見ユ、

九日、巳、辛大友氏ノ老臣田原紹忍・同親盛、書ヲ筑後山下ノ蒲池鎮運ニ

天正十三年正月九日

一五七

天正十三年正月十日

一五八

遺リテ、其忠節ヲ褒ス、

〔蒲池文書〕乾 筑前

其已來者、此表干戈不得軍暇之故、不通相過候、然者今度順路之御忠節誠無比類存候、倍御粉骨專一候、此堺之儀當分者無爲之體候之間、不圖乘陣之覺悟候、必以面會多日之儀可令申候、恐々謹言、

(天正十三年)
正月九日

(田原)
親盛 (花押)

(田原)
紹忍 (花押)

(蒲池)
鎮運

申給へ

○鎮運、戸次道雪等ニ降ルコト、十二年九月十一日ノ條ニ、龍造寺家晴ノ兵ヲ筑後松延ニ擊ツコト、同年十一月四日ノ條ニ見ユ、

十日、午、壬北條氏直、下野足利ノ長尾顯長ト相會ス、

〔北條家文書〕

一翰令披見候、如來意昨日者心靜遂會面令満足候、何様重而可申届候條、不能具候、恐々

委細ハ重テ
通達スベシ

謹言、

(天正十三年)
正月十一日

(北條)
氏直 (花押)

(顯長)
長尾新五郎殿

○氏直、利根川ニ船橋ヲ架シ、顯長等ニ命ジテ、渡舟ヲ禁ゼシムルコト、本月十四日ノ條ニ見ユ、

十二日、申、甲羽柴秀吉、池田照政輝ノ老臣伊木忠次ニ書ヲ與へ、照政ヲシテ、美濃大垣ヨリ、同國岐阜ニ徙ラシム、

〔伊本文書〕

態申遣候、仍木村隼人此方へ呼越候、然者城事請取候て、不斷(池田照政)三左衛門尉在城肝要候、女房衆をも城ニ可被置候、自然他國へ之出陣なとこハ、其方儀を留守ニ置之候歟、又此方人置之候歟、可隨時宜候、何も普請已下申付、無由斷可被申付由可申聞候、謹言、

(天正十三年)
正月十二日

秀吉 (朱印)

(忠次)
伊木長兵衛尉殿

〔寛永諸家系圖傳〕

十九

池田輝政童名ハ古新

(天正)

同十三年、大垣をあらため、岐阜の城を

天正十三年正月十二日

一五九

木村隼人
女房衆モ在
城セシムベシ

天正十三年正月十二日

領す、○上下略、寛政重修諸家譜池田輝政譜異事ナシ、

〔岡〕池田家譜

輝政 天正十二年甲申四月廿八日、父ノ遺領ヲ相續シ、大垣在城、又轉シテ岐阜城ニ移リ、十萬石ヲ領ス、○上略、

○池田勝入、戦歿ノコト、十二年四月九日ノ條ニ、秀吉、池田勝入ノ遺臣ヲ照政ニ附屬セシムベキコトヲ、養徳院ニ報ズルコト、同年四月十一日ノ條ニ、照政、美濃加納ニ樂市・樂座ノ制札ヲ下スコト、同年七月是月ノ條ニ、秀吉、忠次ニ美濃附近ノ地ヲ與フルコト、本年十一月三日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔池田家履歴略記〕

二 天正十二年、甲申、(復興)護國公戦死、(照政)國清公嗣封、○上略、池田勝入、長カ、(四月)同月廿八日、秀吉國清公を樂田の御陣にめされける、伊木清兵衛・土倉四郎兵衛・片桐半右衛門・和田八郎等相したかつて參る、秀吉の仰に、勝入今迄の居城大垣を三左衛門にあたるなり、彼年若ければ、老功の清兵衛を勝入同前に存すへし、家老とも、清兵衛差圖違背なく、三左衛門に忠勤すべしと有けれハ、(イニ各)皆拜禮して退出ある、清兵衛よるこひのあまりに伏しまるひけるを、秀吉見給ひ、忠なる哉、よろこひ身に餘りて見ゆると御感

秀吉忠次ヲシテ照政ヲ補佐セシム

ある、一説に秀吉のたまひけるハ、勝入ハ一度予に屬するといへ共、其心中はかりかたし、彼か臣伊木長兵衛ハ實

入父子命を預すといへとも二男古新大將の器量備りて候、願くハ古新に勝入か領地賜て、池田の家を繼候ハ、鄙生を大國に封せらるゝよりも御恩たるへしと答へけれ共、許容なく、嚴命しは、ありしかハ、長兵衛思ふやう、仰にしたかふ時ハ富貴を得、仰にさかふ時ハ死を賜るか、放逐せられんか、二ツの間成べし、されとも今更己か榮辱を思ふべきにあらずと、かさねて申けるハ、もし恩願の主君の遺嗣の絶るを不患して、みづからの利とせハ、是貧暴邪驕

の人の候はすや、かゝる者ならんに郡邑を賜るハ、ひとへに巨盜を養ハるゝにひとしく候と歎訴や○下まさりしにそ、秀吉、伊木か類なき忠貞節義を感せられ、國清公に護國公の遺跡を全く賜りしとそ、略

天正十三年酉 移封岐阜、攻太田城、○下略、照政、紀伊太田城攻圍ニ加ハルコトニカ、ル、

十四日、(丙)神祇大副吉田兼和、(兼)參内シテ、歳首ヲ賀シ奉ル、

〔兼見卿記〕(八) 正月九日、辛巳、雪降、五寸斗在地、玄三貳十足持來、對面進盃、侍從(兼右)

方へ移徙之爲禮、貳十疋玄三持來之由申畢、明日出頭、内々用意申付之義、唯神院殿年忌云十三廻、(勸修寺晴豐)旁乍憚勸亞相ヨリ申來云、諸家御對面之次也、出頭可然之由被申候間、不及是非、可罷出之分也、

十日、壬午、天晴、暖氣、

唯神院殿十三回忌也、憚神前每朝行法書略之、著直垂、唯神院殿社參燒香、次於神龍院燒香、青女・侍從各召具燒香、當寺中衆悉、殿原・中間・外様者共多分、半齋、去年依

天正十三年正月十四日

吉田兼右十三回忌

干損少事之爲追善也、在憚恐云々、還竹高野へ歸、

今日出頭延引、唯神院殿依正忌憚之也、勸亞相へ申理、此方次第之由被申了、壽命院五
明一持來、不及對面歸了、

十一日、癸未、雨降、出頭延引、

田中五郎五明一、持來、不及對面、

十二日、甲申、雨降、自昨日不晴、出頭延引、勸修寺使者、修理進、如此以外雨之間、不

罷出之由申遣了、(浮光)柳原(秀直)・富小路へ遣使者、今日當番也、例年十九日迄神事之間、不罷出、

可被相意得之由遣使者、次申遣了、

(周濟)南豐軒弟子玕侍者五明二持來、南豐名代也、於內義對面、以羹進盃即歸寺了、

十四日、丙戌、天晴、急朝食出頭、予乘輿、荷輿、侍從乘馬、青侍十人斗、先參德大寺殿、

對面賜御盃、次袍指貫申請退出、次向勸亞相、玄以へ爲禮各同道罷出也、井家右衛門大

夫申置、參十足持參、井家云、出頭申次之義、(季滿)四辻中將ニ自亞相被申遣之間、於井家予

次第二四辻中將へ罷而可申之由云、相意得也、此邊禮ヲ申、聽而可案内申之由相談、次

參大聖院殿、無御對面、(重保)次庭田(引付)、(邦房親王)次參伏見殿、御對面、被下御盃、(樂下同シ)典樂入道(丹波賴慶)タン松、

(丹波賴慶)

參、御盃、第一予、次侍從、次典樂、御酌庭田中納言、予盃庭田中納言吞之、次予又吞之、

御酌之加ニ女房館被出也、侍從盃女房館吞之、次侍從又吞之、(入道)次典樂人吞之、次越中入

道吞之取之也、次申入御退出、(親綱)次中山(引付)、(爲仲)次五辻(引付)、(雅繼)次飛鳥少將(引付)、(公盛)次三條、

使者ニ申、(明)次持命院(引付)、(晴季)次菊亭(引付)、次休庵、(充房)貳十足、於門外對面、次萬里少路、(貳十足)

玄以へ被出也、於此亭著衣冠、井家衣紋、侍從同前、次參內、暫殿上ニ相待、次四辻中將

布障子ヲ開、自殿中出、今少可相待之由云、入內殿、次中將出可御禮申之由云、扇ヲ置、

內殿へ參御禮申、予・侍從御椽ヨリ申入、次申入御、中將被立御障子、退出了、勾當內

侍へ參、御前へ候之由女房館云、(誠仁親王)次參御方御所、屢相待、次中將開土戸可祇候之由云、

予・侍從參候、即御對面、予參內殿四帖敷御禮申、次侍從自御椽御禮申、次御盃於四帖

敷頂戴之、次侍從於同御座敷御盃頂戴之、次於御椽申御禮、中將被立御障子、退出了、

次大御乳御見參也、賜御盃、大御乳人初獻、次予、次大御乳人、次侍從、又大御乳人被納

之、次退出、次若御局、(無御)次伊與殿御局、次上臈御局、(無御)次大典侍御局、御見參

賜御盃、初獻御局、次予、々盃御局へ參、次侍從、々々盃御酌被吞之、次退出、次伯(雅朝王)使

者申置、(諸光)次薄(引付)、(書之)次四辻(引付)、(高倉永相)次藤黃門(引付)、(書之)次又於萬里少路所改衣冠罷出、日

天正十三年正月十四日

一六四

野黃門(雜資)、引付、次中御(宣光)、次竹内(長治)、客在之體也、次山科(言經)、無引付、申置了、次正親町(季孝)、於門内逢彼使者之間申置之、次烏丸(光直)、引付、次甘露寺(經元)、引付、次清少納言(舟橋國賢)、貳十疋、於門外對面、請内、方々急之間不入内也、次富小路(小)、使者申置之、次柳原(淳光)、引付、次廣橋(兼勝)、引付、次予乘輿、侍從步、參一條殿(内基)、御客來御對面之砌也、申置退出、防城(坊)、引付、五條(爲良)、引付、正親町黃門、一條殿御門外ニテ對面、同薄對面、卒度相談罷出也、次淵田和泉守(盛長)、貳十疋、他行、自是乘輿、向飛鳥亞相(雅春)、引付、次參寶鏡院殿、御對、賜御盃(面脫九)、次參光照院殿、御對面、賜御盃、度々御酒ヲシイラレ、於御所沈醉、侍從迷惑了、次參近衛殿(信輔)、被入御風呂、可相待之由仰也、申御理退出、次向盛方院(淨慶)、參十疋、後室へ白粉三、在一盞之義、自是玄以へ罷向、夜前上洛、於京都聞之、無樽代用意、於當院相調、直罷向、侍從二條殿參(兩實)、罷下、次紅花屋宗於(二)、十疋、直罷下了、先奏者勝右衛門尉方へ遣喜介、即可罷向之由返事、入城中即對面、百疋、松田勝右衛門尉、五十疋、尾池源七郎、三十疋、村井播磨守、貳十疋、遁齋、貳十疋、次參曇華院殿、御物詣也、次向清三位入道(舟橋校賢)、於門外對面、自是歸家、三條通罷歸了、今日天氣暖氣、殊更方々仕合能大慶云々、

○吉田家・山科家等ノ正月ノ祝儀、左ニ合絃ス、

〔兼見卿記〕

八

正月一日、癸酉、天陰、早旦行水、

天醫方之水入鹽

、次著齋服、先於庭上日神拜

賀、次諸社祈念、次參齋場所、侍從兼治・兼有・兼之・定繼各布衣、著祓殿暫祈念、次侍從各起座、備神供、次予起座進庭上之圓座、奉幣八度、次侍從進奉幣之圓座、讀祝戸、各拍手、徹神供、次參八神殿兩宮、次諸神巡拜、次退下、次參木瓜社、備神供、次唯神殿供神膳、次參社頭、著祓殿、各同前、次備前神供、次予奉幣、兩段再拜、次神人右京助、分配御幣、次侍從祝戸、次徹神供、次吉書著到、侍從書之、次食會、次一獻、各次第獻之、次退下、次參神龍社供神膳、次歸宅、次於二階上段八方拜、侍從於庭上四方拜、次家中祝儀、御方之衆各相伴如例、祝珍重多幸々々、次參壇所宗源修行、陰ヨリ始之、今日中三座、侍從三座舊冬令傳授修行之訖、各對面下盃、午刻ヨリ雨降、入夜不止、還竹五明一、二日、甲戌、早旦行水、社參同元日、社頭神供不參、神壇之行法三座、侍從同前、野田勘左衛門尉十疋、侍從御乳同、又右衛門尉對面、進盃了、三日、乙亥、神事如常、家中祝儀同前日、神供持遣之方々、

宗源行法

大典侍御局・大御乳人・若御局・柳原小神供・勸修寺・山科小神供、鈴鹿修理進持遣之、

天正十三年正月十四日

一六五

若御局紅帶二筋被遣、使者自大御乳紅帶一筋被遣之、及夕月神拜賀、散米水ヲソ、ク、
四日、丙子、天晴、早且行水、宗源行事修行、

目藥師ノ目藥

渡邊新丞貳十疋、赤邊飛駄〔舞〕五明一、對面、進羹酒、先早々竈神殿之餅十疋上ニ置、神人
右近允・右京助・於庭上向予拜之、次予入内、次餅等下之、目藥師千阿彌目藥一裹持來、即
新二郎・三五郎、

罷歸之間不及對面、但自跡遣使者、周超所ニ在之、同道在之、重而可來之由返事訖、

○中略、山中、白川境論ノコトニカ、ル、年末雜載知行ノ條ニ收ム、宗無五明一、對面、進盃、予直垂、

侍從方へ爲禮罷向、祝義持參了、粟田口疊大工・檜皮大工下酒、因幡堂藥師香水持來、
十疋遣之、

狩野宗玖

狩野入道宗玖方へ二十疋、田口左介持遣之、扇十本詵置之用也、

山田宗好

五日、丁丑、天晴、宗於紅粉屋十疋持來、對面、以羹進盃、磯谷彦四郎五明二持來、產穢

之間、○吉田兼治ノ息女誕生ノコト、十、於門外對面、即罷歸了、山田宗好ヲ取所也、例年茶、茶一袋碎半袋、

圓柿一袋、對面、以羹進盃、次請茶湯座敷、茶極上、俄引之吞之、色已下殊更褒美了、

石屋

〔マ〕鐵冶石屋火筋持來、下酒、十疋遣之、於侍從方各召寄、弓始、予影〔蔭〕ヨリ見了、何美來、

三日ヨリ周超寺ニ在之、以羹進盃、

〔公繼〕德大寺殿冠申請、即到來了、

節分

六日、戊寅、明日節分也、有參詣之間、饒神前引廻班幔、神人右京助下行加增申付了、内
陣ニ高坏十六アリ、取出洗之、明日以高器可備前、一膳之御菜十六也、高坏一ツニ御菜ク
マレス、二膳ニ調之、以上八膳、二膳ツ、十六膳之分也、内陣へ可備進之用意也、

七日、己卯、天晴、早且行水、先於庭上日神諸社祈念、次佳例味曾水祝之、次社參、自方
々參詣數輩、予各如常著祓殿、暫祈念、次御膳之祓、各祓身體、次予各起座、神前班幔
之内へ進參、次御戸少開之、次御前之刻橋へ昇參、次東へ廻、東之御戸ヲ開、内陣ニ入、
神前ニ於テ祈念、次神供兼治持參、予請取神前ニ備之、一膳神、次御菜一膳、以上十六
膳備進之、次予御鈴ヲ引、三十六反、次兼治於庭上奉幣八度、御幣定繼請取之、内陣へ
持參、予請取之、八膳へ分配、次予内陣ヨリ拍手ニ、次兼治奉幣之座ニ於テ拍手ニ、次
侍從奉幣之座ヲ退下、次兼有著奉幣座、讀祝戸、拍手ニ、予各神人拍手、次徹神供、次
予内陣ヨリ退下、次兩宮、次諸神巡拜參詣之、數輩御前ニ參、如此神事邂逅也、爲參詣
之御戸少開、其マ、置也、

疫神ノ札ヲ
參詣衆ニ與
フ

疫神之札黃紙ニ押之、參詣之衆遣之、此義右近允・左介著淨衣、神前ニ在之、沙汰之訖、
參社頭、神事如常、末社悉備前神膳了、次歸宅、淵田和泉來、〔サ〕進盃、次朝食、

御方之衆各相伴、建仁寺宗印一籠持來、新三郎同道、以羹進盃、暫相談了、宗源行事三座、兼治二座、

和州八少唐院龜松方ヨリ例年祈念之音信、使者嶋介罷上、青銅百疋、星祭之儀云々、爲祝貳十疋、今夜御祓五明二、返事等相調之、渡遣使者了、

八日、庚辰、風寒時々雪降、當寺之僧衆各來、如例年、羞祝義了、醍醐清瀧之禰宜來、

宇治圓柿二袋持來、對面進盃、○中略、太元帥御修法ノコトニカ、ル、本月八日ノ條ニ收ム、德大寺殿へ神供進入之、飛鳥井亞相神供遣

之、五明三本、到來、使者喜介、被對面、下盃之由申了、

藤右衛門嫡男與八郎、今度侍從召加殿原、以無忠節之儀、乍卒爾侍從達而申之間、許容對面下盃、

明後日十日唯神院殿十三廻忌也、去年早損法外也、然間正月祝義過半略之、以少分之義、佛前之儀計可相調之由、舜藏主ニ申渡了、壹石・青銅百疋、中々無念之下行也、

盛方院淨慶二十疋、寶髓丹二具、持來、於內義對面、以羹進盃、於大坂越年仕之由申了、秀吉卿年頭之禮悉無對面之由相談了、

十五日、丁亥、天晴、早且行水、日神諸社祈念、次參兩社、神事如常、先社參已前祝粥、

盛方院淨慶
大坂ニテ越
年ス
秀吉年頭ノ
賀ニ對面ノ
儀ヲ行ハズ

竹曝

柏原墨

大德利

宇治ノ山田
宗好
碎半

例年之義也、次家中祝儀如例年、次神壇之修行三座、侍從二座、

建仁寺宗印若衆二人、新三郎、松千代、新三郎親入道伊作イサク二荷兩種持來、令對面、以羹進盃、若衆

二人音曲、暫相談罷歸了、

今夜竹曝、於當社御馬場其沙汰了、○下略、兼和、羽柴次ニ破ヲ遣ルコトニカ、ル、本月十六日ノ條ニ收ム、

〔舜舊記〕

○國學院大學所藏 正月一日、朝晴、晚雨降、當院祝儀如例年、社參同シ、彌三郎、扇一

本、橋介、柏原墨一挺、

二日、天晴、彥竹、扇一本、與一、大豆袋、彥五郎、茶一袋、

三日、天晴、(吉田兼和)御方女房ヨリ大德利一ツ、唐府十、柿一把、來、何羨庵、神恩院來越也、於

小座茶タツル也、

左馬允所ニテ夜會興行、御方・拙子罷也、

四日、天晴、(吉田兼治)侍從殿爲禮御出、樽代貳十疋、扇子三本、スイ物ニテ酒在之、

五日、天晴、當院披官衆セチ也、(被)下京定忠入道來、長刀年玉トノ持參也、左馬允・宮丸・眞木

彌三郎請待也、宇治之内山田宗好禮ニ來、土産ニ圓柿一袋、碎半貳袋、持參也、スイ物

紅屋宗於

初寅

天正十三年正月十四日

一七〇

ニテ酒、於小座敷茶振舞也、紅屋宗於禮來、茶在之、何羨庵同道也、
六日、初寅、雪降、鞍馬寺・貴布禰明神へ代官參彌二郎申付、左馬允へ振舞ニ請待ニ罷也、

七日、天晴、唯神院殿へ神供申付、備之了、左馬允・民部丞兩人ニ晚飯振舞也、自祇園爲禮、山本大藏、三本、中納言、柿一把、持參也、爲禮盛方院淨慶〔到下同シ〕樽代貳十疋、當來、節分、於當社太稔〔祓カ〕アリ、爲祈念予參社也、

黒谷之納所周洞爲禮來、〔柄杓〕茶湯批杓持參也、又桶結之大工來、小桶一ツ持參、返禮ニ扇子一本、遣之、

八日、雪降、〔吉田兼和〕本所へ禮、予、樽代貳十疋、女房衆へ輕粉ニツ、侍從殿へ鍋一ツ、女房衆へ輕粉ニツ持參也、

十日、○中略本所女房衆爲年玉、帶クケテ一筋給之、

十一日、雨降、月齋・いと御料人ヨリ筆一對當來、御方來越付、夜花平餅振舞、

連歌

十二日、雨降、南豐軒弟子玕侍者爲禮來越、扇二本、當來、於御方連歌五十句興行、智福院・周超・兵部少輔・内藏助・予罷、

十三日、天晴、爲年頭禮予出京、光源院扇子三本、南豐軒筆二對、盛方院、貳本也、女房衆柿一把、於宗於茶振舞在之、西林寺、柿一把、眞如寺住持、貳十疋、東陽坊、十疋、長慶、

カンナヘ一ツ、少將、小刀、智源、扇二本、宗悅、扇一本、越後、扇一本、各へ遣之、

十五日、天晴、黒谷之納所周洞カタへ、爲年頭禮、予罷、土産ニ匂香二貝・竹盆一ツ、遣之、周超・何羨庵同道也、

十七日、天晴、禪林寺之内邦齋へ爲禮罷、食籠・水瓶遣之、同惠珍へ小籠・水瓶遣也、侍從殿へ本所爲節來入、予罷也、

十八日、天晴、出京、西林寺令音信、餅ニテ盃出也、

禪林寺之内邦齋、筆二對、惠珍〔延〕龍延香一包、持參也、長慶シキシ一束・帶一筋持來也、

十九日、天晴、晚雨降、出京、侍從殿同道也、

廿日、天晴、黒谷談義聽聞也、

黒谷談義

天正十三年正月十四日

一七一

廿一日、天晴、南禪寺柴玉庵水瓶持參也、眞如堂之内東陽坊禮ニ來、十疋、フクサ物一ツ、少將照布茶巾持參也、仙首座御影繪師ニ書始、

〔言經卿記〕 六 正月一日、癸酉、天晴、下米、

一諸神・諸天等餅已下供之、次二親へ供之、

一祝言如例年了、大澤右兵衛大夫・澤路福千世・小川善大夫等ニ朝食申付了、遣了、後刻

澤路福千世・同母等來、錫持來了、

一今日禮者嶋田虎福也、

一大和宗恕ニ新曆令借用了、

二日、甲戌、晴陰、小雨、

一今日禮者、春教(上田)・久河與七郎・中井宗茂(川端カ)・道喜(新在家)・西田(同)・又一、

一庭田(重保)・一安軒(日野内)・松波左衛門尉(資久)・笠木勘右衛門尉等也、

一大和宗恕へ新曆返了、

三日、乙亥、天晴、

一冷泉(爲滿)ヨリ如例年、予・北向へ餅鏡・双瓶等送給了、祝著々々、

一今日禮者、竹田伊與守、勸酒了、次大和宗恕羹ニテ勸酒了、嶋田與介鳥子十枚持來了、

小川善大夫扇一本ツ、予(言經)・阿茶丸ニ持來、令飲盃了、

一吉田預ヨリ神供送賜了、則令頂戴了、大隅修理亮使ニ來了、勸酒了、

一今日禮引付分、松木父子(宗滿・宗澄)・烏丸父子(光宣・光廣)・日野父子(輝資・資勝)・廣橋父子(兼勝・總光)・飛鳥井羽林(雅繼)・下冷泉(爲將)・外記(中原師兼カ)、

新藏人・宗英藏主・六位史・隼人正・生嶋越中(兼勝・總光)・甲斐守(久勝)・同(久勝)・同(久勝)・天王寺伶人(公久)・同(多久宗)・岡志摩守・園(廣遠)、

東義少志(兼行)・室町(同)・長谷川二郎三郎等也、御韓織手中西、扇子一本持來云々、祭主内金六等也、

四日、丙子、晴陰、

一大工一・同三郎等來、令飲酒了、

一岩來、ハウキニ・ヲフト一、持來了、令飲酒了、

一中島彌介來、令飲盃了、次舞人多備前守(忠孝)・同久藏、扇一本持來了、令飲盃了、疊大工禮

ニ來了、

一今日禮者引付、正親町(季秀)・中御門(宣光)・廣橋内(友益カ)・御大工(廣橋内)・速水左衛門大夫・半左衛門等也、

天正十三年正月十四日

一七四

八卦

五日、丁丑、晴、夜雪、

一冷泉ヨリ八卦所望之間、三元八卦・同行卦記之遣了、

一菊澤禮ニ扇子一本持來了、引付世續左衛門大夫也、

六日、丙寅、天晴、早朝雪、

一日野入來了、錫被持了、公卿補任去年分被寫了、補歷同被改書了、

一安禪寺殿御乳人錫・兩種被持被來了、阿茶丸筆一對被遣了、

一入夜、冷泉樽・兩種・筆一對持來談了、則羹ニテ勸酒了、

七日、丁卯、天霽、節分、

一粟津屋與三左衛門禮ニ鯛一懸、持來、令飲盃了、

一西梅津橋本孫介禮ニ十疋持來了、令飲盃了、

一四條來談、禮ニ北向ニ二十疋、予扇子三本給了、則羹勸酒了、

一遣迎院へ當年二體開眼供養之儀申了、

一今日禮者西洞院也、

公卿補任
補歷

天正十三年正月十四日

一七四

八日、庚辰、天霽、雪、

一今日禮者因幡堂柳坊牛玉・香水、大藏寺善勝茶一頭切持來、勸酒了、清和院卷數、

一冷泉ヨリ本願寺・同新門跡・興正院等書狀頼入間、書之遣了、

一葉室禮ニ被來了、扇子一本、同侍秋田久大夫扇子一本等、羹ニテ勸酒了、

一遣迎院ヨリ當年星二體供養賜了、札祈禱之由、同給了、

九日、辛巳、

一早朝ニ冷泉ヨリ海塚本願寺・同興正院へ音信年頭有之、北向ヨリ興正院西御方へ白粉箱

十、兵部卿同五はこ被遣了、予ハ若菜、上下書之遣了、去夏ヨリ所望也、使者今橋二

衛門尉也、

一今日禮者重春、愛宕山札・御壇供・扇子一本持來、令飲盃了、次光明寺札・扇子

十日、壬午、天晴、夜雨、

一今日禮者松田勝右衛門尉、二十疋、持來、次上善寺眞順來、茶一頭切持來了、羹ニテ勸酒

了、五十錢遣了、

天正十三年正月十四日

一七五

- 一 冷泉へ禮ニ予・北向・阿茶丸・ヤ、各罷向了、予ヨリ冷泉へ扇子三本、四辻へ帶、北向ヨリ冷へ樽兩種、四條へ料舂一束、其外今橋二衛門尉ニ扇子二本、小性鶴千世扇子二本、官女千五十錢、小者與二郎扇二本遣了、羹ニテ酒有之、
- 十一日、癸未、下米、晴、夜雨、
- 一 明王院へ双瓶、同宿、扇子等持罷向了、則吸物 山羊・一盞、次大和宗恕へ禮ニ罷向了、羹ニテ一盞、諷少有之、
- 十二日、甲申、下米、
- 一 理性院へ一荷兩種遣了、
- 十三日、乙酉、天晴、
- 一 南部周防守禮ニ扇子一本持來了、
- 一 理性院ヨリ一荷兩種被送了、
- 一 眞性院來談了、梅ツケ被送了、眞如堂東陽坊串柿持來了、不及對顔了、
- 一 平野社預兼興朝臣禮ニ來了、伊勢祭主禮ニ來云々、

十四日、丙戌、天晴、

- 一 多讚岐守・同上總介等禮ニ扇子一本ツ、持來了、令飲盃了、
- 一 高野上人へ扇子二本、永運坊双瓶等持罷向了、則羹ニテ酒有之、
- 一 山科在所ヨリ三毬打細竹二百八十本持來了、
- 一 吉田(兼和)一禮ニ來云々、
- 一 海塚ヨリ返狀共有之、興門西御方ヨリ予ニ皮タヒ、北向ニ板物、織筋、兵部卿ヨリ雜紙三束等被送給了、
- 十五日、丁亥、天晴、
- 一 民部卿法印(前田玄以)へ當年禮ニ罷向、三十疋、松田勝右衛門尉ニ三十疋、磯部李齋ニ扇三本等遣了、冷泉・四條等同道了、
- 一 三毬打囉之、大澤右兵衛大夫・同虎千世・澤路福千世・小川善大夫等也、吉書、予・阿茶丸等如例年了、次粥有之、
- 一 荒尾善左衛門・永運坊等禮ニ被來云々、

- 一江村、（マ） 持來了、北向見參了、
- 一安禪寺殿ヨリ一荷兩種送賜了、
- 一冷泉來談了、
- 一松林院へ扇子一本持罷向、他行之間性心ニ預置了、次長安（語下同シ）・松木等禮ニ人ヲ遣了、次明王院へ罷向了、大和宗恕同被罷向了、數刻令雜談了、（補正虎）
- 十六日、（戌） 丙子、天晴、
- 一建仁寺内祥雲院、禮ニ扇子一本持來了、
- 一岩屋佐渡來了云々、香水・札・牛玉等持來云々、北向見參了、茶子被振舞了、算共置之也、後刻又來了、
- 一誓願寺長老、禮ニ十疋持來了、
- 十七日、（巳） 丁丑、天晴、
- 一民部卿法印禮ニ三十疋被送給了、
- 一永運坊禮ニ新帟一束、持來了、

算

愛宕山山伏
來ル

- 一春日社積藏院中東ヨリ、卷數并神供・油物等送之、
- 十八日、（庚） 戊寅、天晴、
- 一冷泉ヨリ楠（成辰）甚兵衛へ年始便宜有之間、北向ヨリ帶一筋楠兵妻へ、予ヨリ楠甚兵へ扇子三本等言傳了、
- 一春日社中東へ返事ニ十疋、初尾添遣了、
- 一葉室母儀禮ニ被來了、昆布被持來了、勸酒了、
- 十九日、（辛） 己卯、天晴、
- 一愛宕山山伏下總來、加賀國松尾彦三郎母ヨリ書狀有之、又大坂ニ彦三郎アネ（イシ、杉山與右衛門尉）
- 妻、方書狀予ヨリ遣了、山伏愛宕山札并扇子一本持來了、
- 一久河說曾妻、昆布禮ニ持來了、北向留守之間聽歸了、
- 廿一日、癸巳、天晴、
- 一太秦眞珠院へ禮ニ扇子一本持罷向、吸物・酒有之、坊主最勝院へ扇子一本遣了、但出京由云々、

天正十三年正月十四日

一八〇

鞍馬寺戒光坊

諷本

一松尾社松室左衛門佐禮ニ扇子一本持來云々、廿四日、丙申、天晴、

一鞍馬寺戒光坊ヨリ牛玉・札・炭等被送給了、最花進了、廿六日、戊戌、天晴、

一松林院禮ニ串柿一束、茶一頭切持來了、勸酒了、次盛運來、扇子一本持來了、諷本現在熊坂、持返了、

廿八日、庚子、天晴、

一春日社積藏院中來了、卷數并油物送了、不及面拜了、

北條氏直ノ族同氏照・氏邦、下野ニ在陣ス、是日、氏直、利根川ニ船橋ヲ架シ、同國足利ノ長尾顯長等ニ命ジテ、渡舟ヲ停メシム、

〔長尾文書〕

○下

川北其方領分赤岩・さかまき・船越、河東在陣之間者、堅可被停止候、船橋以一ヶ所申付候

間、早々奉行を被指越、在陣中者、船を引上而可被置候、仍如件、

(北條氏、虎) 天正十三年

乙酉



正月十四日

(印文祿壽應穩)

(北條氏邦) 奉之
安房守

船橋ハ一箇所ニ限ル在陣中ハ舟ヲ引上グベシ

赤岩船渡
北條氏ノ印
判ナキ者ハ
渡船ヲ禁ズ

小菅又右衛門尉
宮内彈左衛門尉

一色中務大輔

長尾新五郎殿

(顯長)

赤岩船渡之儀、御大途之爲無御印判者、一切可停止候、少も致油斷候者、可及其斷者也、仍如件、

(天正十三年) 正月十八日

(長尾顯長) (花押)

小菅又右衛門尉殿

宮内彈左衛門尉殿

〔相州文書〕

六 鎌倉郡六
江島下之坊所藏

まぐち御領分之由候、河東在陣之間者、船渡往還共堅令停止候、船を引上被指置、能々可被仰付候、船橋一ヶ所ニ定置候、仍如件、

(北條氏、虎) 乙酉



正月十四日

(印文祿壽應穩)

一色中務太輔殿

(北條氏照) 奉之
陸奥守

○氏直、下野佐野ニ佐竹義重ト對陣スルコト、十二年六月五日ノ條ニ、顯長、氏直ト相會スルコト、本月十日ノ條ニ、氏政、氏邦ニ戰ヲ促スコト、同二十五日ノ條ニ見ユ、

天正十三年正月十四日

一八一